

明末清初における于謙の評価問題

The debates on the estimate of Yuqian
from the end of the Ming period to the early Qing period

新田元規

ARATA Motonori

明末清初における于謙の評価問題

The debates on the estimate of Yuqian from the end of the Ming period to the early Qing period

新田元規

序論

第1章 于謙の事績とその評価

第1節 于謙の事績と没後の名誉回復

第2節 易儲問題における于謙の対応とその評価

第2章 侯方域「于謙論」 — 「于謙は社稷の臣に非ず」 —

第3章 侯方域「于謙論」への反応

第1節 侯方域「于謙論」の反響

第2節 于謙のための弁明 — 于謙に深慮あり —

第3節 于謙のための献策 — 于謙は何時、如何に動くべきであったか —

第4節 景泰帝・于謙のための洗冤 — 易儲は非にあらず —

第5節 礼学解釈による于謙のための弁護 — 「史論結習」からの脱却 —

結論

序論

顧炎武は、自身が養母王氏から受けた庭訓を回想して、その内容に、「劉基・方孝孺・于謙の事績」が含まれていたと述べている¹。明朝創業の功臣である劉基、建文帝にとっての輔弼の臣として節を貫いた方孝孺。この二人と並んで、于謙は、その功績と志操とを兼ね備えたことによって、明末清初期の士人たちに節義の心を高揚させる存在であった²。于謙は、「三異人」として、方孝孺・楊繼盛と併称されもするが、その場合もまた、その卓絶した「忠烈之心」が三者に共通した「異」なる点であった³。張煌言といえば、南明の魯王政権を支えて活躍した士

1 顧炎武『亭林餘集』「先妣王碩人行狀」、「吾母居別室中、晝則紡績、夜觀書、至二更乃息。……尤好觀《史記》《通鑑》及《本朝政紀》諸書、而於劉文成・方忠烈・于忠肅諸人事、自炎武十數歲時、即舉以教。」

2 明末清初における方孝孺の評価については、趙園「作為話題的“建文事件”」（同『明清之際士大夫研究』北京大学出版社、1999年）の特に、「説方孝孺」項を参照。

3 孫奇逢『孫徵君日譜録存』卷七 順治十二年九月二十七日条「讀《三異人傳》有述。三異人者、明忠臣方正學・于肅愍・楊忠愍三先生也。統以三異人者、蓋三先生超異殊絶。古來忠臣罕比、篤生於明二百年、

人として知られるが、彼は、康熙三（1664）年、清朝政府に捕らえられ処刑された後、本籍である寧波の鄞県ではなく、最期を迎えた杭州に葬られた。その墓所は、西湖の南岸に位置し、北西岸の岳飛墓、南岸西寄りの于謙墓と向き合って、三角形を成している。これは、張煌言が生前に詩に賦した遺志を汲んで、同郷の後輩である萬斯大（父は復社党人）らがとりはからったのであった⁴。抗清活動の闘士からも、于謙は岳飛と並び、忠節の象徴として敬仰されていたことがうかがえる。

正統十四年（1449）九月、明の正統帝（英宗）は、北京北方の土木堡（現河北省張家口市に所在）において、エセン・ハン率いるモンゴルのオイラトに敗北し、捕虜となってしまう。この非常事態のもと、于謙は、急遽即位した景泰帝を助けて、軍事を統括し、内外の危機を収拾することに成功する。この救国の功により、于謙は、劉基・王守仁と並べて、明朝の三大功臣に数えられる⁵。後人にとって、于謙の人物像を印象深くしているのは、その功績の大きさだけでなく、悲劇的な最期である。景泰八年（1457）正月、奪門の変により英宗が復辟すると、于謙は対立党派により罪を着せられ処刑されてしまう。こうした最期への人々の同情は、于謙にとりなう「忠烈」の形象をいっそう強めたことであろう。張煌言・顧炎武らの生きた明末ともなれば、中央政局の混迷と対外的危機のもとで、手腕と志操を兼ね備えた政治家が待望されており、于謙への敬慕は一層強まっていたと思われる。

もっとも、明末の時点にあっても、于謙の事績は、すべてが手放しで肯定されていたわけではない。オイラトから送還された英宗の処遇と、景泰朝における皇太子の更立との二点について、景泰帝の所為を于謙が座視したことには、問題があると見なされた。「社稷に果たした功績は大きい、道義上の瑕疵は覆い得ない」というのが大方の評であったと言えよう。以下に挙げるのは、于謙に対する明季士人の見方をうかがわせる一幕である。

崇禎九年（1636）の秋、復社の有力同人である呉應箕（萬曆二十二〔1594〕年生）は、応試のために南京に滞在しており、一日、やはり復社同人の張自烈とともに、徐石麒に招かれて、南京城外の景勝地である雨花臺に赴き、酒を酌み交わしていた⁶。雨花臺にあつて、酒宴の場と

相望而得此三異人、亦奇矣哉。三人者、事有本末、死各不同、而忠烈之心、同也。楊繼盛は、嘉靖朝にあつてモンゴルとの互市の開設に強硬に反対したことで知られ、後に、嚴嵩の専横を弾劾し、罪を着せられて処刑された。孫奇逢にとっては、郷里（北直隸容城県）の先人にあたる。方孝孺・楊繼盛への評価を含めて、明人の節義観とその実践について明代後期を中心に見渡した研究として、陳宝良『明代士大夫の精神世界』（北京師範大学出版社、2017年）「第三章 忠孝節義的兩難境地」を参照。

⁴ 全祖望『鮚埼亭集』巻四「明故權兵部尚書兼翰林院侍講學士鄞張公神道碑」、「嘗賦詩欲葬湖上岳忠武王・于忠肅公二墓之間。……有朱錫九・錫蘭・錫旂・錫昌兄弟者、豫爲公買地經紀之。而鄞人萬斯大等葬之南屏山之陰、從公志」。張煌言『張忠烈公集』巻十一「采薇吟」所収七言絶句「憶西湖」に、「岳武穆公と于忠肅公の墳墓が連なる。新たな墳墓一座を加えることができるであろうか」（「高墳武穆連忠肅、參得新墳一座無」）と見える。同詩については、于謙研究会・杭州于謙祠編『于謙研究資料長編』（中国文史出版社、2003年）を参照。なお、張煌言の墓誌は、魯王政權に参加した黄宗義（萬斯大の師でもある）の手になり、銘文には、「西湖之陽、春香秋霧。北有岳墳、南有于墓」の句が見える。黄宗義「兵部左侍郎蒼水張公墓誌銘」（浙江古籍出版社『黄宗義全集』第十冊碑誌類）

⁵ 王世貞『弇山堂別集』巻三「皇明盛事述三・浙江三大功臣」、魏裔介『靜怡齋約言録』外篇第七十八條「明之三大功臣、皆出於浙、劉青田・于忠肅・王陽明三先生是也。」

⁶ 呉應箕と張自烈、それに侯方域ら復社党人の交友と政治活動については、小野和子『明明季党社考一東

なったのは、木末亭に隣接する方孝孺の祠堂であった。席上、浙籍の沈某なる人物と呉應箕との間で議論が持ちあがる。

わたしと徐公は、天下の事を自在に語り尽くした。おりしも、北京は警戒体制にあった。徐公は「今、于少保（謙）のような人をどこで得られようか」と言われた。わたし應箕は言った。「于公の功績は社稷に寄与するものでしたが、しかし、わたしが日ごろ不満に思っていたのは、易儲の事について争われることを欠いた点です」。徐公「功績に免じて過ちを許すべきでは？」。應箕「われわれが事政を論ずる場合には、賢者に対して完全たることを求めるべきです」。徐公「そうですね」。わたしと徐公とは先に江陵（張居正）・太倉（王錫爵）を論じ、あわせて嘉靖の議礼、萬曆の立太子問題にまで及び、批判する点が多かった。そのため、于少保にも厳しく要求したのである。突然、沈某が口をひらいた。「あなたの意見は間違っている。当日の情勢に即して考えれば、皇太子は更立せざるを得ませんでした。もし、于少保がこれを争ったとしたら、少保の地位を保ちえなかったはずです」。わたしは、大義に照らしてこれを論じ、張爾公（自烈）はこの時、わたしに与してさかんに論じたが、沈某はますますあれこれ弁じて止むことがなかった。わたしはそこで立って徐公にいった。「これは、無理に弁護しているだけのことです。ですが、若輩者が、口舌で富貴を手に入れられるとなれば、（こじつけで）どんな趣旨のことでも言うてのけることになるでしょう。それに、徐先生も、このような客がいてよろしいのでしょうか」と。これで酒をやめて散会となってしまった（呉應箕『樓山堂集』卷十九「書木末亭酒間語」）⁷。

「今日、于謙のごとき人物をどこに得られようか」という徐石麒の慨嘆から始まり、その功績と「不足」の点とが、徐と呉應箕の間で論じられた。呉應箕——後日、彼は抗清の挙兵によ

林党と復社一』（同朋舎、1996年）「第七章 復社の運動」、章建文『呉應箕研究』（安徽大学出版社）下篇「版本 輯佚 年譜」、古屋昭弘『『正字通』字音研究』（好文出版、2009年）「第5章 張自烈年譜稿」を参照。徐石麒は、劉宗周・黃道周と並ぶ東林系の官僚として崇禎朝で活躍し、崇禎十五年には刑部尚書に任ぜられる。崇禎九年の時点では、尚宝卿の任にあった。黃宗羲「光祿大夫太子太保吏部尚書諡忠襄徐公神道碑銘」（浙江古籍出版社『黃宗羲全集』第十冊碑誌類）、小野和子「黃宗羲の前半生——とくに「明夷待訪録」の成立過程として」（『東方学報』34、1964年）を参照。

⁷ 「予與徐公縱橫談天下事甚悉。時北京方有警。徐公曰「今安得有于少保其人者」。予曰「于公功雖在社稷、然某生平所不足者、易儲事少一爭耳」。公曰「當以功怨過」、予曰「我輩論事政、宜責備賢者」、公曰「然」。蓋予與公先論江陵・太倉、併及嘉靖議禮・萬曆國本事、多所指摘、故厚求少保耳。忽沈某曰「君言、非也。以當日時勢論之、儲不可不易。使少保爭之、何爲少保乎」。予因以大義言之、爾公是時佐予辨甚力。沈益刺刺不休。予因起謂徐公曰、「是不過強作解事者。然若輩萬一以文字取富貴、其意將何所不至。且公亦安得有如此客哉」。于是遂罷酒而散。「論事政、宜責備賢者」とは、『新唐書』太宗本紀贊「然『春秋』之法、常責備於賢者……」にもとづく。この文章は、「書木末亭酒間語」と、「木末亭」を掲げて題されており、夏燮『忠節吳次尾先生年譜』は、崇禎九年七月条において、一件を、「與徐尚寶（石麒）・張子（自烈）飲方正學旁之木末亭、席間論于忠肅不諫易儲事」と、木末亭を宴席の場としてまとめている。しかし、「書木末亭酒間語」本文に、「飲于方正學先生祠堂中、旁即所謂木末亭也」とあることからすれば、飲酒の場は、「方正學先生祠堂」ではないか。

って命を落とし、乾隆年間に「忠節」号を諡される——にとっては、同時代人にとって「忠」の象徴たる于謙でさえも、満足しえないところがあった。そこに、于謙を弁護しようとする沈某が口をはさみ、沈某と呉應箕・張自烈との間で激しいやりとりが交わされた。雨花臺におけるこの議論の場が、方孝孺の祠堂であったというのも、しつらえたかのようである。

雨花臺での「劇談」（夏燮『吳次尾先生年譜』の表現）中には、「功、社稷に在り」「当日の時勢を以て之を論ずれば」「大義を以て之を論ずれば」等々、于謙の評価問題における鍵軸はおおよそ出そろっている。そして、方孝孺祠の「劇談」の内容を反映するかのごとく、「于謙の道義上の責任」を論点とした一文が、呉應箕とごく親しい士人によって著される。それが、侯方域の「于謙論」一篇であり、同篇中で、侯方域は、あろうことか、「于謙は、『社稷の臣』というには値しない」と断じ、同時代の人士の反響を呼ぶ。そして、侯方域に反発した人々は、沈某が呉應箕・張自烈に対して「刺刺として休まず」であったのと同様に、于謙のために、史論史学の形式をとって縷々弁じることとなった。

概して言えば、後世の人々が、史論史学にとりあげ、考察の対象とするのは、完全無欠の人物ではない。政治上の功績はあるが、その出処進退、そもそも功績を成就した手段に、倫理面で問題があるといった人物が、好んで史論史学の題材とされる。具体的には、その政治的功績ははたして道になかった手段で達成されたものであったか、倫理上の過失は、客観的情勢に照らしてやむを得ないものであったのか、倫理の原則との板挟みに悩んだあげくの苦渋の選択として選択された怒さるべき過失であるのか等々が、論ぜられる。こうした史論史学の典型としては、春秋時代、齊の管仲をめぐる議論が挙げられる⁸。于謙は、現に、その「攘夷」の功業により「民、今に至るまで其の賜を受く」という点で、管仲を想起させるところがあり⁹、于謙に取題する史論とは、当代版の管仲論と言うこともできる。

もっとも、史論史学の題材として似通うところがあるとはいっても、明末清初の人士にとって、いわば近現代史の範囲にある于謙の事績は、管仲とは同日には談じえない重みと生々しさを帯びていたことであろう。さらに、明末清初の思想的状況として、于謙をめぐる議論に影響するのは、士大夫たちの間で、一面では政治上の具体的達成（いわゆる「事功」）が追求され、また一面では道義が高唱されるというように、政治論の振れ幅が大きくなっていったということである¹⁰。そして、「事功と道義」という両極においても、特に、道義の側の極が、士人達を強

⁸ 管仲の評価に内包される思想的問題については、近藤正則『『孟子』の王覇論及び管仲評価めぐって』（同『程伊川の『孟子』受容と衍義』汲古書院、1996年）を参照。

⁹ 魏得良点校『于謙集』（浙江古籍出版社・浙江文叢、2013年）所収王紳「（嘉靖刊）于肅愨公奏牘序」、「孔門では、容易には仁にかなうと認めはしなかったが、こと、管仲については、二度にわたって仁たることを認めているのは（『論語』憲問）、周を尊び夷狄を討ち払った功績が大きかったからである。……于肅愨公は、はかりごとをめぐらして勝敗を分かち一戦に臨み、激流中にそそり立つ砥柱も同様に逆境にも動ずることなく、大敵を打ち砕き陥れ、中夏は安寧に至った。いわゆる「民は今に至るまで恩恵を受けている」（同前）というものではないか。」（「聖門斬於稱仁、獨再許管仲、以尊周攘夷之功大也。……肅愨公實運籌決戰、砥柱不移、摧陷大敵、中夏底寧、豈非所謂民到於今受其賜者乎。」）

¹⁰ 復社に属する人士において、経世を追求する学問が、道徳から分離する傾向を見せたこと、こうした動向の一環として、「救時宰相」張居正の政治的手腕への再評価が進んだことについては、井上進「復社の学」（『東洋史研究』44-2、1985年）を参照。同論文では、復社にも、「君子」の立場から、張居正を批判す

く刺激し、于謙の評価問題を過熱させているふしが見られる。こうした思想的状況に、悲劇の忠臣への同情心、郷党意識、宋代風の学問への対抗心といった要素が交錯し、結果、おおよそ清初の時期に、于謙に取題した論説が、十数篇、蓄積されることとなったのである。

本稿は、侯方域「于謙論」と、同時代の論者たちの「于謙論」への応答を中心に、明末清初期に蓄積された于謙をめぐる議論の全体を検討し、その背後にある当該時期の思潮を把握することを試みる。議論の構図はごく単純であって、侯方域「于謙論」が于謙の評価を引き下げる趣旨の論を提出し、これに対して、論者たちが、于謙に同情的な議論を展開する。侯方域「于謙論」が、「儒者の常談による苛責」（呉肅公の表現）の典型であるとすれば、これに対して、一斉に弁護人が立ち上がった感すらある。以下の本論部では、各人の于謙論の細部の紹介に紙幅を割くが、これは、各論の論理もさることながら、論者達の入れ込みの度合い——あからさまな臆心の引き倒しさえも厭うていない——を感得できるようにするためであり、目標とするところは、各論の細部ではなく、一連の議論の基調を成す思潮をつかむところに存する。

于謙の評価をめぐる議論の整理を通じて当該期の思潮を把握することとあわせて、本稿では、「史論史学」という「論」の型をも問題とする。先に述べたとおり、于謙は、管仲にも似て、史論史学の形式でもってその評価が論じられていた。十数篇にものぼるこれら于謙論を素材にすることで、いわゆる「史論」の型を明確にとらえることができるように思われる。一連の于謙論の中には、本稿が定式化するところの「史論」にはあてはまらない論も存在しており、これを対比の材料として並べることで、「歴史上の人物を論ずる」という史論一般のうちにも、本稿のいう狭義の「史論史学」の型が、特に存在することが確認できるであろう。

以下、第1章では、明末清初における議論に立ち入るに先立ち、前提として、于謙の事績を、土木の変への対処と、景泰朝における「易儲」問題への対応とに焦点を当てて概観する。続いて、第2章では、明末清初期において、于謙をめぐる議論を惹起した侯方域の「于謙論」に、一章をあてて内容を詳細に検討する。第3章では、侯方域「于謙論」に応じて著された于謙論を、四種に区分してその内容を見る。第一には、王弘撰らによる標準的な弁護論（第3章第2節）であり、これは、易儲の非を認めた上で、やむない情勢と于謙の苦衷・深慮を理由に、于謙が易儲を諫止しなかったことについて酌量を求めるといった体の弁護論である。第二は、魏際瑞らの献策・提言型の論（第3章第2節）であり、于謙がいかに易儲ないしは奪門の変に対応すべきであったかについて、于謙になり代わって考え提言する型の論である。第三の毛先舒（第3章第3節）と、第四の毛奇齡（第3章第4節）は、いずれも、「そもそも易儲は正当であり、于謙には酌量しなければならないような罪状は無い」と主張する論である。これら、各様の弁護論には、論者それぞれの史論家・経学者としての特徴があらわれており、その点についても適宜、指摘する。結論章では、侯方域の挑発が議論を誘発した状況を確認した上で、侯方域と批判者達の論の双方に共通して看取される思想的基調を総括する。

第1章 于謙の事績とその評価

る人士があいかわらず存したことが指摘され、具体例として呉應箕の所論が挙げられている。

第1節 于謙の事績と没後の名誉回復

于謙の事績を、彼が朝政の表舞台に登場し声望を確立した正統十四年と景泰元年を中心に概観する¹¹。于謙は、洪武三十一（1398）年生れ、浙江錢塘の人¹²。永楽十九（1421）年に進士及第。山西道監察御史を皮切りに、江西巡按御史、巡撫河南・山西都御史などを歴任、長らく外任にあつて治績をあげる。正統十一年（1446）、権勢をふるっていた太監王振に目をつけられ、その使喚する言官から弾劾を受け巡撫職を解かれるが、河南・山西の吏民の請願と親藩諸王の口添えにより、巡撫に復帰する。正統十二年には、兵部右侍郎に任ぜられ、京官として翌々年の変事を迎えることになる。この年、父于彦昭を、翌十三年に母劉氏を続けて亡くすが、三年の喪を終えることなく復職することを命じられており、特に、母の喪にあたっては、「以邊事方殷」が起復の理由とされていた。

正統十四年七月、エセン・ハンの率いるモンゴルのオイラトが山西に進攻すると、英宗（正統帝。復位後は天順帝。以下、廟号の「英宗」で表記する）は、宦官王振の勧めに従って親征に乗り出し、北京には、異母弟の郕王朱祁钰を留守として置いた。明軍は大同まで進み、戦果を得ることなく撤退しようとしたが、宣府附近の土木堡においてオイラト軍に包囲される。八月十五日の戦闘で、明軍は大敗を喫し、王振は戦死し、英宗はオイラトの捕虜となってしまう。十七日、敗戦の報が北京に伝わると、政府中枢は動揺を来し、南遷を説く者も出る。この時、于謙は、「南遷を説く者は斬るべし」と強硬な態度を示し、朝議を主戦防衛に導く。

京師は天下の根本であり、宗廟・社稷・陵墓はここにあり、百官・万民・財貨、食糧の備蓄もすべてここにある。ここを守らないなら、どこを守ることができようか。もし、一旦、動いてしまえば、形勢は完全に傾いてしまうことであろう。（晋や宋の）南渡の先例を参考にしなければならない（『于謙集』附録、于冕「先肅愍公行状」）¹³。

留守政府の中枢は、皇帝不在という非常事態を解消するため、英宗の庶長子であり満二歳にもならない朱見深（後の成化帝憲宗）を、皇太后孫氏（宣德帝の皇后）の聖旨によって立太子し、郕王を、監国としてその輔佐にあたらせた（八月二十二日）¹⁴。朝廷では、于謙とも因縁

¹¹ 土木の変の発生から、景泰帝の即位に至る一連の経緯については、以下を参照。川越泰博『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、2001年）「後編 政治と軍事—英宗回鑾を中心として—」、同『モンゴルに拉致された中国皇帝—明英宗の数奇なる運命—』（研文出版、2003年）、荷見守義「景泰政権の成立と孫皇太后」（『東洋学報』82（1）、2000年）、滝野邦雄「明・景泰帝の諡号について（1）」（『経済理論』367、2012年）、同「明・景泰帝の諡号について（2）」（『経済理論』369、2012年）。

¹² 于謙の伝記と家世については、前掲浙江文叢本『于謙集』に収録の于冕「先肅愍公行状」、倪岳「太傅忠肅于公神道碑」、于繼先「先忠肅年譜」、『明史』巻一百七十「于謙傳」、呉仁安「明少保兼兵部尚書于謙家族史述略及其他」（同『明清江南著姓望族史』上海人民出版社、2009年）を参照。

¹³ 「京師天下根本、宗廟・社稷・山陵在此、百官・萬姓・帑藏・倉儲咸在此、此處不守、何處可守。若一動、則大勢盡去、南渡之事可監矣」。『英宗實録』は、この語を、太監李永昌が、皇太后孫氏を説得した際に発したものとしているが、一般には、『英宗實録』編纂の事情から、この記事は信頼し得ないとされる。王世貞『弇山堂別集』巻二十四「史乘考誤五」第二十一条、前掲荷見守義「景泰政権の成立と孫皇太后」注16を参照。

¹⁴ 土木の変発生直後の非常時下において、皇太后孫氏が果たした役割と、当時にあつて、郕王朱祁钰と朱

のある太監王振こそが英宗を唆して無謀な親征を行わせた元凶であると目されており、王振の党派と、彼らの処罰を求める人々との間での争いから廷議は混乱に陥った。于謙は、動揺して席を立とうとした郕王を抱え止め、王振派の処罰を命ずる王の宣諭を読み上げてその場を定めた（八月二十三日）。廷議から退出した後、吏部尚書王直は、于謙の手を執り、「今日の事態は突然に起こったが、于公によって定まった。わたしが百人いたとて何の役に立ったであろうか」と漏らしたという¹⁵。この事件の後、于謙は兵部尚書に昇任し、正式に軍事を統括する立場に就く（兵部尚書鄭埜は土木堡で敗死）。

立太子されたとはいえ、朱見深はまだ幼年であり、群臣からは、成年である監国郕王の即位を求める請願が提出された。尻込みをする郕王に対し、于謙は、「国家を憂えてのことであって、私計をなすものではありません」と説得につとめ、結果、九月六日には、やはり皇太后孫氏の聖旨という形をとって郕王は即位する（景泰帝）。囚われの身にあった英宗は事後の報告を受け、弟郕王への譲位を承認した¹⁶。

十月、オイラトは英宗を擁して来攻、長城上の主要な関城である紫荆関（保定府易州の付近）を破って京師に迫り、明政府と交渉を行おうとする。英宗を人質にとられた状況下において、廷議は、講和に傾きかけるものの、于謙は断固、主戦を主張する。オイラトが北京に進軍すると、于謙はみずから督戦にあたり、十月十二日、徳勝門外での交戦では勝利をおさめた。

土木の変の発生から、十月の北京の防衛戦に至る一連の経緯の中で、于謙の果断さが発揮された一幕として、次の挿話が伝えられる。オイラトが、英宗を人質に来攻すると、動揺する朝臣たちを前にして、于謙は、「国家こそが第一であり、君主個人は二の次である」（「社稷爲重、君爲軽」と断じ、人質である英宗をかえりみることなく戦うことを促す。「民爲貴、社稷次之、君爲軽」（『孟子』盡心下）を踏まえて発せられたこの語は、于謙の活躍的一幕としてだけではなく、彼の悲劇的結末の発端としても解される¹⁷。

「社稷爲重、君爲軽」と並んで、于謙の活躍を象徴する語として、もう一つ、「頼天地宗社之靈、國有君矣」なる語も知られる。伝えられるところでは、大同・宣府そして京師といずれの城市においても、オイラト軍が英宗を人質に降伏を迫ったのに対して、防衛側は城壁の上から「天地宗社の靈によって、わが国には君はいらっしゃいます」（「頼天地宗社之靈、國有君矣」と応じ、降伏の勧告を退けた。『春秋公羊傳』に見える「頼天地宗社之靈、國有君矣」とは、ま

見済のほかに襄王朱瞻埜が有力な継承候補であった事情について、前掲川越泰博『明代中国の軍制と政治』「後編 第二章 回鑾拒否」、前掲荷見守義「景泰政権の成立と孫皇太后」、前田尚美「明代の皇后・皇太后の政治的位相—宣德帝皇后孫氏を中心に」（『九州大学東洋史論集』41、2013年）を参照。

¹⁵ 于冕「先肅愍公行状」、「今日事起倉卒、頼公以定、雖百王直將焉用之。」

¹⁶ 英宗が郕王即位後にこれを知り承認した経緯については、前掲川越泰博『明代中国の軍制と政治』「後編 第三章 交渉開始」の508頁以下、同『モンゴルに拉致された中国皇帝—明英宗の数奇なる運命—』「第2章 英宗の帰還を望む人々、望まぬ人々」の79～86頁を参照。

¹⁷ 「社稷爲重、君爲軽」は、于謙に対する英宗の嫌疑の端緒となったと目される。高岱（嘉靖二十九年の進士）は、景泰帝が危篤の状況下において、于謙が英宗の復位に積極的でなかったのは、土木の変に際しての「社稷爲重、君爲軽」の語によって、英宗の憾みをかかっていると知っていたからだ、と推測する。高岱『鴻猷録』卷十「南内復辟」論。

さに、「国君を人質に降伏を迫られる状況」においてこそ発すべくしつらえられた語であった¹⁸。この「頼天地宗社之靈、國有君矣」という語を、守城者が毅然と叫ぶことができたのは、于謙が、景泰帝を擁立して皇帝不在の状況を解消し、人心の動揺を収めたからであった(とされる)。

後世の評価では、いちはやく邸王を即位させたことと、「社稷爲重、君爲輕」一語に示された決然たる態度とが、人々を鼓舞して防衛戦の成功をもたらし、さらには、人質としての英宗の価値を低下させ、その帰還を成就させることにもつながったと目される。「社稷爲重、君爲輕」と「頼天地宗社之靈、國有君矣」という文句は、于謙の事績を語る上で常套的に言及されるものの、ただし、いずれもが共通して、于謙と守城者の口のにぼされた(とされる)前後の状況は不明明であって、『英宗実録』、于冕撰「行状」、倪岳撰「神道碑」といった早い時期の史料には見えない。遡り得るのは、李夢陽「于公祠重修記」¹⁹までであって、この二つの名場面は、伝承の域を出ないように思われる。虚実とはともかくも、「社稷爲重、君爲輕」と「頼天地宗社之靈、國有君矣」とは、于謙の活躍ぶりを象徴する語として人口に膾炙し、明末清初期に至って、于謙の評価を論ずる場合にも、この二つの文句が発せられたことは史実として扱われる。また、「社稷」の語は、于謙を論じる上で欠かせぬ關鍵の語となり、于謙は「社稷を安んずるの臣」(『孟子』盡心上「有安社稷臣者、以安社稷爲悦者也」)をもって目され、また、彼の功績を概括するには、「再造社稷」の語が用いられる。

土木の変の明るる景泰元年(1450)四月、オイラトからの和平の申し入れを大同参将許貴が取り次ぐと、于謙はここでも、主戦の立場を持して和議を退け、とりついで許貴に対して激しい叱責を加える²⁰。于謙がこの時点で、断固として和議を拒絶すべきを説いた「兵部爲陳言邊務事」は、于謙の上奏の中でも雄篇の一つに数えられ、各種の奏議集、経世文編の類に収録される。

臣らが考えますに、今日の事は、理から言っても、勢から言っても、和睦してはなりません。なぜならば、中国と寇とは、絶対に相容れない間柄であり、和睦すれば君父に背き、

¹⁸ 『春秋公羊傳』僖公二十一年、楚が宋の襄公を囚えて侵攻すると、宋は、公子目夷を中心にこれを迎え討ち、楚が襄公の命を引き換えに降伏を迫ると、「吾れ社稷の神靈に頼りて已に君有り」と応じた。結果、楚は、襄公を殺しても国を得ることができないと知って、襄公を釈放した(「……楚人謂宋人曰「子不與我國、吾將殺子君矣」、宋人應之曰「吾頼社稷之神靈、吾國已有君矣」。楚人知雖殺宋公、猶不得宋國、於是釋宋公」)。なお公子目夷は、宋公に即位したわけではなく、襄公が楚に釈放された後、帰国をためらうと、これを迎えて帰らせている。

¹⁹ 李夢陽『空同集』卷四十一「少保兵部尚書于公祠重修碑」、「賊曾擁太上皇大同城下、勸降也、大同人登城謝曰、「頼天地宗社之靈、國有君矣」。至宣府城下、宣府人登城者謝曰「頼天地宗社之靈、國有君矣」。至京城下、京城人又謝曰「頼天地宗社之靈、國有君矣」。公於是颺言曰「豈不聞社稷爲重、君爲輕」。于謙は河南巡撫都御史の任にあったことに因んで、開封にもその祠堂が設けられており、李夢陽撰の碑記は、この開封于謙祠のために撰じた文である。なお、清初の谷應泰『明史紀事本末』の段階に至ると、「頼天地宗社之靈、國有君矣」は、正統十四年十月のオイラト来攻時に、大同の守備にあたった郭登が発したことになり、日付も十月七日に特定されている(卷三十三「景帝登極守禦」)。

²⁰ 景泰元年四月段階での講和の提起と、于謙の拒絶について、前掲川越泰博『明代中国の軍制と政治』(後編 第七章 交戦烈々)の604頁以下、同『モンゴルに拉致された中国皇帝—明英宗の数奇なる運命—』(第3章 まとまらない講和)の134頁以下を参照。

大義を忘れることになるからです。これが、「理」から言って、和睦してはならない理由です。さらには、「醜虜は、欲深く、詐りが多い」という事情があります。もし、和議が行われれば、敵は飽くことなく求め、分をわきまえずに望んでいきます。それに対して従うのはいけませんし、従わないとなるとすぐさま態度を変えることでしょう。これが、「勢」から言って、和睦してはならない理由です。「夷虜は強力で制するのは難しく、ひとまず、和睦しておいて、その侵攻を弱めておこう」とお考えでしたら、わたしは、前代をかながみさせていただく願います。宋の眞宗の時、澶淵の役では、契丹の軍は、たびたび我が兵によって碎き阻まれましたが、盟約を結んでから後、朝廷は依然として毎歳、銀十萬兩・絹二十萬匹を納めることになりました。末世に及んで、徽宗・欽宗は北方に捕われると、張俊・韓世忠・劉光世・岳飛といった中国側の名将達がたびたび金の軍隊を破りましたが、ひとたび奸臣秦檜が和議を選んでしまうと、朝廷は領土を割いて与え、さらに歳幣を納めておくりものとし、やむをえず、礼を低くして尊号を用いないようにしました（＝金からの国書中に、「侄宋皇帝」とするのみで尊号を称さない）。恥を耐え忍んで、己れを屈し和睦を選択すれば、とどまる所はありません。ついには、人心が離散し、国勢が次第に衰え、破綻を救いようのない状態まで行きつくこととなります。いにしえに照らして今のことを確かめてみれば、和議があてにならないのは、明らかです（『于謙集』奏議卷一「兵部爲陳言邊務事」）²¹。

結局、エセンは、英宗を抑留しておくことには利益が無いと判断して、英宗を帰還させることを申し入れる。景泰帝は、自らの立場を不安定化させることを危惧して、英宗の奉迎に積極的ではなく、朝臣に対する不満をもらしたが、ここでも于謙が説得にあたり²²、八月十五日に、英宗は入京した。景泰帝は、帰還した英宗を南宮（崇質宮）に奉安するという名目のもと、実質、幽閉状態に置いてしまう²³。

事態が一応の解決を見た後、于謙は、中央守備軍である京營（五軍營、神機營、三千營）の

²¹ 「臣等竊惟、今日之事、理與勢皆不可和。何者、中國與寇、有不共戴天之讎。和則背君父而忘大義、此理所不可和也。又醜虜貪而多詐。萬一和議既行、而彼有無厭之求、非分之望。從之則不可、違之則速變。此勢所不可和也。苟以爲虜強難制、姑從和以緩其兵、臣等請質之前代。宋眞宗澶淵之役、契丹之衆、累被我兵摧阻。既盟之後、朝廷尚歲論銀絹三十萬兩匹。迨及季世徽・欽北狩、中國名將如張・韓・劉・岳之徒、屢敗金師、及奸臣秦檜一主和議、朝廷既割境土以與之、又輸歲幣以賄之、甚則不得已降去尊號、其爲含垢忍恥、屈己從和、固無所不至、卒之人心解體、國勢陵夷、無救成敗而後已。援古證今、和議之不足恃也、明矣。」

²² 「于謙が景泰帝を擁立して空位を解消し、英宗の人質としての価値を低めたことが、英宗の帰還を成就させた要因であった」とする評価と同工異曲の論として、「景泰帝が英宗を帰還させようとしなかったことが、意図せざる結果として、英宗を帰還させることになった」と評するものがある。陳建『皇明通紀』卷十五景泰元年八月十五日条按語、「景帝當多難之餘而能任賢選將、南征北距、轉危爲安、易亂爲治、其功可謂不細。惟不欲奉迎英廟、只此一事大不是。事雖不是、而英廟之歸、實由於此、何也？蓋無意於迎者、乃所以迎之也。不欲其歸者、乃所以趣其歸也。此意也、景帝不知之也、一時廷臣不知之也。」

²³ 英宗帰還の経緯と、帰還後のその処遇については、前掲川越泰博『モンゴルに拉致された中国皇帝—明英宗の数奇なる運命—』第4章 講和・帰還・幽閉、そして再びの玉座」を参照。

精鋭を選抜して新たに十の団營に編成して首都の防衛体制を整え²⁴、また土木の変に前後して発生していた農民反乱（浙江の葉宗留、福建の鄧茂七、広東の黄蕭養）と湖広・貴州での苗族の反乱への対応の指揮をとり、景泰朝の安定化に貢献した。于謙に対する景泰帝の信頼は厚く、帝は官僚の任用についてその都度、于謙に内密に諮問し、于謙も憚ることなく率直に答えたという。しかし、こうした景泰帝からの信任の深さと、于謙の剛腹な性格は、周囲からの嫉視・怨恨を招き、後日の変事の伏線となる。また、于謙に対する景泰帝の信頼ぶりを、史書が「所論奏無不從者」と強調するほどに、于謙が、英宗の監禁、皇太子の更立について、何ら意思を表示しなかったことへの違和感を、後人に覚えさせることになる。

景泰八年（1457）に至って、于謙の命運は急転する。景泰帝が病臥し重篤状態に陥ると、武清侯石亨、左副都御史徐有貞、都督張軫ら、かつてより于謙との間で軋轢を抱えていた面々が、英宗の復位を画策する。景泰八年正月十六日、石亨らは、北京宮城の門を掌握し、内部を自派の兵力で固め、その上で、南宮の封鎖を解いて英宗に拝謁し、復位を要請する。これに応えた英宗は明るく十七日の朝賀に姿を見せ、突然の事態に驚く群臣を前に復位を宣言した。景泰帝は、郕王に戻され西宮に移される。

一月十八日、景泰朝の中枢にあった兵部尚書于謙、吏部尚書王文らは、「外藩から宗室襄王朱瞻埜（洪熙帝の皇子。英宗・景泰帝の叔父）の世子を迎えて皇帝に擁立しようとした」との罪状でもって、逮捕、下獄される。捏造された罪状に対し、王文は激しく抗弁するが、于謙は、「石亨らのはかりごとであって、弁じたところで無益だ」と笑ったという（『明史』于謙伝）。天順に改元されたその翌日（一月二十一日）、于謙・王文らは処刑され、その家産は没収、子弟は辺軍に充てられた。郕王（景泰帝）は二月に亡くなり、造営されていたその陵墓は破壊され、改めて親王としての待遇で葬られた。

于謙の名誉回復は、朱見深の治世である成化年間に始まる。天順八年（1464）、英宗の崩御を承けて即位した成化帝憲宗は、過去には景泰帝によって太子の地位から降ろされるといういきさつがあったが、その件に拘泥する様子は見せず、成化十一年に至ると、英宗復辟の後に剥奪されていた景泰帝の帝号を回復し、陵墓も歴代皇帝に準じた格式へ回復させる。于謙の名誉回復は、景泰帝の治世が復活したことに先んじており、成化帝が即位すると、于謙の子である冕が改元の恩赦により帰還を許され、成化二年には于謙に原官を追復し、官僚を派遣しての祭祀が行われる。于謙の名誉を回復したおりの成化帝の誥辞は、天下に伝誦されたという。

国家の多難に際して、社稷を保って憂患を除きつた。「公」「道」にかなうようにして自らを持っていたが、権奸によって害せられてしまった。先帝（英宗）はすでにその無実をご存知であり、わたしは心にその忠を憐れむ。そこで、その方の官を復し、使者を派遣して祭祀を下賜することとする（『于謙集』附録「明憲宗諭祭文」）²⁵。

²⁴ 景泰元年、総兵官石亨の奏請を契機として、翌二年に団營が設置された経緯については、青山治郎『明代京営史研究』（響文社、1996年）「二 明代景泰朝の団營について」を参照。

²⁵ 「當國家之多難、保社稷以無虞。惟公道而自持、爲權奸之所害。在先帝已知其枉、而朕心實憐其忠、故復卿子官、遣行人諭祭。」

于謙が、「社稷を保った」ことは、こうして公式にも認められるところとなった。墓所の祠堂とは別に、杭州城内の于謙の故居にも祠堂が設けられ、成化帝の誥辭に因んで「憐忠祠」の称が冠される。弘治二（1489）年、特進光祿大夫・柱国・大夫が贈られ、諡号を「肅愍」とし、墓所に祠と「旌功」額とを賜った。萬曆十八（1590）年二月には、新たな諡号として、「忠肅」が贈られた²⁶。

第二節 易儲問題における于謙の対応とその評価

土木の変直後における朝廷の混乱の收拾、北京防衛戦の指揮、そして京宮の改革をはじめとした軍事の立て直しに至るまで、于謙の一連の功績に疑いをはさむ者はない。石亨・徐有貞らが奪門に成功し南宮の封鎖を解いた直後、英宗ですら于謙の功績を慮って処刑を躊躇したとの話柄が残されている²⁷。成化朝における名誉回復を待つまでもなく、奪門の変において数えられた罪状が、冤罪であることは世の定評であった。

では、于謙の道義上の瑕疵と目されるのはどの点にあるのか。「筋からいえば、郕王（景泰帝）ではなく、当初の皇太子であった朱見深を即位させて、郕王には監国の任を全うさせるべきであった」とか、「英宗帰還の時点で景泰帝に譲位させるべきであった」とする論も一応は想定されるが、これらは、あまりに要求が過ぎると判断されており、概して、于謙の非とはされない。一般に、于謙の過失と見なされるのは、景泰帝による皇太子更立とその事後の措置に対する彼の態度である²⁸。この点で于謙に非があるとする見方は、当然に、「景泰帝が、皇太子の地位を兄英宗の子朱見深から奪い、これに代えて自身の子である朱見濟を太子に立てた措置が非である」ことを前提としている。

景泰帝が、「儲位の改易」を実行に移すまでの経緯において、表面上の契機にあたるのは、景泰三（1452）年四月、広西土官都指揮使であった黄玠の上奏である。黄玠は、弟である思明知府黄瑄と争ってこれを殺害し、この罪状によって死罪の判決を受けていた。そこで、黄玠は死罪を免れるために、易儲を請願する上疏を提出したのである。四月二十二日に、易儲は廷議

²⁶ 紹興府餘姚県出身の張岱（萬曆二十五〔1597〕年生）は、西湖の名蹟を記した著作『西湖夢尋』に、「于墳」を立項し、于謙墓祠に夢占いの祈願を訪れる人々のにぎわいと、その応驗のあらたかさを伝え、また、董其昌、復社の張溥ら著名の人士とみずからが于謙祠のために著した詩文を収録する（巻四「于墳」）。『西湖夢尋』本文と、同書の訳注（佐野公治〔訳注〕『西湖夢尋』平凡社東洋文庫、2015年）は、于謙の事績と後世の頭彰について情報が多く、とりわけ、同書に収録された陳繼儒撰の祠墓碑記（「重修忠肅公墓記」）とその佐野公治訳注は、于謙の評価問題に常出の典故を把握する上で有益である。

²⁷ 于冕「先肅愍公行状」、「是月（引用者補：天順元年一月）二十三日狀聞、上猶猶豫良久、曰「于謙曾有功」、衆相顧未及對、徐理避倡南遷之故、改名有貞、素以前事憾公、直前對曰「若不置謙等於死、今日之事爲無名」、上意乃決、公與文遂遇害。時錦衣衛指揮劉敬帶刀侍衛、目擊其事、後每言及公、未嘗不切齒於有貞。」

²⁸ 景泰帝による「易儲」の経緯と、後日の「復儲」上言については、曹永祿〔著〕渡昌弘〔訳〕『明代政治史——科道官の言官的機能』（汲古書院、2003年）第三章「景泰・天順年間における科道官体系の確立と発言権の強化」、滝野邦雄「明・景泰帝の諡号について（2）」（『経済理論』369、2012年）、同「明・景泰帝の諡号について（3）」（『経済理論』373、2013年）、同「明・景泰帝の諡号について（4）」（『経済理論』374、2013年）。

にはかられ、参会した高官の多くが心中には、易儲の更立には問題があると考えてはいたが、景泰帝の意向に逆らい得ず、于謙を含めて参会者は、皇太子の更立を支持する覆疏をおこなった²⁹。結局、五月二日、朱見深を沂王に封じて、代わって朱見濟を太子の地位に据え、黄玠は狙いどおり、この皇太子更立にともなう大赦によって釈放され、復職している。景泰帝が、皇太子を変更したことは、自身が英宗・朱見深父子のために中継ぎとして暫定的に登極したわけではなく、自らの子孫に皇統を伝えるつもりであることを表明するものであった。

易儲が断行された時点で、于謙は、景泰帝の行いを見過ごしたわけだが、景泰帝の過誤を諫める機会は再び巡ってくる。易儲を敢行した明くる景泰四年、皇太子朱見濟は亡くなり（十一月十九日）、皇太子は空位となる。翌五年には、一度は廃された英宗の皇子朱見深を儲位に復せしめることが（「復儲」）、官僚たちから相次いで要請される。礼部郎中章綸、監察御史鍾同、南京大理寺左少卿廖莊はいずれも、沂王朱見深を復儲させることを、景泰帝が群臣を率いて南宮に赴き英宗に拝謁することとあわせて上言したが、景泰帝は、三者を獄に降し、杖刑を加え、三名のうち鍾同は命を落とす。于謙はこの時点にあっても、依然として諫諍に踏み切ることはなく、新進官僚から自身に宛てられた「清議をどうするつもりか？」との勧告も黙殺してしまう。易儲と復儲をめぐる、于謙が景泰帝に何ら働きかけなかったことは、伝統時代における通念に照らせば、好ましからぬものに映る。皇帝の私意と士大夫の公論が対峙して、皇帝が強権で公論を圧殺しにかかっているという状況にあって、皇帝の信任厚い重臣が、皇帝の私意を矯めようともせず、また、公論を担う士大夫を救おうともしなかった、と。

于謙が、景泰帝の易儲を看過したことについて、明人による否定的評価の一例を挙げる。薛應旂（弘治十三〔1500〕年生）は、編年体の明代史『憲章録』の中で、景泰三年五月における易儲の記事に次の按語を附す。

景泰帝による南宮への英宗の拘禁は、曹の子臧にもひとしかった帝の節義をかすませてしまい、易儲の実行は、兄をいためつけるはかりごとをさらに増すこととなった。王直ですら愧じて死ぬことを知っていたのに、于謙ほどに信任され権限を持っていた者が、一言もなかった。天順元年の事態に及んだのも（奪門の変をいう）、徐有貞らだけに罪があるというわけにはいかないはずである（薛應旂『憲章録』卷二十六、景泰三年五月甲午条、按語）³⁰。

薛應旂が、天順丁丑之及、恐亦不當獨罪徐有貞也」というのは、「于謙の最期には自業自得の面もある」というにひとしい。これほどに辛辣であるのは例外としても、「易儲を諫止しな

²⁹ 易儲に際しての廷議について、城地茂『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容』（京都大学出版会、2012年）第七章「明代廷議における意見集約をめぐる」が、その経緯を紹介しており、皇帝の意向が固まっても、廷議の賛同があえてとりつけられた事例に位置づけられている。

³⁰ 「按南城之錮已昧子臧之節、易儲之舉益滋珍臂之謀、王直猶知愧死、而委任權力之重、如于謙者、顧獨無一言、天順丁丑之及、恐亦不當獨罪徐有貞也」。「珍臂之謀」とは、「兄の腕をねじあげる」（『孟子』盡心上「珍其兄之臂」）にもとづく。子臧は、春秋、曹国の公子欣時。諸侯は曹の成公を捕らえて周に送り、かわって子臧を国君に立てようとしたが、子臧は辞退して宋に出奔した（『春秋左氏傳』成公十五年）。

ったこと、復儲を提案して弾圧を蒙った士大夫を救わなかったことの非は覆いえない」というのは、大方の見るところであろう。

于謙に近い人々にとっては、于謙が道義面での過失を犯したことは、たとえ、それが「非行を看過した」という消極的な性質のものであれ、惜しまれることであった。于謙の子晁が撰した行状の述べるところでは、奪門の変の直前、景泰帝が重篤に陥った時点で、于謙は文武群臣とともに、沂王朱見深の臨朝を乞う上疏を行おうとしたが、先んじて、英宗の復辟が実現してしまった、という。つまり、于謙は復儲を要請するために時期をみはからっていたわけであり、となれば、易儲を看過した于謙の過失はいくらか減殺されてしかるべきであろう。もっとも、田汝成は、于謙がそのようなことをするはずがなく、于晁撰行状に類した記述を、父祖の過失を糊塗する意図に出るものだと判断している³¹。

于晁撰行状の記述は「父をかばおう」という私情に出るものであったかもしれないが、国家の危難を救いながら非業の死を遂げたことを悼み（成化帝の誥詞にいう「其の忠を憐れむ」）、彼の忠節ぶりに傷をつけたくないという心情は、親族に限らず広く共有されるようになる。「于忠肅公諫易儲疏墨本」が民間に伝存していたという話柄は³²、于謙の過失を減殺したいという人々の心情の産物であろう。于謙のために「忠を憐れむ」心情が広く共有されているところに、ことさらに、易儲問題をとりあげて、「于謙は、社稷の臣としては欠格である」という議論が投げ出されれば、当然に人々の耳目を引くのは必然である。

第2章 侯方域「于謙論」 — 「于謙は社稷の臣に非ず」 —

汪琬（天啓四〔一六二四〕年生）は、その古文によって、侯方域・魏禧と並んで清初の三大家に数えられる。汪琬は、儒家の規矩を謹直に（ともすれば融通が利かないほどに）守る型の人士であるが、彼は、自身とははなはだ個性を異にする侯方域の人となり、阮大鍼との因縁が生じた酒宴的一幕に即して次のように描出している。酒のおもむくところ、政治談議に行きついたのは、雨花臺の方孝孺祠と同じであり、この宴席にもまた呉應箕・張自烈がいあわせた可能性は小さくない。

侯朝宗（方域）はもともと貴人の子・孫であり、祖・父から伝えられたものを手がかりとして、名士たちと交際し、豪侠をもって自任し、桐城の方以智、貴池の呉應箕、宜興の陳貞慧、如皋の冒襄といった人々ともっとも親しく交わった。阮大鍼という人物がおり、もとは、宦官魏忠賢の義子であり、金陵に退居していたが、名士達からは相手にされておらず、侯朝宗と交際したいものだと考えた。たまたま、阮大鍼の家には、一団の俳優がお

³¹ 田汝成『炎徼紀聞』卷一「黄珖」、「至今人言易儲事、謂肅愍公卷舌而不諫、殆有罪焉。而其子孫作家狀亦云「景帝大漸時、肅愍草疏乞復辟、欲上而不果、是殆爲其祖父文過語、正不當爾也。肅愍豈其慚耶。」

³² 周壽昌『思益堂日札』卷九「于少保遺疏」、「阮文達公舊藏有于忠肅公諫易儲疏墨本、不知尚存否。此當上之史館、補入《明史》内、爲公一生大節所關也。此說聞諸文達之子德安太守、當時亦未能舉其詳」。「阮文達公」は阮元、「德安太守」は、阮元の子、德安知府阮福をいう。

り、声技によって江南に名高く、大鍼の演劇で『燕子箋』と題する作品を歌うことができ、侯朝宗はこれを知っていた。この時、諸子はちょうど、応試するために金陵に集まっており、朝宗は酒を置いて盛大に酒宴をもよおした。呉・越・閩・楚・豫章の客がいずれもあり、百数人を下らなかつた。(席上) 阮大鍼の家の俳優を呼んで陪席させようと促された。大鍼は心中ひそかに喜び、これをきっかけに朝宗と交わりを持とうと考え、そこですぐさま俳優をつかわし、なおかつ、使者に様子をうかがわせた。酒もたけなわとなり、歌曲がうたわれると、満座の人々はみな「うまいものだ」と言いあつた。使者は走って阮大鍼に(宴席の様子を) 伝えると、大鍼はますます喜んだ。それから、朝宗と客は酒がまわると、声を高くして、天下の事を論じ、帽子を脱ぎ足をくずして座り、あれこれと騒がしく語りあつた。そのまま話題が阮大鍼に及ぶと、手を振り上げ痛罵して途絶えることなく、歌曲・管弦の音と入り乱れるというさまであつた。阮大鍼はこれを聞くとおおいに怒り、侯朝宗を怨むこと骨髓に達した。五年を経て、禍い(=侯方域が阮大鍼に陥れられて逮捕されるに至つた一件) が起こつた。『壯悔堂文集』中で「左良玉の軍と内応したとして逮捕され下獄した」というのは、この酒席の件によつてのことであろう。……朝宗の義侠心と意気の盛んな様は、いずれもこうした類のものである(汪琬『鈍翁前後類稿』卷四十七「題壯悔堂文集」)³³。

侯方域(萬曆四十六〔1618〕年～順治十一〔1654〕年)、字は朝宗、河南商丘の人。汪琬が「貴公の子孫」というとおり、祖父(執蒲)、父(恂)、叔父(恪)の三人が進士という名家の出身であり、中でも父侯恂は、崇禎の戸部尚書(六年五月～九年十一月)という要職にあり、また、崇禎末年には兵部侍郎に起用されて、李自成の反乱軍への河南方面での対応において重要や役割を果たした³⁴。侯方域は、時局の中枢に身を置く父を持って、自身もまた政治上の経綸を抱

³³ 「朝宗本貴公子孫、席祖父之遺、結納名士、頗以豪俠自命、與桐城方以智・貴池吳應箕・宜興陳貞慧・如皋冒襄諸子友最善。有阮大鍼者、故魏奄義兒、退居金陵、不爲諸名士所齒、嘗欲納交朝宗。會其家有伶人一部、以聲技著名江南、能歌大鍼所演劇戲《燕子箋》者、朝宗知之。於是諸子方以試事集金陵、朝宗置酒高會、凡吳・越・閩・楚・豫章之客皆在、不下百餘人、促徵阮伶酒佐飲。大鍼心竊喜、以謂藉是可與朝宗交矣、因立遣其伶、復使者詞之。酒酣、方度曲、四坐相顧稱善、使者走告大鍼、大鍼心益喜。已而朝宗與客使酒、厲聲論天下事、脫帽箕踞、叫呶紛紜。遂稍及大鍼、戟手痛罵不絕口、與歌管之音相襖。大鍼聞之乃大怒、尤恨朝宗切骨。越五年而禍作。集中所謂爲左兵內應被逮下獄者、蓋以此也。……朝宗之任俠使氣、皆此類也」。この引用箇所は、宋肇撰「侯朝宗本傳」とほぼ同一であるが、中略部分(やや批判的な調子で、度を過ぎた放佚を記す)は、汪琬「題壯悔堂文集」に独自である。汪琬の記述は伝聞にもとづくものであるが、その他、侯方域と関係が深く、阮大鍼を肴にしての宴席に居並んでいた人物の回想も残されている。「崇禎己卯、金陵解試、先生・次尾舉國門廣業之社、大略揭中人也。(崑)〔芑〕山張爾公・歸德侯朝宗・宛上梅朗三・蕪湖沈崑銅・如皋冒辟疆及余數人、無日不連輿接席、酒酣耳熱、多咀嚼大鍼以爲笑樂。」(黃宗義「陳定生先生墓誌銘」、浙江古籍出版社『黃宗義全集』第十冊碑誌類)。「先生」は陳貞慧、「次尾」は吳應箕、「張爾公」は張自烈である。

³⁴ 侯方域の伝記事項については、王樹林〔校箋〕『侯方域全集』(人民文学出版社、2013年)の「前言」と附録の「傳誌」「侯朝宗年譜新編」を参照。その古文については、狩野直喜『清朝の制度と文学』(みすず書房、1984年)「清朝文学 第一編・順康・雍正時代 第一章 古文 第一節 侯方域」、また、孔尚任『桃花扇』中の侯方域については、田中謙二〔編〕岩城秀夫〔訳〕『戯曲集(下)』(平凡社中国古典文学大系、1971年)の岩城秀夫「解説」をそれぞれ参照。

き、名高い詩・文³⁵とあわせて、経世の才と豪放な性格——汪琬のいわゆる「以豪俠自命」「任俠使氣」——を兼ね備えた。「一時文章・氣節・經濟之譽、爭歸朝宗焉」とは時人の評であり³⁶、わずか三十七年の生涯ながら、その性格と、文学・政治の面での活動、鮮やかな印象を同時代に残している。

侯方域は復社の一員であり、社人中、特に交遊が深かったとされるのは、汪琬が上に列挙した陳貞慧と、二回り年上の呉應箕、すなわち南京・雨花臺の方孝孺祠で于謙を論じたその人である（三名は、『桃花扇』冒頭の場面で、連れだつて柳敬亭を訪ねる面子である）。呉應箕と侯方域は、雨花臺での劇談から三年後の崇禎十二年に、やはり南京で知遇を得ており、阮大鍼の伶人を宴席に呼んで阮氏との間に因縁が生じたのはこの頃のことである³⁷。

「正百姓」「額胥吏」「重學校」など、『壯悔堂文集』に収められた侯方域の論・策は、呉應箕・張自烈、それに顧炎武・黄宗羲らの著作と並んで、明季における政治論の関心の所在とその到達点を示す。侯方域の史論の中で、同時代にあつて反響を呼んだ一篇が、「于謙論」（『壯悔堂文集』巻七）である。侯方域が、この「于謙論」一篇の執筆に精力を傾注したことをうかがわせる逸話を、宋肇（『国朝三家文鈔』の編者）が伝えている。侯方域は、文章を著すたびに、必ず、文学活動上の盟友である徐作肅（侯方域と同じく商丘の出身。「壯悔堂文集序」「明經朝宗墓誌銘」の撰者）の添削を受けていた。「于謙論」執筆のおりには、徐作肅とのあいだで数次にわたる添削のやりとりを、それも一晩のうちに交わした。夜警にあたっていた番人は柵の開閉を繰り返すはめになり、「侯公子はかように私を苦しめなさる」とこぼした。徐作肅は、「于謙論」草稿中の「矣」「也」字を数か所ほど改め、侯方域はこれに嘆服した。汪琬はこの逸話を喜び、また、「宋肇が侯朝宗の遺事を語るのを聞くと思慕の念を抱かせられる」と常々語つたという³⁸。

友人の筆削を経て書き上げられた「于謙論」は、「于謙は功臣ではあつても、「社稷の臣」というには値しない」というその論旨によって、時人の耳目を聳しめる。「于謙論」を、侯方域がその筆力に任せて奇を衒つてみせた文章とのみ評するのは適切ではない。侯方域「于謙論」の内容は、雨花臺の方孝孺祠における呉應箕・張自烈らの「劇談」と重なるところがあり、反響の大きさは、侯方域が、于謙の評価にわだかまっていた争点を顕在化させたことによると思われる。以下、「于謙論」を大きくは、七つの部分に分けてその論旨をたどる。

〔一〕于謙の功業の総括

侯方域は、「于謙論」の冒頭、于謙についての世の定評を覆すことを明言する。「社稷爲重、

³⁵ 宋肇は、父宋權の語として、「公知唐有李太白、宋有蘇東坡乎？ 侯生今之李・蘇也」という侯方域評を伝える。前掲『侯方域全集』所収宋肇撰「侯朝宗本傳」。

³⁶ 前掲『侯方域全集』所収田蘭芳「侯朝宗先生傳」

³⁷ 呉應箕『樓山堂集』巻二十三「我來行贈侯朝宗詩」、侯方域『壯悔堂文集』巻二「樓山堂遺集序」

³⁸ 宋肇『筠廊偶筆』二集、「侯朝宗以文章名天下、睥睨千古。然每撰一篇、非經徐恭士點定、不敢存稿。一日燈下作于謙論、送恭士求閱、往返數次、恭士易「矣」字「也」字數處、朝宗大歎服。時夜禁甚嚴、守柵者竟夜啓閉、不得眠、曰「侯公子苦我乃爾」。此事余曾向汪鈍翁・王阮亭言之、共爲稱快。鈍翁常語人曰「聞牧仲談朝宗遺事、令人神往」。鈍翁は汪琬、阮亭は王士禛。

君主爲輕」の語を吐いて毅然として国難に当たり、成化帝（一度は易儲により廢太子となった朱見深）の誥詞においても、「當國家之多難、保社稷以無虞」と認められたその于謙について、侯方域は、「社稷の臣」と呼ぶには値しない、という。この時期における于忠肅公の形象の大きさを思えば、「侯子曰、于謙非社稷臣也」とは、その偶像破壊の度合いは、「蘇子曰、武王非聖人也」³⁹に劣らぬものがあったのではないか。

英宗が北狩して、景泰帝が立ち、于謙を大司馬とした。その後、英宗が帰還し、退いて南宮にあった。七年、景泰帝が崩御すると、南宮（英宗）が皇位に復帰し、于謙を殺した。天下はこれを惜しんで、「于謙は社稷の臣である」という。侯子はいう、「于謙は社稷の臣ではない、功臣というべきである」と（侯方域『壯悔堂文集』卷十七「于謙論」）⁴⁰。

侯方域は、まずは、于謙に揺るぎようがない功績があったことを確認する。曰く、土木の変が起り、社稷の主を欠き、京師が混乱に陥った状況で、エセンが捕虜とした英宗を擁して京師に迫る。この危機的状況にあって、于謙は、「社稷が重要であり、国には君があり、来攻すれば戦うだけのことである」として主戦を唱え、結果的には、英宗の帰還をも実現させた。于謙が、天下の安危をみずからの責務とし、皇帝が捕らわれながらもこれを帰還させることに成功し、海内に動揺を及ぼさなかったのは、「社稷再造之功」として偉大なものである、と⁴¹。では、かくも、功績が大きいのであれば、なぜ、于謙は「社稷の臣」として認められないのか？ ここからが、侯方域「于謙論」の本論部である。

〔二〕「社稷の臣」とは、「功」ではなく「道」を基準に論じられる。

その功がかくも大きいのであれば、于謙を「社稷の臣ではない」というのはなぜか？ 曰く、社稷の臣とは功績によっていうものではない。福によって誘うことはできず、禍いを

³⁹ 孔凡禮点校『蘇軾文集』（中華書局・中国古典文学基本叢書、1986年）卷五「論武王」。

⁴⁰ 「英宗北狩、景帝立、以于謙爲大司馬。已而、英宗還、退居南宮。七年、景帝崩、南宮返正、殺于謙。天下惜之、曰「于謙、社稷臣也」。侯子曰「于謙非社稷臣也、可謂功臣矣」。以下、侯方域「于謙論」本文は、前掲人民文学出版社『侯方域全集』にもとづく。

⁴¹ 「英宗が北狩した時点では、社稷に主は無く、京師は動揺していた。廷臣の中には、南遷を提起する者がすでにおり、宋と同様の事態に陥らずにすむ可能性は低かった。エセンが、英宗を擁して入寇してきたのは、明らかに、靖康・紹興の先例によって和を求めてのことであった。于謙は、声を奮って、「社稷は重大であり、国には君がいる。やってくれば戦うのみである」と言った。エセンはおおいに挫かれて、英宗が帰還するのを許したのであり、（英宗の帰還が成就したのは）何とかして帰還させようとしたからではない。この時において、于謙は天下の安危を自分の責務とし、天下全体の主が囚われながらも帰還し、海内は平安となり、事件を知らないかのごとくであった。偉大なことである、于謙は。「社稷を再生せしめた功績」とでもいおうか。」（「英宗之北狩也、社稷無主、都城洶洶、廷臣已有倡議南遷者、其不爲宋之續也幾希矣。也先擁英宗入寇、是明以靖康・紹興之事款我也。于謙揚言曰「社稷爲重、國有君矣、來惟有戰耳」。也先大沮、乃許英宗還、固不在乎急急奉迎矣。當是時、謙以天下安危爲己任、以大一統之主出狩而歸、海内晏然、若不知者。偉哉、于謙。社稷再造之功歟」。「社稷爲重、國有君矣、來惟有戰耳」とは、于謙にまつわる二つの文句（「社稷爲重、君爲輕」と「吾頼社稷之神靈、吾國已有君矣」）が一つに貼り合わせられている。

も恐れず、道の存立がかかるところにあっては、毅然としてこれを争う。知れば必ず言い、言えば必ずすべてをつくり、君を道に納めるまでやめることはない。聞き入れられなければ、自分の進退をかけて争い、自分一己のために、心を隠して耐えたり押し測ったりということとはしない。于謙がいかに自らを処したかという点、いかに景泰帝に対応したかという点をわたしが見るに、道に合しないところが多くある（侯方域『壯悔堂文集』巻七「于謙論」）⁴²。

「社稷の臣」とは、功績の大小ではなく、「道」にかなっていることを要件とする。利益・損失に左右されることなく、道義にかなうか否かという一点について毅然として争い、君主を、道義に向かわせなければならぬ、と。侯方域がここに眼目として提出する「社稷臣……道之所在、毅然争之」とは、「所謂大臣者、以道事君」（『論語』先進）を踏まえており、「社稷之臣」を「功臣」の上に置くというのも由来の古い論である。

「社稷（之）臣」と「功臣」との対比論は、遠くは、司馬遷『史記』にまで溯り得る。『史記』袁盎傳に見えるところでは、袁盎は、漢文帝とのやりとりの中で、丞相絳侯を、「いわゆる功臣であっても、社稷の臣ではない」と評し、「社稷の臣」の資格は、「主と命運をともにする」という点に存するとした。袁盎によれば、絳侯は、呂氏の専権を終結させる上で功を立てたが、呂太后が在世していた間は、太尉の任にありながら状況を正すことがなく、この点で、絳侯は、「社稷の臣」としては欠格であった。文帝と袁盎のこの対話の時点では、「社稷臣」が、「功臣」に比べて高い境位であるというその差異は、君主への忠誠の度合いが勝る点に存した。北宋に至って、蘇軾は、袁盎の対比論を踏まえながらも、「君主への忠誠の度合い何如」とは別に、臣下が体すべき高次の「道」を措定し、これにかなってこそ、「功臣」から区別される「社稷の臣」であると論じ、あわせて、「社稷之臣」に、孔子がいうところの「所謂大臣者、以道事君」を重ね合わせた⁴³。侯方域が、「于謙論」において、「道」を基準に、「社稷之臣」と称するに値するか否かを論ずるのは、宋人によって更新された「社稷之臣」「功臣」の対比論を襲用するものであった。

〔三〕于謙が、易儲を諫めなかったのは、「道」に反する。

⁴² 「然則謂之非社稷臣者、何也？ 曰、社稷臣非可以功論也。不可以福誘、不可以禍怵、道之所在、毅然争之。知則必言、言則必盡、務納其君於道而後已。不從則争以去就、而無隱忍圖度之私焉。吾觀謙之所以自處與其所以處景帝、多有非其道者。」

⁴³ 前掲『蘇軾文集』巻六十五「李靖・李勣爲唐腹心之病」、「昔、袁盎は、絳侯が功臣であっても社稷の臣ではない、ということ論じた。これは意図するところが別にあつて言つたことであつた。しかし、「功臣」と「社稷の臣」の区別は明らかにしなければならない。漢で社稷の臣と称するのは、周勃・汲黯・蕭望之といった人々である。三者は、これと云つてすぐれた才能があつたわけではなかつた。周勃は重厚さによつて劉氏を安定させ、汲黯は忠義によつて淮南の謀を止めさせ、蕭望之は確固とした態度で、弘恭・石顯に奪われなかつた。孔子のいわゆる「大臣とは、道をもつて君につかえる者だ」というのに相当する。」（「昔袁盎論絳侯功臣、非社稷臣。此固有爲而言也。然功臣・社稷之辨、不可不察也。漢之稱社稷臣者、如周勃・汲黯・蕭望之之流。三人者、非有長才也。勃以重厚安劉氏、黯以忠義弭淮南之謀、望之確然不奪恭・顯、孔子所謂大臣以道事君者耶。」）

では、土木の変より後、于謙のどこに、「社稷の臣」としては欠格であるような落ち度、すなわち「道」に違うところがあったというのか。侯方域は、オイラトから送還された英宗を景泰帝が南宮に隠居させた時、于謙が諫めなかったことについては、于謙を咎めない。曰く、景泰帝をして譲位せしめるというのは、于謙になし得るところではない。できるとしても、景泰帝を擁立したそばからまたすぐに廃位するというのは、「社稷の臣」のあり方ではない、と⁴⁴。侯方域の見るところ、于謙が、于謙が道義をかけて争うべきであったのは、景泰帝が、皇太子朱見深を廃して、自身の子の見済を立てたその時点である。于謙の地位・権限と、景泰帝の信任の厚さからすれば、于謙が膝を交えて説得すれば景泰帝を思い止まらせることは可能だったはずであり、群臣も于謙を頼みとして追随したであろう⁴⁵。

侯方域が、このように、易儲を諫めなかった一事こそが于謙の道義上の瑕疵であると見るのは、大方の評価と違いはない。侯方域の本領は、ここから先、于謙が沈黙を保ったその心情に対する詮索において発揮される。主には、「世論の非難を回避できるか」「自身の地位を保全できるか」という二点について、于謙が心中で弾いたであろう算盤を、侯方域は、「以爲」辞を連ねて、執拗に抉り出す。

【四】于謙の心意に対する推察①「于謙は、易儲を諫止せずとも、世論の指弾を免れ得ることを計算に入れていた。」

ところが、そうした行動（＝膝詰めで景帝に談判し、群臣を率いて面と向かって諫めること）があったとは聞かず、詔草が伝えられるや、于謙もまた従い署名した。その意を推せば、「自分が言い出したことではなく、自分は執政の立場でもない。天下は、自分だけ責めるといえることはないであろう」ということか。君を得て政を行うということの何たるかを考えず、地位と事情の何如によって、後世に対して罪を免れようとするとは、惑えるものではないか（侯方域『壯悔堂文集』巻七、「于謙論」）⁴⁶。

「易儲は自身の提起になるわけではなく、権限を有していたわけでもない。自分だけが非難されることはないだろう」と。これが、侯方域がまず推し測る于謙の心意である。こうした詮

44 「然則英宗居南宮非歟？ 曰、英宗還而欲景帝讓位、此非謙所能也。即能之、旋立其君而旋廢焉、尤非社稷臣所爲也。」

45 「太子を廃して、朱見済を立てるといえるのは、于謙の力をもってすれば争いうる事柄であった。于謙は、地位は兵部尚書ではあるけれども、その権限は宰相にも勝るものがあつた。つまりは、景泰帝にとっての帷幄腹心の臣であつた。黄珌による易儲の議がひとたび生じてからでも、于謙が膝詰めでその許されないことを内密に言上すれば、景泰帝は必ずや躊躇して言い出さなかつたであろう。まして、群臣を率いて、朝廷にあって面と向かつて諫諍すれば、当然に景泰帝を思い止まらせることができたはずである。なぜかといえば、于謙に対しての帝の信任は深く、群臣はこれを持みとしていたからである。」「（廢太子而立見済、則謙之力所能争也。謙雖位爲大司馬、而其權過於相、蓋景皇帝帷幄腹心之臣也。黄珌之議一萌、使謙造膝密陳其不可、則景帝亦必徘徊而不敢出、而況其率羣臣面折廷諍乎。使謙率羣臣、羣臣必從、何也。謙之任遇深而羣臣所恃也。）」

46 「乃不聞其有此舉、而詔草一傳、謙亦唯唯署名。推其意、以爲非我發之、而我又非秉鈞者、天下無以專責也。嗚乎、不思其得君行政之何若、而欲以名位形迹之際、自解免於後、亦惑矣。」

索に、さして根拠があるわけでもなく、侯方域の勘繰りに過ぎないのだが、ただし、当時において、易儲を黙認することが清議の指弾を招くことを、于謙が意識していたのは事実である。易儲の翌年、鍾同らが朱見深の復儲を求めて杖刑に処された時、兵部の観政進士楊集は、于謙に宛てて「二人が杖下に命を落として、あなたが坐して高位を享受するならば、清議をどうするつもりなのですか？」⁴⁷と書き送ったという。侯方域の推し量った所を、復儲問題の時点の于謙の心中にも推し及ぼせば、于謙は、一応は清議を意識しつつも、「鍾同らの苦難を見過ごしても、自分一人が指弾される状況は回避し得る」と判断して、知らぬ顔を決め込んだことになる。

【五】于謙の心意に対する推察②「于謙が易儲を諫止しなかったのは、保身の念による。」

于謙が、易儲の時点で諫止しなかった理由をさらに探って、侯方域は于謙の逡巡をたどる。

于謙は人傑であり、君の願望に迎合して富貴を得るということは絶対にしない。おそらくはやむを得ない状況があり、道に照らして考えることができなかつたのであろう。于謙は、次のように考えた。「自分は、不幸にも異変に遭遇し、人の弟を助けてその兄を幽閉しておくことになり、功は世を覆い、威は主人を震わすほどとなった。この状況のもと、大権は一日たりとも自身から離すわけにはいかない。自分は、景泰帝によって特別に抜擢を蒙ったのであって、いにしへの重臣のような盛んな威望や、重い委託があり、隠然として動かしがたいものがある、というわけではない。一旦、景泰帝の意に逆らってしまえば、身をどこに置こうか」と。この時、于謙の年はわずかに四十余歳であり、景帝ははなはだ若かった。もし、君臣の心が一致して、輔佐すること十年、二十年ともなれば、(英宗が崩じて)南宮との並立も終了し、そうすれば、天下には想定外の危険はなくなる。易儲も、そうしてみると、遅かれ早かれ免れようのないことである。宋の太宗(=兄太祖の子に帝位を伝えなかつた)にとって困難であったことを景泰帝に要求するというのは、要求が過ぎる、と。(客観情勢のこうした把握に照らして)于謙は考えた。「必ずしも易儲を諫めて争わなくてもよかろう。要所で塞ぎとどめはしなかつたけれども、きっかけをつくったわけではないのだから」と。これが、于謙の心の動きであって、趙中令(宋太宗)より下というわけではない。七年にして、景帝が崩ずるとは、于謙の予測しえないことであつた。こういうわけである。天下の事について、「勢の必然から生じはしても、道に照らしてはそうではない」ということがある場合には、君子はこれを争う。争うには、勢に照らしてそうしないことが可能であるかを考慮するのではない。道にかなっていないというのは、天理・人倫に照らしても安んじ得ないということである、と(侯方域『壯悔堂文

⁴⁷ 「……時兵部進士楊集以書上于謙、畧曰「奸人黃珣進易儲之說以迎合上意、本爲脫死之計耳。公等國家柱石、乃戀官僚之賞、而畧不思所以前後乎? 脫二人死闕下、而公等坐享高崇、奈清議何?」……」(王世貞『弇山堂別集』卷二十四・史乘考誤五・第二十六條所引『菽園雜記』)。前掲滝野邦雄「明・景泰帝の諡号について(3)」を参照。

于謙は考えた。自身は、英宗をさしおくという非常の措置をとって功名を得たのであり、かちえた大権は保持し続けなければ、後日、当初の非常の措置を咎められる恐れがある。また、自分はそもそもが、景泰帝の抜擢によって地位を得たのであって、その意志に逆らっては、地位を保全しえない。自身と景泰帝の年齢を考えると、たとえ一時的に易儲を思い止まらせたとしても、いずれ英宗は南宮での拘禁下に生涯を終え、朱見深から見濟への易儲も不可避となる。「自身の子よりも、兄の子を優先させる」というのは宋の太宗がなしえなかったことであり、それを景泰帝に求めるのは無理があろう、と。侯方域は、「于謙は主君に迎合して富貴を得るようなまねはしない」と言いながら、それでいて、于謙の所為が保身の念に出ていると見なし、「保身のためには、現在の高い地位を確保し続けねばならず、高い地位の確保のためには景泰帝の関係を壊すわけにはいかない」「先々のことを考えれば易儲は不可避である」という現実的考慮のもとに、易儲を黙認してしまったのだという。侯方域から見て、「勢」「不得已」へのこうした妥協こそが、于謙が、「社稷の臣」としては欠格である理由である。君子たるもの、情勢に照らして可能か否かを計算して行動すべきではなく、于謙が、追求すべきは、道に照らしての妥当性のみであった。

〔六〕于謙の心意に対する推察③「于謙の心は、英宗に向いていなかった」

于謙の心情への詮索として、さらにもう一点、「英宗を主とはしない心情があった」ことが加えられる。曰く、英宗が南宮に置かれたことは、廷臣、天下、それに景泰帝にとってもやむをえないことであった。しかし、それにとどまらず易儲を敢行してしまったことで、景泰帝が兄英宗の隠居をこれ幸いとしたことや、于謙が功臣としての地位を確保しようと考えたことについては、申し開きのしようがなくなってしまった。英宗の復辟後に、于謙が被った罪状は、易儲ではなかったが、易儲を諫めなかったことから判断すれば、景泰帝の後継について、于謙の心が英宗の側になかったことは明らかであり、石亨・徐有貞がこれ幸いとばかりに口実とした(=石亨らが、英宗に対し、「易儲を許したことからみれば、于謙は英宗に心を寄せていないので抹殺すべし」と説得したことを指す)のは不思議ではない。于謙が禍いを得た原因は、彼が禍いを避けようとしたところにある、と⁴⁹。侯方域によれば、于謙が「景泰帝の信を失えば

⁴⁸ 「謙、人杰也。逢君之欲、以取富貴、其斷斷不爲。蓋有出於甚不得已焉、而不能揆之於道也。以爲吾不幸而遭變故、輔人之弟而閑放其兄、功蓋世而名震主、是其大權不可一日令不在我也。吾特爲景帝特達所拔、非有古大臣威望之隆、顧託之重、隱然必不可動者。設一旦拂帝之意、吾將置其身於何所乎。當是時、謙年僅四十餘、而景帝甚少。苟可以君臣意合、輔之一二十年而南宮之事告終、則天下無意外之變矣。彼易儲者、乃其早晚所必不免也。以宋太宗所難、而以責之景帝、過矣。謙以爲「可不必爭也。雖未嘗遏其衝、而亦未嘗開其隙」、是其心迹、豈猶不在趙中令之上哉。七年而景帝崩、謙之所不及料也。故曰、天下事、有出於勢之必然、而道之所不然者、則君子爭之。爭之、非慮其勢之容有不然也。道之所不在、而天理人倫之所不安也。」「當是時、謙年僅四十餘……過矣」の箇所は、筆者(侯方域)の時勢認識と、于謙のそれとが混然としている。「豈猶不在趙中令之上哉」の箇所は、文意をとることができなかった。

⁴⁹ 侯方域『壯悔堂文集』卷七「于謙論」、「上皇が南宮にあったことは、廷臣にとって、天下にとってやむをえないことであり、景泰帝にとってもやむをえないものであった。周公がその立場にあっても、同様に

自身の立場が危うい」と考えて、身の安泰のために易儲を黙認したことが、彼の心が英宗に向いていないことを表面に浮かび上がらせ、それが、皮肉にも奪門の変に際して于謙を亡ぼす原因となったのであった⁵⁰。

〔七〕「社稷の臣」とは、道を争うことを基準とする」ことの確認

侯方域は、于謙の心意の詮索をこれで終え、最後の段に、「社稷の臣」とは、道を基準とする」ことを再度確認して、一篇を閉じる。

社稷の臣とは、道を争う者であって、禍福を争う者ではない。たとえ、明哲をもってして禍福が転変する中でその身を保つことができるにしても、それでも、禍福を得るかを考慮に入れるべきではなく、まして、心中に我慢して、択ぶところなく、何でも行うということはありえない。そうではあるけれども、「于謙は、社稷の臣ではない」というのはよいが、「社稷に対する功はなくこれを殺そう」などとはいえない。「功績を成し遂げはしても、恩寵・利益を享受する立場には身を置かない」というのが「道」であることを、惜しむらくは、于謙は聞かなかったのであろうか（侯方域『壯悔堂文集』巻七「于謙論」）⁵¹。

于謙は、景泰帝による易儲を前にして、一身の安危を省みず、情勢の何如に左右されることなく、道義に照らして敢然と諫止すべきであった。そうでなかった以上、「社稷の臣」と呼ぶに値しない、と。侯方域が、このように「道」「天理人倫」を高らかに掲げたのは、雨花臺での「劇談」において呉應箕が、「大義を以て之を言った」とことと足並をそろえている。もっとも、侯

したことであろう。しかし、(易儲によって)見済が立ったことで、「景泰帝は兄の状況をこれ幸いとせず、于謙は実績をたてにとつて功勞者としての地位を占めるところはなかった」と申し開きをしようがなくなってしまった。後日、于謙が罪を被ったのは、易儲を理由としてではなく、(景泰帝が病臥した状況のもと、その後継として擁立しよう)金碑によって襄王の世子を召したことを理由としており、その事は誣告で無いとは限らないが、しかし、于謙が易儲を阻もうとして争わなかったことから判断すれば、景帝が崩御された後について、于謙が英宗に心を向けていなかったことは、明らかである。石亨・徐有貞の輩が、これは利用できるばかりに口実としたことは不思議ではない。そうであれば、于謙が禍いを得た原因は、その禍いを恐れたからだということになる。)(「夫上皇之居南宮也、廷臣之不得已也、天下之不得已也、亦景帝之不得已也。即使周公處之、無以易矣。而見濟之立、則何以白景帝之非幸其兄、而謙無所挾以爲居功地耶。異日謙之得罪也、不以易儲、而金牌召襄世子、雖不必其事之不出於誣、而自其不爭易儲之心推之、則景帝升遐之後、謙之不主南宮也明矣、又何怪乎石亨・徐有貞輩借口以爲奇貨也。然則謙之所以得禍者、乃其畏禍者也。)

⁵⁰ 功績の認められた人臣について、その「心迹」をたどって保身の意図を掲げ、最後に、「保身をはかった策こそが、身を亡ぼす遠因となった」と指摘して見せる筋書きは、蘇軾「晁錯論」に見える。前掲『蘇軾文集』巻四「晁錯論」、「嗟夫、世之君子、欲求非常之功、則無務爲自全之計。使錯自將而擊吳楚、未必無功。唯其欲自固其身、而天子不悅、姦臣得以乘其隙。錯之所以自全者、乃其所以自禍歟。」

⁵¹ 「社稷臣者、争道不爭禍福也。即使明哲而全其身於禍福之間、亦不宜參以禍福之見、而況其隱忍而無所擇耶。雖然謂謙非社稷臣可也、謂之非社稷功而殺之則不可。功成矣、無以寵利居焉之謂道、惜乎謙未聞也。于謙を「社稷の臣」というには値しないと断じておきながら、末尾に至ってもう一度、「雖然」と軽く緩めて文を締めるのは、蘇軾の「論范增」(前掲『蘇軾文集』巻五「論項羽范增」)末尾の「雖然、增、高帝之所畏也、增不去、項羽不亡。嗚呼、增亦人傑也哉」を想起させる。

方域「于謙論」の本領はそこから先、理想論者の相貌が、于謙の心の動きを暴き立てる酷吏まがいの一面と表裏をなす点にある。「于謙は、景泰帝の信任を頼みとする自身の不安定な立場を確保しようという保身の念から、易儲についてこれを争うことをしなかった。易儲を争わなかったことから見れば、英宗を君主としようという気持ちもなかった。また、于謙は、自身が易儲の契機をつくったわけではなく、かつ執権職でもないのであるから、易儲を諫止せずとも世論の非議を免がれることはできる、と計算していた」、と。これが侯方域の抉り出す于謙の心の動きである。「推其意以爲」「以爲」「謙以爲」と、侯方域が三度にわたって「扶隱之論」（『壯悔堂文集』評語）を繰り返すことについて、傅山は、「侯生之論、愈苛而愈非也。……何其舞文遂至於此」⁵²として、その筆致の深文を難じている。侯方域「于謙論」が、単に理想論であっただけでなく、「道」を掲げながらも、その実、心情への苛察を本領とすることは、于謙のための弁護論を引き起こす一の要因となる。

于謙の評価という話題とその争点化が、明末清初期に特有であるとして、歴史上の事件・人物を論評する型の史論史学は、当然に、目新しいものではない。とりわけ、古の忠臣・英傑を対象として、履むべき道義を正面に見据え、道義の実現可能性を左右する客観的状況（「時勢」であり「人情」である）にも目を配って、考察・論評する型の史論は、宋代以後、盛行するところである⁵³。こうした史論は、文学作品であるだけでなく、政治論の伝統の一角を占め、具体を欠いた徳治主義の政治論、あるいは史事に即しながらも超越的に倫理面から是非を裁断する型の史論とは別に、政治的思考とその表現のための場としての意義を持ち続けてきた。管仲・于謙に類した政治家を主題に、その道義や事功を論ずる——行いに瑕疵があるが事功を達成した人物をどう評価するか、あるいは、道義に幾らか抵触する手段で達成された事功を認めるか——型の論も、こうした史論史学の一類型に位置づけられる。

「大義」と「時勢」「人情」を軸に人物・事件を考察する史論史学の範型を形作った一人は、蘇軾であり、侯方域「于謙論」を読む時、蘇軾の史論の影響を処々に見出し得る。世の定論にあえて異を唱える奇想ぶり、「功臣」と「社稷之臣」との対比論、「保身の念こそが身を亡ぼす原因となった」という論点、そして、高らかに道義を掲げつつ、一方で時勢を冷徹に洞察し、当事者の心情に度を過ぎた揣摩憶測を施すという論の組み立て⁵⁴等々、侯方域「于謙論」は、

⁵² 傅山『霜紅龕集』卷十七「書侯朝宗于忠肅公論後」

⁵³ 「古の忠臣・英傑を、大義と時勢とから考察する」とは、当事者たる忠臣・英傑が、大義・時勢をはかって政治的判断を下したことを前提にして、その立場に身を置いて追体験的に考察することを意味する。葉燮（天啓七〔1627〕年生）が、蘇軾「論范增」に応答する一文で、「このような要求（＝去るべき時に主君を去る）は、古における豪傑の士で時勢を明らかにし、大義をはかり、妥当な去就をこころえている者であってこそなし得るところである」とするのは、「大義と時勢をはかる」ことを、歴史上の人物を主体に表現している（『已畦集』卷一「范增論上」、「是論也、蓋古豪傑之士、明時勢、而揆大義、審於去就之正者、能爲之。」（葉燮『已畦集』卷一）。侯方域「于謙論」において、筆者の時勢認識と于謙の時勢認識とが入り混じってしまうのは（注48）、こうした類型の史論の性格に因むところがある。なお、「豪傑之士」が、「大義」（「理」）と「勢」とに目を配って政治的決断を下している実例として、注21参照。

⁵⁴ 侯方域「于謙論」の組み立てから想起させられるのは、蘇軾「論武王」（前掲『蘇軾文集』卷五）である。それは、世の定評に異を唱える「蘇子曰、武王非聖人也」という大胆さが似通うというだけではなく、理想論・原則論と苛酷な詮索との組み合わせという点での相似による。「論武王」の論旨として知られるとおり、蘇軾は、君臣の義を絶対とする立場から、周武王による殷紂の放伐を否定する。ただし、放伐を問

全体として蘇軾流の史論の警拔さを範とするところが多い。思想的に首尾一貫した立場からの立論というより、論題に応じて立脚点を動かして世の定論にあえて異を立てているという節が見受けられること⁵⁵、原則主義に傾いた道義論と当人の風雅にして奔放な人物像とがそぐわないこと等も、また蘇軾と侯方域とは重なりあう。侯方域の文章の添削を託されていた徐作肅が、「于謙論」を「東坡晩年絶調」と評するのは、示唆的である。そして、侯方域「于謙論」は、蘇軾の議論が往々にしてそうであったように、論題に伏在していた争点を浮かび上がらせることで、多くの反響を引き起こすことになる。

第3章 侯方域「于謙論」への反応

第1節 侯方域「于謙論」の反響

雨花臺において徐石麒が、「于少保のような人をどこに得られようか」と思わず歎じたように、明朝最末期の危機的状況のもと、于謙の功績は輝きを増していた。鼎革を経て清朝体制に移行して後も、明朝の倒壊への深刻な反省は、民衆反乱の鎮圧と対北方防衛に成功した于謙の手腕への評価いっそう高めることになったであろう。その于謙について、「社稷の臣と呼ぶには値しない」という挑発的な論が提出された。『壯悔堂文集』の刊刻が、侯方域が世を去る前年の順治十（1653）年であり、「于謙論」が広く人々の目に触れたのはこれ以後ということになる。

王弘撰は、侯方域「于謙論」の反響を次のように述べる。

（于謙が奪門の変に際して処刑されたことについて）天下は惜しみ、「于謙は社稷の臣であり、殺してはならなかった」と考えた。ところが河南の侯方域が論を作って主張した。「于謙の処身と、景泰帝への対応は、道にかなっていないところが多く、于謙は社稷の臣ではない。社稷の臣とは云々」と。侯方域は、文をつくるのが巧みで優れており、その才能は弁を成すに足り、言葉は人の耳目を聳たせるに足りる。こうして、于謙の罪は一気に、「事実である」と誤られてしまった。侯方域の論が出てからというもの、于謙の心のうちは、天下万世に明らかにされることなくなくなってしまうおとしている（王弘撰『砥齋集』卷三「侯朝宗責于忠肅論」）⁵⁶。

題とするだけであれば、殷の湯王も同様に問題となるはずであり、蘇軾が、特に武王についてことさらにその放伐を問題視するのは、それが、「殷の紂王を殺害しておきながら、その子である武庚を封ずる」という措置をとまっていたからである。曰く、父を殺して、その子を封ずれば、子が人であるかぎり、耐えられずに叛くに至る事は必定である。現に、武王は、武庚が叛くことを見越してあえて封じたのであった。武王があえて武庚を封じたのは、周の放伐を喜ばない諸侯に向けてとった装いに過ぎず、武王にとって本意であったわけではない、と。侯方域が于謙に向けた詮索に比しても、深文が過ぎており、何より特徴的なのは、この深文が、君臣の義についての「國之存亡、民之死生、將於是乎在、其孰敢不嚴」という理想論と組み合わせられている点であろう。

⁵⁵ 蘇軾は、世の定評で倫理上の瑕疵があると見なされる論者については、逆をとって、極めて肯定的な評価を与える（前掲『蘇軾集』卷五「論管仲」）。

⁵⁶ 「天下惜之曰「謙、社稷之臣也、不當殺」。河南侯方域獨作論、謂謙之所以自處、與其所以處景帝、多有非其道者、非社稷臣。社稷臣……」。方域雅善屬文、才足以濟其辨、而詞足以聳人之聽、於是謙之罪見誣於一時者。自方域之論出、而謙之心將不白於天下萬世。」

侯方域「于謙論」が世人の注意を惹き始め、ある種の人々が「歎服に勝えず」⁵⁷という反応を示すと、王弘撰をはじめ、于謙が貶められることを看過しえない人々が、次々に弁護の筆をとって、それぞれに「于謙論」を著す。執筆者の世代は多くが、二十代で鼎革を経験した遺民時代に属する人々であり、明示するか否かの違いはあれ、彼らの「于謙論」の大半が、侯方域「于謙論」を念頭に著されていると見てよい。

清代前期までに著された「于謙論」としては、以下が挙げられる⁵⁸。本稿での検討の対象は、世代的にはやや隔たりがあるものの人脈的つながりが存する黄中堅（順治六〔1649〕年生）の「于謙論」を下限とする。

傅山（萬曆三十五〔1607〕年生）	「書侯朝宗于忠肅公論後」、『霜紅龕集』卷十七
葛芝（萬曆四十六〔1618〕年生）	「于謙論」、『臥龍山人集』卷七
同	「于謙後論」、同
魏際瑞（萬曆四十八〔1620〕年生）	「于忠肅論」、『魏伯子文集』卷五
王嗣槐（萬曆四十八〔1620〕年生）	「于太傅論」一～五、『桂山堂文選』卷四
毛先舒（萬曆四十八〔1620〕年生）	「于太傅論」上・下篇、『溪書』卷三
同	「答寧都魏冰叔書」、『溪書』卷七
王弘撰（天啓二〔1623〕年生）	「侯朝宗責于忠肅論」、『砥齋集』卷三
同	「于忠肅」、『山志』初集卷六
毛奇齡（天啓三〔1623〕年生）	「明景泰帝讓位禮・易儲禮」、『經問』卷五第二條
同	「英宗復辟事」、『經問補』卷二第二條
魏禧（天啓四〔1624〕年生）	「與毛馳黃論于太傅書」、『魏叔子文集外篇』卷五、
同	「伯兄于忠肅論附識」、『魏叔子日録』卷三第百二十條
吳肅公（天啓六〔1626〕年生）	「于謙論」、『街南續集』卷一
陸次雲	「于忠肅論」、『北墅緒言』卷二
同	「于忠肅」、『尚論持平』卷二
沈峻曾	「于太傅論」、『漣漪堂遺稿』文稿
黄中堅（順治六〔1649〕年生）	「于謙論」、『蓄齋二集』卷三
方苞（康熙七〔1668〕年生）	「于忠肅論」、『望溪集』卷五
俞長城（康熙七〔1668〕年生）	「明景帝論」、『可儀堂文集』卷二、

⁵⁷ 陸次雲『北墅緒言』卷二「于忠肅論」張東川跋語、「景帝廢見深而立見濟。侯朝宗論其僅謂之功臣、不得謂之社稷臣無識者、不勝歎服。」

⁵⁸ 清末錢塘の人、丁丙の編んだ『于公祠墓録』全十二卷（光緒二十六〔1900〕年刊。『武林掌故叢編』所収）は、于謙の事績とその後世における顕彰、評価を知る上でもっとも有用な史料集である。同書の巻六「文録」は、議論の発端となった侯方域「于謙論」を最初に挙げ、以下、毛先舒、王嗣槐、陸次雲と、錢塘の人士たちの侯方域への反論が並ぶ。「文録」には、清初までの文章では、このほかに、魏際瑞「于忠肅論」、魏禧「與毛馳黃論于太傅書」を収める。

上に並ぶ于謙論が、概して、于謙のための弁護論である中、例外であるのは、魏禧の「與毛馳黃論于太傅書」である。この書簡は、毛先舒に宛てて彼の「于太傅論」上下篇を論じており、その論旨は、于謙のための弁護論の行き過ぎをたしなめるところにあった。毛先舒の「答寧都魏冰叔書」は、この「與毛馳黃論于太傅書」の批判に応答した書簡である。魏禧は、侯方域への反発を動機とする弁護論とは一線を画して比較的、冷静な観点をとっており、于謙の評価問題がなぜ重要であるかを次のように論じている。

この論は、兄弟・君臣の大義に関わっており、言が道に合わなければ天下万世に禍害を残すことが小さくありません。文章の巧拙という事柄に限るものではありません（魏禧『魏叔子文集外篇』卷五「與毛馳黃論于太傅書」）⁵⁹。

魏禧が述べるとおり、于謙論において問題となる「道」「道義」の内実は、概していえば、「兄弟・君臣の大義」である。魏禧のいう「兄弟・君臣の大義」とは、于謙と英宗・景泰帝・朱見深（成化帝）との間の君臣関係であり、また、兄弟にして、君臣でもあり、という英宗と景泰帝の関係を指すものであろう。毛先舒ら于謙のための弁護論者達も、当然ながら、この「兄弟・君臣大義」の重みは前提とするところであり、「于謙の功績の大きさを考えれば、兄弟・君臣の義など些事である」とは一人として言わない。間接的とはいえ、「兄弟・君臣大義」に背いてしまったかに見える于謙のために、苦心の弁護論が必要となるゆえんである。

もっとも、事が、「兄弟・君臣の大義」に関わるとはいつても、于謙の評価問題においては、すんなりとは「大義」の所在を見定めがたいところがある。それは、焦点となった「不義」が、具体的には、「皇帝による皇太子の改易」であったことに因む。皇帝が、先代である兄帝の子から太子位を奪い、自身の子に与えたというのは、人々に、直観的には、道義に反する行いであるという印象を与えたが、それがどのように「兄弟・君臣の大義」に反するのかは明快には説明しづらいところがある。特に于謙が直面していた事態にあつては、兄皇帝には資質・実績面で問題があり（「失國之兄」）、兄帝の子も元来、兄帝によって立太子されたわけではなく、非常時下に皇太后の命によって立太子され、すぐさま弟帝が即位したという事情があつた。ことが、「皇帝による皇太子の改易」であり、しかもこみいった状況があるゆえに、「皇帝による皇太子の改易」は必ずしも「不義」ではない、とする洗冤の論が成立する余地があつた。

第2節 于謙のための弁明——于謙に深慮あり——

本節では于謙のための弁護論として標準的な型の議論をとりあげる。標準型の論者にあつては、景泰帝が皇太子を朱見濟に改めたことと、朱見濟の没後に復儲を提起した官僚に対して弾圧を加えたことが不当であつたとの認識が前提となっており、この点は、侯方域「于謙論」と隔たるところはない。論者たちは、易儲の非を認めたその上で、于謙がこれを諫止しなかつたその事情を弁ずることになる。

⁵⁹ 「蓋此論關係兄弟・君臣大義、言不合道、則貽禍天下萬世不小、不獨文章巧拙之故。」

吳肅公「于謙論」

後世における于謙の評価のうちには、「易儲より以前、景泰元年八月に、英宗がオイラトから送還された時点で、于謙は景泰帝をして英宗に譲位せしめるべきであった」との見解も、一応、存在していた⁶⁰。ただし、この点については、侯方域「于謙論」が問題視していないこともあり、ことさらに論じられることは少ない。傅山の見るところでは、英宗は、国を辱めたことで、復辟の権利を失っており、景泰朝の当時においても景泰帝から英宗への復辟など問題にならなかった⁶¹。

景泰帝が英宗に帝位を奉還しなかったことは、弁明を要しないとしても、英宗を南宮に禁錮してしまったことについては、上皇への扱いとして穏当を欠くだけに、何らかの説明が必要にも思える。吳肅公⁶²の「于謙論」(『街南續集』巻一)は、易儲を論ずるに先立ち、南宮への禁錮の弁明から論を始める。曰く、洪武帝が百戦して得た天下を、英宗は軽率にも失ったのであり、罪が無いとは言えず、英宗がなりゆきから禁錮の状況に置かれたのは、そこに洪武帝の靈意がはたらいているといえなくもない。一方、景泰帝には、功績があり、君主としての資質もまずまずである。もし、英宗の禁錮を解いて、二君が並び立つ状況になれば、小人がその間で策動して疎隔を生み出し、景帝の病臥を待つまでもなく、争いが生じたことであろう。この状況のもとで、于謙は、英宗の禁錮について、景泰帝を諫止しなかったのである、と。以上のような「治績と資質とに照らして、景泰帝のほうが英宗より優位にある」という論点は、後述する毛先舒らが、「易儲は非ではない」という積極的な弁護論においても見られる。

吳肅公は、英宗の禁錮を非とはしないが、易儲については不当であると認めており、となれば、于謙を弁護するには、彼が景泰帝を諫めなかったことの説明が必要となる。

いずれもが子であっても、一方を廃し、一方を置くというのを、他人はどうしようもない。子房(張良)は、(劉盈を皇太子に留めることを)漢高祖に聞き入れられず、鄴侯(李泌)は(李誦を皇太子に留めることを)すぐには徳宗に聞き入れられなかった。まして景

⁶⁰ 毛奇齡『經問』巻五第二条「明景泰帝讓位禮・易儲禮」の問者(盛唐)は、「以忠肅大賢、亦有二事不大滿時議處」として、一つを「避位」、一つを「易儲」としている。「避位」とは、英宗帰還の時点で、景泰帝が「位を避けて兄に譲る」ことを指す。

⁶¹ 傅山『霜紅龕集』巻十七「書侯朝宗于忠肅公論後」、「(侯方域は、于謙は英宗を主とは考えていなかった、と批判するが)わたしが考えるには、南宮(英宗)はすでに国を辱めており、復辟などありえない。当時の臣子にあっても、復辟を論じた者はおのずかといなかった。古今の「社稷こそが重要である」という理念にもとづけば、そうなるのである。于公の心が英宗に向いていなかったというだけでなく、当時の臣子の心もすべてそうであったのだ。」「吾謂南宮既已辱國、豈可復辟。在當時之臣子、自不敢爲此論、而古今社稷爲重之義、則如此、不惟于公之心如此、即當時臣子之心亦皆如此」。傅山(萬曆 35 [1607] 年生)の「書侯朝宗于忠肅公論後」一篇は未完。

⁶² 吳肅公、天啓六(1626)年生。安徽宣城の人、同郷の沈壽民(復社党人。吳應箕・張自烈との交友が深い)に師事しており、復社党人の人脈に連なる。吳肅公「于謙論」は、侯方域「于謙論」の一部を跋に掲げて、「利害を避けようとしたという点から于謙の意図を探るのは、于謙にすることではない」として、于謙の心意に対する穿鑿に異を唱えている。本稿では、『街南續集』は、『四庫禁燬書叢刊』集部所収(第148冊)の康熙二十八年刊本影印を使用。

泰帝を説得するのが難しいのはいうまでもない。于公は智を備えた人であり、とりわけ人をよく知っていた。(その于公が、)景泰帝が(子の與夷をさしおいて弟穆公を立てた)宋の宣公たりえないことをわきまえずに、強いて持して、何としても、景泰帝に自身の子をさしおいて甥に帝位を与えさせようとする、ということがあろうか。景泰帝は兄を拘禁してしまうことをためらわなかったほどであり、甥に対してとなれば何も憚るところはない。(不審な自殺を遂げた)趙德昭の事は、閉ざされた場所で起こったのであり、こうしたことがまた起こるのを誰が防ごうか。建寧王(李倓)は、唐肅宗の実子であったのに、李輔國と張良娣とが讒言して殺害してしまい、李泌は君の信頼を得ていたのに何も言わなかった。まして、憲宗(朱見深)は甥の立場でなおさら不安定であり、皇太子として(朱見濟と)競合する立場にあるとなれば、李輔國のような者が出ないとは限らない。于公が一言を発すれば、ただちに死に追いやることになってしまう。李泌が肅宗に聞き入れられない場合でさえ、畏れて去ろうとしたのであり、于公となればなおさらその影響するところは大きい。こういうわけで、于謙はしばらくそのままにしておいたのである。そうでなければ、于公ほどのすぐれた見識をもってして、王直・林聰・孟珩に及ばないことがあろうか(吳肅公『街南續集』卷一「于謙論」)⁶³。

後継の候補である二人が、いずれも皇帝の実子であるという状況であっても、その廃立について皇帝に翻意させることは困難であり、まして、一方が実子で、一方が甥であるという状況にあって、実子をさしおいて甥に与えさせるというのは無理である。朱見深は、甥として皇太子の候補という不安定な立場にあり、これを讒言する者が出る可能性があり、もし易儲の時点で、于謙が朱見深のためにことさらに弁ずれば、かえって朱見深を危険にさらすことになる。そこで于謙はあえて易儲に反対しなかったのだ、と。易儲を眼前に于謙が沈黙を保ったことについて、その背後にある深慮を、吳肅公は、「朱見深の保全」という点に求めた。吳肅公によれば、于謙が、景帝に対して朱見深のことを争わないことによってこれを保全したことを、エセンに対して英宗のことを争わないようにして帰還を実現させたのと同様の配慮であり、つまる所、英宗・憲宗父子はともに于謙に守られたのであった⁶⁴。

黄中堅「于謙論」

黄中堅⁶⁵の「于謙論」(『蓄齋二集』卷三)も、吳肅公と同様に、于謙が易儲を諫めなかった

⁶³ 「均是子也、一廢、一置、人無如何。子房不能得之漢高、鄴侯不違得之于德宗、而況景帝乎。公、智人也。尤善知人、曾不知景之不能爲宋宣、而強持之、必也舍其子而予其姪。嗟乎、彼不難于錮其兄、而何有于姪。德昭之事、成于禁密、其誰復禁焉。建寧親爲肅宗子、李輔國・張良娣譖而殺之、以李泌之得君而不敢言。況憲宗、姪也、而抱儲貳之嫌、其爲輔國者、庸獨無人。于公一言直促之死矣。以泌之不能得于肅宗、且惧而欲去。況于公乎。故公姑寘之。不然、以公之偉識、曾王直・林聰・劉翥・孟珩之不若哉。」

⁶⁴ 吳肅公『街南續集』卷一「于謙論」、「わたしが思うに、于公が太子のことを景帝に対して争わなかったのは、上皇をエセンに対して争わなかったのと同様である。ゆえに、英宗が南に帰還できたのは于公の功であり、憲宗が無事であったのも于公の功である。だが、人は知らない。」「吾謂其不爭太子于景帝、猶夫不爭太上于也先也。故英廟之南轅、于公之故、憲宗之無恙、亦于公之故也、而人莫知也。』

⁶⁵ 黄中堅、順治六(1649)年～康熙五十八(1719)年、蘇州府吳県の出身、蘇州府学の生員。父黄修の墓

ことの背後に、彼の苦心と深慮を読み取る。黄中堅が推し測るところでは、于謙は、朱見深の太子位を廃すことの非はわかっていたし、また、死を恐れて諫めなかったわけでもない。景泰帝の意志が強固であって、その時点では諫諍によって阻むのは困難であり、于謙は、そこで後日を待って対処しようとしていたのであった。

于謙が諫めなかったのは、苦心があつてのことであつて原則論で律するべきではないと、考える。于謙は、国勢が危機に瀕したその時にあつて、重大な危機の要所を、身をもってひきうけることを躊躇せず、天下の事をとりしきるといふ点では、万里の外にありながらことごとく適切な所的中させた。その忠にして知たるや、このようなものであり、となれば、太子を廃してはならないと知らないわけがなく、さらには、死を恐れて諫めなかったということもありえない。おそらく、上意が決然としていて、口舌でもって説得のしようがなく、しばらく時がたつのを待って、それを行おうとしたのであろう（黄中堅『蓄齋二集』卷三「于謙論」）⁶⁶。

黄中堅は、于謙の置かれた状況を史上の類例に対比し、かつ、「景泰帝の易儲への意志が確固としていた」という客観的情勢を詳論し、易儲を阻むことが現実的ではなかったことを確認する。曰く、西漢における呂氏への対応、唐における武氏への対応が、易儲への対応の類例であり、呂氏・武氏の勢いが盛んな時点ではこれを折くことはできず、そこで、陳平と狄仁傑はそれぞれ時を待って、徐々に修正したのである。景泰帝の君主としての正当性は、呂氏・武氏の比ではないし、易儲は不義ではあるが、宋太宗のように自分が廃した者を害するには至っておらず、即時に諫止する必要はなかった。黄珣の上言に乗ったことから見て、皇太子を改めようという景泰帝の意志が固いことは明らかであり、諫めたところで聞き入れたはずもない。新太子が夭折してしまつて後、景泰帝は必ず、心に悔いるところがあつたであろうに、諸臣がいきなり復儲を持ち出して怒らせ、ますます収拾がつかなくなつてしまつた。于謙と景泰帝の間には、深い紐帯があるが、そうではあつても、骨肉の問題にかんしては、徐々に進めて、機会をうかがつて導くのでなければうまくいくものではない。于謙としては、その時点で強いて諫諍して、自身が退けられるのは惜しまないとしても、後事を王文らに任せただけではますます事態への対応が難しくなる。そこで、とりあえず上意に従い、信頼をより深くし、その後で機会

誌は魏禧の手になり（『魏叔子文集外篇』卷十八「文學黃君墓誌銘」、黄中堅の『蓄齋集』には、魏世倣（三魏の季弟魏禮の子）が序文を寄せている。その史論の筆鋒は易堂諸子に劣らず鋭く、「吾觀始皇、固千古之大英雄也」といった大胆な議論も辞さない（『蓄齋二集』卷一「秦隋論」）。黄中堅の家世と、その富民擁護論については、森正夫『官田始末考』から「蘇松二府田賦之重」へ——清初蘇松地方の土地問題と顧炎武（『名古屋大学東洋史研究報告』6、1980年）を参照。森論文によれば、黄中堅「卹農」（『蓄齋集』卷五）などには、「直接耕作者ではなく「田を有して耕さざる」富民をこそ恤えよ」と説く特徴的な議論が見られ、おそらくは、顧炎武「蘇松二府田賦之重」における耕作農擁護論への批判が意図されているという。本稿では、『蓄齋二集』は『四庫未收書輯刊』集部所収（第8輯第27冊）の乾隆三十年刊本影印を使用。

⁶⁶ 「吾則謂謙之不諫、自有苦心、未可以常義律之也。夫謙於國勢阽危之日、不惜以一身當大難之衝、其制置天下事、雖在萬里外、無不洞中機宜。其忠且知如此、豈不知太子之不當廢、又豈畏死而不敢諫者哉。蓋上意方銳、非口舌所能爭、欲徐俟其後而爲之所故耳。」

に乗じて聞き入れさせるのが勝ると判断したのである、と⁶⁷。黄中堅によれば、于謙はこのように、「以得緩之」の策で、時をまって景泰帝を説得しようとしていた。侯方域は、于謙が諫止しなかったことの動機を、保身の念に求めたが、黄中堅の見るところ、于謙は死を恐れず、斥けられることも惜しんではいない。「自身が去ってしまえばいざ機会がめぐって来たときに事を託し得る人がいない」と考えてあえて自重し、責任を全うしようとしたのである。「職責を全うするために自重した」とは、「朱見深を保全しようとした」と並んで、于謙の深慮の内実として、多くの弁護論者が想定するところである。

陸次雲「于忠肅論」

陸次雲⁶⁸の「于忠肅論」（『北墅緒言』巻二）もまた、于謙が「君子之用心」をもって朱見深を保護し得たことを説明する⁶⁹。陸次雲は、まず前提としては、景帝に英宗に対して道義面で優位に立っていたと考えており、この点は後述する毛先舒に同じである。陸次雲は、「景泰帝は英宗に対して優位に立っており、英宗を南宮に隠退させたのは正当であった。ただし、そうはいっても、太子朱見深には罪は無いのではないか」と自問し、于謙が易儲を諫めなかった事情

⁶⁷ 黄中堅『蓄齋二集』巻三「于謙論」、「蘇子瞻がいうには、「法を持することはなはだ急なる者は、その切っ先を阻むことはできず、その勢には乗ることができない」（蘇軾「留侯論」）であり、そのために、陳平が呂氏に対応したのと、狄梁公（狄仁傑）が武曌に対応した時には、当初は、その切っ先に逆らい控くことはせず、その時期がやって来るのを待って、その後で徐々に立って事態を正したのであり、蘇子由のいう「徐々にすることによって成就する」（蘇轍「狄仁傑論」）というやり方である。まして、景泰帝が帝位を継いだ事情は、呂氏・武氏の比ではなく、太子を易えようとしているのは、不義ではあるけれども、宋の太宗のように害毒を与えるほどには至っていない。当初、太子を易えようとした時、群臣には相談せず、一遠人の言を契機にして、その忠義を表彰することで、自身の意向を示した。これは、景泰帝の意は、必ず易儲を行うということにあったということであり、諫めたところで必ず聴き入れはしなかったことがわかる。朱見済が夭折してしまうに至って、恥じ怒ること痛切にして心にあらわせないほどに甚だしいものあったであろうに、諸臣はいきなり復儲を進言した。景泰帝の怒りを増幅し、事態がますますどうしようもなくなってしまったのも不思議ではない。于謙は、景泰帝との君臣の関係ということで、とりわけ深かったが、しかし、人の骨肉に関わる事柄においては、やんわりと少しずつ進めて機を待ちその上で導くのでなければ、成功しない。もし、その時に于謙が強硬に諫めれば、一身が斥け追われることは惜しまないにしても、その後、機会がめぐって来た時に、これを王文らに任せるのでは、情勢としてはますます不測のことが起こりかねない。そのため、帝の意に順っておいて、その自分に対する信頼を深くしておいて、その上で、機会に乗じて受け入れさせるようにするのがより勝るのである。」（「蘇子瞻曰「夫持法太急者、其鋒不可犯、其勢未可乘」、故陳平之於呂氏、狄梁公之於武曌、初不逆折其鋒、皆俟其時之既至、而後徐起而正之。子由所謂「以緩得之也」。況景帝嗣位、又非呂氏・武氏之比、其欲易太子、雖爲不義、猶不至若宋太宗之毒害也。方其欲易太子也、不謀群臣、因一遠人之言、表其忠而示其意、此其意在必行、雖諫亦必不聽、可知矣。迨見濟夭殤、必有慚忿痛切、不能爲心之甚者、而諸臣顧遽以復儲爲言、無惑乎徒激其怒、而於事愈不可爲也。謙于景帝君臣之誼至篤、然處人骨肉之間、非優柔漸漬、迎機以道之、不爲功。設謙於爾時強諫、則一身之斥逐不足惜、而其後事會之來、徒委之王文輩、勢益將有所不可測。故不若將順其意、使上之信我益深、而後吾言可乘間以入也。）」

⁶⁸ 陸次雲、生卒年不詳。康熙十八年の博学鴻詞科に挙げられるが、及第せず。拔貢生の資格で河南郊縣知県に任ぜられる。秦瀛『己未詞科録』巻四「陸次雲」。本稿では、『北墅緒言』は、『四庫全書存目叢書』集部所収（第237冊）の康熙二十三年刊本影印

⁶⁹ 陸次雲『北墅緒言』巻二「于忠肅論」。同『尚論持平』巻二「于忠肅」は、『北墅緒言』「于忠肅論」の前半部と末尾からなる簡略版であるが、『尚論持平』でのみ、批判対象を「侯方域」と明示している。

を推察する。曰く、子（朱見深）が東宮にあって、父（英宗）が監禁状態では、子の立場がなく、景泰帝と安定を欠いた皇太子朱見深との間でいずれかがいずれかを殺すことになるのは必定であり、そうした最悪の事態を回避するためには易儲を認めるのもやむをえなかった。また、臣下とのやりとりから見ても、易儲を果たそうとする景泰帝の意向は明らかであり、口舌をもって争うものではない。于謙が諫めなかったのは、朱見深が宋の趙德昭のような立場に置かれるのを避けさせてこれを保全しようとする深慮に出るものであったのだ、と⁷⁰。

「景泰帝を説得できないとして、大臣たる者、君に容れられなければ引き退くべきではなかったか？」との問いに対しては、陸次雲は、「于謙はまさしく社稷の臣であるが故に、そうした行動をとらなかった」と応ずる。

忠肅は社稷の臣であって、社稷を安んずることを悦びとしており（『孟子』盡心上「有安社稷臣者、以安社稷爲悦者也」）、「明の天下は、太祖・成祖の天下であって、英宗・景帝の天下ではない」という点について、しっかりと心得ていたのである。宗社が危機に瀕して、乱をおさめて治に戻したばかりで、天下は命を託す先として、自分の一身を恃みとしている。易儲の一事によってあっさり去ってしまつて、乗ずべき隙が生ずれば、内外の乱が次々と起り、太祖・成祖の天下は、またしても前日同様の危うい状況となりかねない。于謙が去らなかったのは社稷のためであって、一身のためにそうしたのではない（陸次雲『北墅緒言』巻二「于忠肅論」⁷¹）。

国家を危機から救い天下の命運が自分にかかっているという状況にあって、易儲一事のため

⁷⁰ 陸次雲『北墅緒言』巻二「于忠肅論」、「太子が廃されたのは、状況の必然である。太子が廃されないようにしようとするれば、必ず景泰帝が英宗に位を帰すことができなければならず、そうであれば英宗が太子に伝えることができる。しかし、景泰帝が堯・舜にもひとしくしてはじめてできることであって、堯・舜でなければ当然に無理である。南宮の門を、嚴重に封鎖し、南宮の塀を高くし、南宮の木をすべて伐ってしまった。仲たがいの状態が固まってしまう、子が宮中において、父が高い塀をめぐらした中に監禁されている、と。太子はこの状態にあって、景泰帝を父としてこれに事え、英宗を忘れられようか？ 英宗を忘れられないのであれば、どのように両帝の下にあらうか。骨肉の間で猜疑が必ず生じ、太子が景泰帝に策略を講ずるのでなければ、景泰帝の側から太子を殺害するであろう。宋の太宗のような賢君ですら、甥の趙德昭を保全することができなかった。まして、太子朱見深は、趙德昭の比ではない。太子の誕生日についての金英の応答は、魏徴に倣つての諷諫であったが、景泰帝の意向は改まることはなく、口舌で争い得ないことは明らかであった。易儲を諫めなかった理由は、太子を保全しようする気持ちが実に深かったからであり、凡庸な者の知り得るところではない。」（「余謂太子之廢、勢也。欲太子之不廢、必景帝能歸位於英宗、斯英宗得傳之於太子。然景帝而堯・舜則可。是非堯・舜、自必不能、而南宮之門、且加錮矣、南宮之垣、且加崇矣、南宮之樹且盡伐矣。嫌隙已成、子居青禁、父鎖高牆。太子於此將父景帝、而遂忘英宗乎？ 將不忘英宗。何以處兩父之下乎。骨肉之際、猜疑必生、非太子圖景帝、必景帝殺太子、賢如宋太宗、尚不能善全德昭。況見深又非德昭非乎。金英太子生日之對、諷擬魏徴、而帝意不改、其不可以口舌争、明矣。所以不諫易儲者、其欲保全太子之意、甚深、非庸庸所及見也。」）

⁷¹ 「或謂景帝雖不可諫矣。爲大臣者、不得於君、亦宜引退。晏然在位、何以爲心、余謂忠肅、社稷臣也。社稷之臣、以安社稷爲悦、誠有見於有明之天下、乃太祖・成祖之天下、非英宗・景帝之天下也。宗社幾危、方撥亂而返之治、天下繫命、恃此一身。因易儲一事、倖倖而去、有罅可乘、則内外之亂交作、二祖之天下安知不復危如前日乎。其不去者、爲社稷、非爲身謀也。」

にあっさり地位を去ってしまい、結果、隙が生ずれば、内外の乱が起こり、天下はまたしても危機的状況に戻ってしまうかもしれない。こうした情勢を顧慮して、于謙は一身のためではなく、社稷のために、「位を去る」という選択をしなかったのであった。陸次雲「于忠肅論」は、以上のように、「朱見深の保全」と「職責を全うする」という二点に、于謙の意図を求めており、呉肅公・黄中堅の論点を兼ね合わせた弁護論と言うことができる。

王弘撰「侯朝宗責于忠肅論」

王弘撰⁷²の「侯朝宗責于忠肅論」(『砥齋集』巻三)は、侯方域「于謙論」への批判としては、論点を網羅した論説である。王弘撰もまた、大筋としては、「易儲を眼前にしての于謙の沈黙には深慮があつてのことだ」という趣旨で弁護を行う。

王弘撰は、侯方域「于謙論」の反響を論じた後(前節参照)、侯方域への批判を、侯方域の主張が一貫していないことの指摘から説き起す。曰く、侯方域がいうように「道を貫いてこそ社稷の臣と呼ぶる」というのであれば、そもそも、邲王(景泰帝)が皇太子朱見深をさしおいて即位した時点でこれを諫めて翻意させ、あくまで監国の立場にあつて、周公と同様に、幼帝を輔佐させるように導くべきであつたということになる。だが、侯方域は「即位を思いとどまらせるのは、于謙には無理だ」としており、また、明言こそしていないが、英宗が帰還した時点でこれに譲位することも、「于謙には無理だ」というのであろう。「監国の任を全うさせるのは無理だ」と言っておきながら、それでいて、「景泰帝が天子の立場にあつて、自分の子を皇太子に据えるのを阻止することは、于謙にできたはずだ」というのでは、人を納得させることはできない。叔父と甥の間柄が密であるとはいっても、臣下が、皇帝に父子の情を矯めて甥を優先するようしむけるのが容易ではない、とは誰にでもわかることではないか、と。王弘撰から見れば、侯方域は、「社稷の臣たるもの道を貫くべし」といっておきながら、その実、貫かせようとはしておらず、また、易きをたなあげにしてかえって難きを于謙に求めていることになる。

易儲を阻まなかったことの背後にあつた(はずの)于謙の深慮の中身について、王弘撰は主に、「内外の問題に対応するために、君臣関係をさしあたり保全することにつとめた」という点に求める。曰く、易儲がもちあがつた時点で、于謙は当然に争うことを考えはしたが、「争っても無益であるばかりか、有害である」と見て取った。当時の情勢にあつて、于謙が諫諍したとして、聞き入れられなかったとすれば、景泰帝と新太子とは、いずれも于謙に悪感情を抱くことになり、君臣関係がこじれ、辺境問題への対応に破綻が生じかねない。また、もし、景泰帝が諫諍を聞き入れたとすれば、太子になり損ねた朱見済は恨みを抱くことであろうから、宮廷に禍根を残すことになる。唐の太宗兄弟の事例、宋の太宗とそのおい趙徳昭との事例を見れば

⁷² 王弘撰、天啓二(1622)年～康熙四十一年(1702)、陝西華陰の人、号は山史。顧炎武との交友で知られる。史論・史伝・掌故といった史学の諸分野と性理学に成果を残す。王弘撰には、「侯朝宗責于忠肅論」(『砥齋集』巻三)の他に、これを補論した「于忠肅」(『山志』初集巻六)がある。王弘撰の于謙論について、「論于忠肅不諫易儲及王文成致良知之學、議甚公平、有識者服之」との評が伝えられる(卓爾堪『遺民詩』巻十一巻頭目録)。本稿では、『砥齋集』は、『王弘撰全集』(西北大学出版社・関学文庫、2014年)を使用。

わかるように、皇帝の地位がかかった状況で、兄弟を争わないようにさせたり、父子の情を抑えて皇位を他人に継承させたりというのは容易ではない。「社稷を重しとし、君を軽しとする」という言葉に即して考えれば、于謙の所為に特別に貶されるようなところはなかろう、と⁷³。この論点に付随して、「道を争ってこそ社稷の臣」という侯方域「于謙論」の根幹にも批判を加える。

侯方域は于謙が社稷再造の功を果たしたことを大きく評価しておきながら、「社稷の臣」ではない、と譏っている。そうなると、社稷の臣とは、道の在る所を貫き、そうすることでひたすらに己れの志を明らかにして、それでいて、天下にはわびをいれて、後事をとりはからうことは考えず、隙間が広がり、禍乱が兆し、身を亡ぼし、国を傾けても恤えはしない、ということになる。こうであるとすれば、天下はどうしてこのような社稷の臣の存在を頼りとしようか（王弘撰『砥齋集』卷三「侯朝宗責于忠肅論」）⁷⁴。

王弘撰は、「自らの志を明らかにして満足し、事後における事態の收拾には責任を負わない」というのが、天下の抛り所たる「社稷の臣」というに値するのかを問う。区区たる一己の節義ではなく、社稷・人民への寄与こそが何より「社稷の臣」の要件ではないか、と王弘撰が論ずるのは、傍目には最も有力な侯方域「于謙論」への反論に思われるのだが、しかし、于謙をめぐる議論の中では、この論点は中心とはならず、王弘撰を含めてほとんどの論者が、易儲の時点での道義上の瑕疵を弁明することに力を注ぐ。この傾向は、明末清初の于謙論の著しい特徴である。

王弘撰が想定する于謙の深慮の中身は、「職責を全うし、かつ、朝廷内の争いを回避する」というものであり、黄中堅のように「時期をみはからって復儲を要請しようとしていた」とまでは想定していないが、いずれにしても、于謙に肩入れしてその深慮を強いて読み取ることに

⁷³ 王弘撰『砥齋集』卷三「侯朝宗責于忠肅論」、「易儲を求める黄珪の議が起こった時、于謙の忠誠と智謀をもってすれば、諫諍することに考えが及ばなかったはずがない。争っても、無益というだけではなく、いっそう害となる、と見て取ったのである。今の時点で考えてみれば、諫諍する必要がなかったのはなぜか？争って、断固、聞き入れられなかったとすれば、（朱見深を）景泰帝は嫌い、朱見濟は疎ましく思い、朝廷における隙間が開き、辺境の事態も破綻しただろう。もし、諫諍して聞き入れられたとすれば、太子（見深）は感謝するが、朱見濟は恨みを抱き、猜疑が一旦生じて、宮中の禍変として言いつくせないほどの事が出来るであろう。危亡の事は、辺境ではなく、身近なところに存する。唐太宗は、李建成・元吉に対して、父を同じくする間柄でありながら、危害を加えるに至ることを避けられなかった。宋太祖は、自ら天下を太宗に授け、さらに太后の命があったが、それでも趙德昭に天下を保有させることはできなかった。これらは、事の明らかなものである。「社稷を重しとし、君を軽しとす」の言に照らしてよくよく考えてみれば、君子にとっては、于謙が易儲を諫めなかったことについて批判するような点はない。」（黄珪之議既起、以謙之忠誠謨猷、豈不計及於争？正見爲争之、非徒無益、而又害之也。而自今思之、則眞有不必争者、何也？争之而断弗聽也、而景帝必、見濟必忌、堂簾之隙開、而疆場之事裂矣。即争之而聽焉、則太子德之、見濟恨之、猜疑一生、將宮府之禍變有不可勝言者。危亡之事不在疆場矣、而在肘腋之間矣。唐太宗之於建成・元吉、一父子之子而不免於推刃。宋太祖親授天下於太宗、兼之以太后之命、而不能以保之德昭、其已事之彰明較著者也、而誠以「社稷爲重、君爲輕」之言審之、君子於此固無所貶焉爾。）

⁷⁴ 「且方域既大其有社稷再造之功矣、而猶譏之以爲非社稷臣。是社稷臣唯其道之所在、以一直明己志、而謝天下、不必所以善其後、雖啓釁兆亂・隕身傾國皆可以不恤。若是、則天下亦何頼有此社稷臣乎。」

違いはない。侯方域が于謙の沈黙のうちに保身の情を勘繰ったことに對抗するかのごとくに、于謙の心意をあれこれと好意的に推し測るのは、王弘撰を含めて標準的な弁護論者に共通している。その中でも王弘撰に限って特に明言しているのは、侯方域「于謙論」の許容し難い点は、「社稷の臣」として欠格云々ではなく、「以爲」を連ねた勘繰りなのだ、ということである。曰く、于謙のことを「社稷の臣ではない」というだけであれば、于謙のために弁せなくともよい。しかし、「一身の安寧のために権力を保持し続けようとした」云々の六点にわたる「以爲」の中身は、「社稷の臣としては欠格だ」というどころの話ではない。それゆえに我慢できずに、于謙のために弁するのである、と⁷⁵。

「侯朝宗責于忠肅論」の末尾、王弘撰は、侯方域「侯方域論」がもたらす人心世風への影響を指摘して一篇を終える。雨花臺での呉應箕が、于謙の「不足」を恕すことなく論じ、かつ、沈某の弁護論に激しく反発したのは、それが、人心世風を維持することにつながるがためであった。一方、王弘撰からすれば、侯方域あるいは呉應箕に類した苛責がかえって、忠臣義士の心を傷つけるのである。

士君子が、立言して人を論ずるには、はかりを平らかに設置して、身をその状況に置くべきである。短所をほじくりかえすくらいであれば、度を過ぎるくらいでも長所を残すようにする。これが、「忠厚」の道であり、『春秋』の義でもある。侯方域が、于謙に要求するところは、あれやこれやと多岐にわたっており、状況にもそぐわず、天下の忠臣義士の心を傷つけるものではないか（王弘撰『砥齋集』卷三「侯朝宗責于忠肅論」）⁷⁶。

以上、王弘撰「侯朝宗責于忠肅論」は、分量はさほど多くはないが、侯方域「于謙論」が引き起こした反響から説き起こして、その論旨の一貫しない点、不諫止の背後にあった深慮の推察、「社稷の臣」の要件の問い直し、于謙の心意に対する侯方域の邪推こそが許し難いことの表明、侯方域流の苛責論がもたらす影響の指摘に至るまで、于謙をめぐる議論の諸相を網羅的に論じる。于謙のための弁護論として説得力如何は別にして、王弘撰「侯朝宗責于忠肅論」は、侯方域「于謙論」が同時代において有した意味を見通す上で、有用な一篇である。

⁷⁵ 王弘撰『砥齋集』卷三「侯朝宗責于忠肅論」、「もし侯方域が、単に、于謙は社稷の臣ではない、というだけであれば、わたしは、于謙のために弁せなくともよい。しかし、于謙の心中について、「自分は人の弟を助けて、その兄を無為の状態に追いやった。こうであるからには、大権を一日たりとも自分から離すわけにはいかない」、「幸いにもこのまま十年、二十年して、南宮の英宗が亡くなれば天下には、起り得る突然の事態というのは無くなる」、「鼻にかけて功労者の地位にあった」、「禍を恐れて、その結果、禍を得た」、「隠忍して、選ぶ所がなかった」、「恩寵と利禄とを享受して地位に就いていた」等々と推し測るに至っては、「社稷の臣ではない」どころの話ではない。わたしは、こういうわけで、于謙のために弁せなくともすませようとしても、心中に我慢がならないことがある。」（「然使方域而但以爲謙非社稷臣也、予尚可不爲謙辨、而至其推之、以爲吾輔人之弟、而閑放其兄、是大權不可一日今不在我、以爲幸一二十年、南宮之事終、而天下無意外之變、以爲挾以居功、以爲畏禍乃其得禍、以爲隱忍而無所於擇、以爲寵利居焉、則謙豈特不可謂之非社稷臣乎？ 予是以欲不爲謙辨、而中心有所不忍。」）

⁷⁶ 「士君子立言論人、宜平其衡而設身處地、寧過存其長、毋巧索其短、此忠厚之道也、亦《春秋》之義也。如方域之所推求於謙者、喋喋一端、无乃不當情實而傷天下忠臣義士之心乎？」

王嗣槐「于太傳論」

王嗣槐⁷⁷の「于太傳論」全五篇（『桂山堂文選』巻三）は、于謙の所為が「忠臣無二之心」に出ることを、易儲に限らず、土木の変以後の于謙の事績に即して広く論ずる。全五篇のうち、第一篇は総論に相当し、英宗の奉迎からその復辟まで、于謙の行いの是非が問題となる状況を列挙し、彼が、自らの功を誇ることも、榮譽・財貨を得ることもなく、一貫して、社稷のために尽くしたことを説明し、その忠臣の心は、伊尹が殷の宗祀のために太甲を一時的に放逐した前後の心と同様であると評する。このほか、英宗が帰還した時点で群臣がこれを復位させようとはしなかった事情と、景泰帝の病臥後に、于謙が英宗の復位を求めなかったことについても、立ち入って論じられる。この第一篇の総論だけで、優に、他の論者の弁護論に匹敵する分量であるが、第二篇以下、さらに各論が続く。第二篇は英宗の奉迎、第三篇は易儲、第四篇は復儲、第五篇は、于謙・王文の罪状とされた襄王朱瞻埜の世子を奉迎する計画の冤罪であったことが、それぞれに専論される。以下は、他の論者と対比しやすい易儲と復儲についての議論に限って、王嗣槐「于太傳論」の特徴点を見る。

「于太傳論」第三篇は、「時勢の困難とこれに対応しようとした于謙の苦心を考えれば、于謙が易儲を諫止しなかったことを明の祖宗も許したはずだ」という論旨であり、大筋は、ここまでに見た標準の弁護論に属する。王嗣槐に特徴的であるのは、于謙が直面していた状況の厳しさを（「無可如何之勢」）を強調するために、景泰帝の易儲への意志が動かしがたかったことが詳細に説明される点である。

英宗が帰って、南宮に退居し、（景泰帝の）皇位はもはや揺るぎないものがあり、さらに見済が生まれた。為し得るだけの権勢を手にしておきながら、私情から自らの子のためにはかからないでいるという者はない。もし、見済が生まれてそれでも、景泰帝が沂王朱見深を自身の子と同様に扱って、遠い先にも皇位を伝え与えるというなら、これは、大公無我の仁主というものである。もし、甥を我が子同然に扱って、大公無我の仁主たり得るのであれば、英宗が南に帰還した時点で必ず皇位を譲って止まらなかつたはずであり、英宗の迎復を論じた時に、兄がまた皇位を取って保持することを恐れるかのような態度をとつたはずがない。迎復を議した時点で兄が取って保持することを恐れていたのであるから、皇位に就いた時点で天下を甥に与えようとはせず、自身の子に与えたのは、「兄に譲りたがらず自らが取つた心」と同じであることがわかる。帝王という尊位にあって、情の欲する所につき動かされて、それでもなし得ないとなれば、必然的に、公議を粉碎し、殺害し

⁷⁷ 王嗣槐、萬曆四十八（1620）年生、字は仲昭、号は桂山。杭州府錢塘の人。康熙十八年（1679）、博学鴻詞科に薦められ、中書舎人を授けられた。詩文と性理の学に成果を残す。その『太極圖説論』についての先行研究として、荒木見悟「毛稚黄の欲望格去説」（『中国心学の鼓動と仏教』中国書店、1995年）、呂妙芬「王嗣槐《太極圖説論》研究」（『臺大文史哲報』第七十九期、2013年）がある。呂妙芬論文によれば、『太極圖説論』は、『易』旨にもとづいて、『太極圖説』『太極圖説論』が道家に由来することを論じ、あわせて有無・死生についての道・仏の説を批判している。本稿では、『桂山堂文選』は、『四庫未收書輯刊』集部所収（第7輯第27冊）の康熙刊本影印を使用。

てそれによって思い通りにし、情の欲するところを遂げなければ止まることはない（王嗣槐『桂山堂文選』卷四「于太傅論三」）⁷⁸。

王嗣槐によれば、景泰帝が、甥に帝位に与えることができるほどの仁主であれば、そもそも英宗を迎えた時点でこれに帝位を奉還したはずであって、そうでない以上、皇帝の権勢をもってして自身の子に帝位を伝えようとするのは、必然であり、于謙にも阻みようは無い。

侯方域「于謙論」に類した観点からは、「景泰帝の意志が強固であるという困難な状況であればこそ、于謙はあくまで道義を貫徹して易儲を阻むべきではなかったのか」と疑問が湧くところであるが、この点、王嗣槐は、次のような応答を準備している。

国内を安んじ外敵を追い払う大略は、数年来、自身を取り仕切ってきた。内は朝野の望みがかかっており、外は敵側がうかがい見ている状況で、沂王（朱見深）はついに廃せられないままではいられず、朱見濟は、立たないようにすることはできない。口舌で争うことや、争っても成果はないのに、「身を潔くしておいて天下に評判を得る」ということを重んじようか。……于公がこの状況に隠忍して、発言しなかったのは、「公」であろうか、「私」であろうか？ 名を売っておこないであったろうか、謗りを受けるおこないであったろうか？ 自分一人が寵を失うことを気にかけてのことであったろうか、国家を計るためにこのように骨肉の問題に対応したのであるろうか？ 公は（こうした慮りを）人に語ろうとはしなかったし、語ったとしても信じられなかっただろう（王嗣槐『桂山堂文選』卷四、「于太傅論三」）⁷⁹。

「ひたすらに道の存立を争う」という姿勢、すなわち侯方域が「社稷の臣」のあり方として示したそれを、王弘撰「侯朝宗貢于忠肅論」は、「自己の志操を貫いて満足し、事態に責任を負わない」姿勢である、と否定的にとらえた。王嗣槐もまた、当時であって、「ひたすらに道の存立を争う」ことが無意味であったことを指摘する。于謙が置かれていた困難な状況のもとでは、倫理面での潔癖を通して、時の世論と後世の喝采を受けるというのは、むしろ安易な選択だったのであり、于謙はそうした選択は採らず、あえて謗りを受けてでも責任を全うし、ただし、みずからはその心中を口にはしなかったのである。

「于太傅論」の第四篇においては、王嗣槐は、景泰帝の心中への詮索を、復儲が提起された

⁷⁸ 「今英宗歸而避南城矣、大位不可復搖矣。見濟又生、未有不挾其得爲之勢、而自私其子者也。使見濟生、景帝猶視沂王如子、千秋百歲後、傳位與之、是大公無我之仁主也。苟能如是而爲大公無我之仁主、則英宗南旋之日、必且遜位而不居、何至議迎議復、如恐其兄復取而有之也。以議迎議復之時、恐其兄之取而有之、則知既正大位之時、不欲以天下與姪而與其子、是同一不欲讓其兄而自取之之心也。夫以帝王之尊、迫于情所欲爲而不得爲、勢必滅裂公議、戕殺以逞、以遂其情之所欲爲而後止。」

⁷⁹ 「安攘大畧、數年來、手自經理、內係朝野之望、外爲敵人所窺伺、而沂王終不能保其不廢、見濟不能令其不立、亦何貴口舌爭之、爭之不得、而潔身以自號于天下哉。……公之隱忍于此時而不言、爲公平、爲私乎？ 爲沽名乎、爲受謗乎？ 爲慮一己之失寵乎、爲計國家之所以處骨肉乎？ 公即欲與人言之、言之而終不見信耳。」

時点についても同様に施す。王嗣槐によれば、朱見深は皇位継承候補として正当性が高いがゆえにこそ、景泰帝にとってうとましい存在であった。

沂王（朱見深）が廃されたのは、懷獻（朱見濟）の存在によつてのことであるが、実は、沂王は太子として立つのに妥当であったからこそ廃されたのである。沂王であれば、英宗を継いで天子となるのであって、景泰帝を継ぐというだけではなく、それ故に妥当なのである。景泰帝が急いで沂王を廃したのは、まさにその立つべきを憎んで廃したのであって、一度、廃したからには、何としても、二度と立たせまいとするものである。「朱見濟が薨じて、沂王が再度立つのが妥当である」とは、景泰帝が深くにくんで耳に入れることを嫌がるものである。景泰帝が帝位を伝えたいと思っているのは、自分の子である。朱見濟は亡くなったとはいえ、帝はまだ若いのであって、最後まで子がないままに、沂王を後嗣とせざるを得なくなるという可能性は低かった。沂王は立つべきでありながら、これを廃して自分の子を立て、自分の子が死んでしまつて、沂王は立つべきであるからということでもた立てたとする。すると、景泰帝に、後日、子ができた時には、自分の子を立てるからといって、またもや立つべき沂王を廃すことになる。景泰帝が愚かであっても、天下にこんな情理はないということはわきまえている。だから、「沂王が立つべきだ」と口にした者は必ず命を落とすことになるし、「太子が亡くなって、沂王はいっそう立つべきだ」という者も必ず命を落とすことになるのである（王嗣槐『桂山堂文選』巻四、「于太傅論四」）

80。

曰く、朱見深が帝位を継げば、景泰帝だけではなく英宗の継承者をも兼ねることになり、その点で、朱見深を太子に据えるのがもっとも妥当であった。景泰帝は、朱見深のこうした太子としての適格さを嫌って急いでこれを廃したわけであるから、「皇太子に戻すように」という要請を聞くわけがない。景泰帝としては、朱見濟が夭折したとはいっても、年齢からしてまだ子をもうけるつもりであつて、もし一旦、朱見深を皇太子に戻してしまつたとすると、いざ次子をもうけても、朱見深をまたしても廃するというわけにはいかず不都合である。それゆえに、景泰帝は何としても復儲させようとはしなかった、と。王嗣槐が見るに、これほどに、景泰帝の意向が確固としたものである以上、太子の地位を降りてしまつている朱見深のために争うのは困難であり、なまじ于謙が口を開いて、人々の意が朱見深に属していると帝から見なされようものなら、朱見深が害されるという事態が早まることであろう。そこで、于謙はあえて朱見深に意をおかないかの態度をとつて、朱見深を保全したのである⁸¹。

80 「願沂王之廢也、雖以懷獻而廢之、實爲沂王之宜立而廢之也。沂王者、是繼英宗而爲天子、不徒繼景帝而宜爲太子者也。帝之急廢沂王、正惡其應立而廢之、是一廢而必不欲其復立者也。見濟薨、沂王宜復立、是帝之所深疾而惡聞者也。帝之所欲傳者、己子耳。見濟雖死、帝富于春秋、豈遂無子而必以沂王爲子。沂王以應立之而廢之、以立己子。己子死、沂王又以應立而立之、使帝他日有子、又以立己子、而再廢應立之沂王。帝雖愚、亦知天下必無此情理矣。故凡言沂王應立者、必死。凡言言太子死、沂王益宜立者、必死。」

81 王嗣槐『桂山堂文選』巻四「于太傅論四」、「皇太子の地位を自身の子の位としようとしていて、空位の状態であっても日夜、落ち着かないのに、（復儲したとして）まして別人が立つてその地位にあるとなれば

「于謙は、朱見深を保全するために、易儲・復儲の議論に際して沈黙を保った」という大筋は、王嗣槐に限らず標準型の弁護論の通例である。王嗣槐の論において特徴的であるのは、易儲の実施と復儲の拒絶に際しての景泰帝の内心が、陰惨なものとして読み取られる点に存する。呉肅公の場合には、朱見深の危険を説くとはいっても、「唐の李輔國に類した讒言者が出るかもしれない云々」といくらかぼかした言い方に止まっていたが、王嗣槐は、「朱見深がさらされる危険」の内実が「景泰帝の害意」であり、しかも、「正当性の高い後継候補であるがゆえに景泰帝にとって目障りであった」ことがあからさまに論じられ、「朱見深の復儲を上言する者は、必ず命を落とすことになる」とまで断言される。侯方域「于謙論」における苛細な「以爲」は、于謙に向かっていたが、王嗣槐は、于謙を弁護するために、「帝必以爲……」として、侯方域に類した揣摩臆測を景泰帝に向けて施し、それによって、于謙が直面していた状況の困難さを強調したのであった。

以上、呉肅公から王嗣槐に至るまで、于謙のために弁じた論者達は、まず于謙が置かれた情勢から論ずる。人の自然な心情を考えれば、皇帝に対して、自身の子をさしおいて甥に帝位を与えるようにしむけるのは困難であり、現に、景泰朝の一件においては、儲貳を変更しようとする帝の意志は固くこれを説得するのは現実的ではなかった。おそらく、雨花臺の方孝孺祠において、沈某が呉應箕・張自烈を相手にまわして、「以當日時勢論、儲不可不易」と論じたというのは、こうした趣旨であったと思われる。もちろん、いかに「当日の時勢」が厳しかったからといって、だらしなくこれに妥協してしまったというのでは、「于謙が諫止しなかったのは保身の念による」とする侯方域の所論をかえって裏づけることになりかねない。また、侯方域「于謙論」の迫力は、「勢の必然ではあっても、道に反するのであれば、君子たるもの争うべきだ」（「天下事、有出於勢之必然、而道之所不然者、則君子争之」）というところに存するのであり、いかに「情勢の厳しさ」を言い募ったところで、「社稷の臣たる者、そうした厳しい情勢のもとでこそあえて道を貫くべきであろう」との反論が予測され、于謙のために有効な弁護とはなりえないだろう。そこで、論者たちは、于謙があえて諫止しなかった背後にある彼の深慮を汲み

なおさら安心しえない。太子の位に沂王を居らしめても沂王を保全するに足りず、まさに沂王を殺すことになる。当初の廃立の時に比べて、（復儲が問題になった時点では）帝の情は変わらず、勢はいつそうさしせまっているからである。于公はたしかに、景泰帝が頼みとして、軽重の判断の拠り所としていた。もし、ひとたび于公が争ったならば、帝は必ず次のように考えるであろう。「他人の意は沂王に向いており、于公の意も沂王に向いている。そうなれば、沂王がそのままわたしを継いで天下を保つことは確定的である。わたしに子が生まれたとしても、幼弱であったりして、病死することもあろうし、沂王に先んじて天下を保有することができないにちがいない」と。于公がこの状況にあって、沂王をかばって争えば、沂王は（叔父ある宋太宗に害された）趙徳昭と同様であって、その禍は速やかにおこり、朱見清・見淳（朱見深の弟達）は趙徳芳も同然であって禍いも同様のこととなるであろう。于公は、争ってもうまくいかないわかっていて、沂王とは関わりがないかの態度をとってそれによって沂王を保全したのである。」（「此位終爲吾子之位、虚之猶日夜不自安。況又有起而居之者乎。必以太子之位居沂王、不足以存沂王、而適足以殺沂王、視初廢立時、情無異而勢加迫也。公固景帝所倚爲重輕者也。一争之帝必然以爲「他人屬意、公亦屬意沂王耶。則是沂王之終、必繼我而有天下焉必也。我雖有子、或幼且弱、卒有不諱。必不得越沂王而有天下焉必也」。公于此一顧沂王而争之、則沂王之爲徳昭、其禍尤速、而見清・見淳之爲徳芳、其禍亦猶是也。公惟知争之不能得、而與沂王若不相關焉者、以安沂王。」）

取ろうとする。当時であって于謙が、考慮に入れなければならなかった事情は、一つには、「自身が朱見深をかばい立ててすれば、それが景泰帝の疑忌を増すことになり、朱見深をかえって危険にさらすことになる」ことであり、いま一つは、「自分が朝廷を離れるようなことがあれば、收拾の目途がついた内外の危機が再燃しかねない」ことである。于謙は当時であってこうした情勢を洞察し、あえて隠忍して、朱見深を保全し、社稷の安定という任務を全うしようとしたのであった、と⁸²。これが、本節にとりあげた弁護論におおむね共通する筋書きである。弁護論のこうした大勢から見て取れるのは、「于謙は、現に社稷・生民への大きな寄与があるのだから、道義上の瑕疵はともかく、「社稷の臣」と呼ぶに何らさしさわりのない」といった局外の傍観者が真っ先に思いつく反論が、当時の弁護論者たちにとって採るところではなかった、ということである。論者たちにとって、「道義と事功とを兼備した」という于謙像を保つのでなければ、于謙を救うことにはならないのである。

もし、于謙を弁護したいのであれば、客観的情勢だの、于謙の深慮だのをこのように読みこむまでもなく、より単純に、「于謙はあくまで兵部尚書として軍事を統括していたに過ぎないのであって、易儲に関して責めは負わない」とすませる手もあった⁸³。しかし、論者達はすでに、于謙が景泰朝に占めた位置の大きさ（それは彼の功績の大きさと表裏をなす）や、帝からの信頼の厚さといった于謙についての「物語」を前提にしてしまっており、「于謙の役割・功績を小さく見積もってその責任を軽減させる」という方向での弁護を選ぶ余地はなかった。

第3節 于謙のための献策——于謙は何時、如何に動くべきであったか——

「景泰帝は皇太子の変更を固く決意しており、帝に翻意させることは容易ではなかった。于謙はやむをえず当座は沈黙を守り、朱見深の安全を保全し、かつ、自らも地位に止まって、内外の危機に対応する任務を全うした」。これが、論者たちによる弁護の大勢である。この他、論者によっては、于謙がおかれた状況の厳しさに理解を示し、その上で、于謙が事態にいかに対処すべきであったかを具体的に論ずる。それは、于謙のための弁護であるだけでなく、遅まきながらの于謙への献策・提言といった内容となっている。

葛芝「于謙論」

景泰帝の所為のうち、英宗の帰還時に譲位せず南宮に禁錮したことと、皇太子を改易したことを問題視するというのであれば、土木の変の発生後に、先んじて立太子された朱見深をさしおいて自身が即位したことの是非も、一応は問題となり得る。一般には、景泰帝擁立の功績は

⁸² 于謙が易儲を諫めなかった動機を、朱見深、ないしは朱見深と父英宗双方の保全に求める見解は、陳繼儒（嘉靖37年〔1558〕生）が撰した于謙祠墓碑記のうちにすでに見えている。「公在、則裕陵安、而茂陵亦安。若公諍之、而公去之、則南宮之錮、不將燭影斧殺乎、東宮之廢後、不將宋之德昭乎。公雖欲調郟王之兄弟、而實密護吾君之父子。」（陳繼儒『晚香堂集』卷四「重修忠肅于公墓記」、張岱『西湖夢尋』卷四「于墳」に収録）

⁸³ 王世貞『弇山堂別集』卷二十四「史乘考誤五」第十八条、「易儲之際、人不攷、而以譏于・王二公、甚無謂也。于公所職者、兵事而已」。沈峻曾「于太傅論」に即して述べるとおり、こうした弁護は侯方域「于謙論」が想定するところである。

于謙に帰せられており、「景泰帝が即位したことの是非」とは、とりもなおさず、「于謙が即位させたことの是非」を意味する。葛芝⁸⁴の「于謙論」（『臥龍山人集』巻七）は、易儲を論ずるに先立ち、まずこの点について、「社稷爲重、君爲輕」「頼宗廟・社稷之靈、國有君矣」を鍵論として、次のように論ずる。

于謙の功績は、太子をさしおいて邸王を立てたことにある。……「社稷、重しと爲し、君、軽しと爲す」という道理は、弟が、（敵が）兄を人質にとつての申し入れを拒絶するための理由とすることはできても、子が父を人質にとられた状況で口にするにはできない。太子が即位すれば、必ず敵に対して強く返還を求めることになり、敵は価値のある人質を擁して、こちらに多く要求することができ、貢納はやまず、必ず領土を割譲するに至る。領土の割譲がやまなければ、必ず臣と称するに至る。宋の先例を鑑みなければならぬ。景泰帝が即位してこそ、敵が全軍でもって国境に迫っても、防衛にあたる将は、城壁の垣根に登って、「宗廟・社稷の神の加護のもと、国には君がおわします」と、敵を謝絶することができた。これは、敵にとっては、虚名を抱えて実害を大きくすることになり、「むしろ英宗を返還して、仲違いを起こさせるほうがまだよい」ということになった。こうしたわけで、上皇英宗が帰還して、社稷が安んぜられたのは、すべて謙の力による（葛芝『臥龍山人集』巻七「于謙論」）⁸⁵。

英宗が敵の掌中にある状況で、皇帝としてこれ対応するには、英宗の人質としての重みを軽減させるという点で、英宗の子よりも、英宗の弟のほうが望ましかった。于謙が、朱見深ではなく、景泰帝を即位させたことは、明側が、「社稷爲重、君爲輕」「國有君」という姿勢を貫徹できる状況を作った点で大きな意味を持った、と。皇太子朱見深をさしおいて景泰帝を立てたのは、瑕疵どころか、これこそ于謙の功績なのであった。

では、易儲については、葛芝はいかに論ずるか。彼は、「天下の口を窮むるも、謙の爲に解く能はず」として、于謙が易儲を諫止しなかったことの非は認める。景泰三年における易儲の時点で、于謙は一言も諫めることはなく、景泰四年、新皇太子である朱見濟が夭折し、朱見深の再擁立（復儲）を提起した官僚が処分を受けた時には、于謙も一言もこれを助けることはなかった。葛芝は、これについて、侯方域「于謙論」と同様に、「推謙之心、以爲」云々と、ただし、侯方域とは逆の方向で于謙の心中を推しはかる。「景泰帝は壮年であつて、皇嗣は次々生まれる

⁸⁴ 葛芝、萬曆四十六（1618）年生まれ、祖父は進士、父は挙人という名門であり、豊富な蔵書を有し、出版を手掛けた。復社に属し、社人の中心である婁東の二張と関わりが深かった（張溥門下、張采の女婿）。名行・文章でもって評判をとつたが、鼎革後は、一転、脱俗の方向に走り、姚江書院で陽明学を学び「身心洞豁」を経験した後、山中に隠棲した。徐枋「葛瑞五傳」（『居易堂集』巻十二）を参照。『臥龍山人集』は、『四庫禁燬書叢刊』集部所収（第33冊）の康熙九年刊本影印を使用。

⁸⁵ 「其功在舎太子而立邸王……「社稷爲重、君爲輕」之説、弟可以謝兄、而子不可以加父。太子立、則必將固請之敵、敵得挾重質、而厚邀於我、納幣不已、必至割地、割地不已、必至稱臣。宋之前車可鑒也。惟景帝立而敵以全師壓境、守臣乃得登陣以謝曰「頼宗廟・社稷之靈、國有君矣」。敵抱空名而長實禍也。不若還之、而予之閒。故上皇歸、社稷安、皆謙之力也。」

ことであろう。景泰帝の意向は、英宗の子にはない以上、自分が諫言しても無益である」というのが、于謙の判断であり、彼は後日を期して景泰帝との関係を維持したのであった。では、後日のために自重したとして、于謙はどの時点で動くべきであったのか？ 葛芝は、于謙が動くべきであった機会を指摘し、彼のために惜しむ。

景泰帝の病状が悪化し、回復の見込みがないことを、石亨・徐有貞らはみな知っていた。近しくして信頼を得ている臣ということでは于謙にまさるものはなく、(景泰帝の病状を)知らなかったはずがない。この時において、膝を交えて涙ながらに陳べ、朝廷において心を振るって要請すれば、群臣たちはすべて従って声をそろえたことであろう。于謙は景帝が心から信を寄せる拠り所であった。于謙の言が、廖莊・鍾同・章綸といった人々と異なることは見て取れる。廖莊らは、平時に進言したがために帝の怒りに触れた。病状が長らく良くならず、世継ぎも生まれていない、という状況のもと、外藩から取るよりは、実の兄の子を選んで、彼がもともと保持していた地位を与えるのがまだしもよい。景帝のために計ればやはりこれがもっとも好都合なのであった。たとえ、景泰帝が納得しなかったとしても、「于謙ですら不可というのであれば、他に頼みとする者もない」と考えて、しぶしぶこれに従ったはずである。これを放置して、はからずにおき、石亨らの奪門の計画を成就させ、しかも、于謙を殺して喜ばせてしまった。君子は、于謙のこの行いについて、「忠実な臣としての態度を保持せず、事君の道が尽くされなかった。智という点では葵にも劣る。葵でさえ自分の足を守るというのに(『春秋左氏傳』成公十七年)」と考える(葛芝『臥龍山人集』巻七「于謙論」)⁸⁶。

葛芝が考えるには、景泰帝が、病臥した時点でこそ、朱見深を再び立太子するよう求めるべきであった。外藩から迎えるよりは、元來皇太子であった甥を立てるほうがまだしも景泰帝にとっては好ましく、景泰帝は納得しないにしても、股肱の臣である于謙でさえが要求するのであれば、どうしたものかと考え直して聞き入れたはずである。惜しむらくは、その機を逃した結果、むざむざ石亨らに政変を成就せしめ、于謙は一身の安全を保つことさえできなかった、と。葛芝は、于謙が易儲を諫めなかったことの非は認めるが、あえて景泰帝との関係を壊さなかったことについて、保身の念から出るとは見なさず、「時期をうかがったのでだろう」と、その意図を好意的に推し測り、その上で、葛芝は、「景帝が病床に臥せった時に、元の太子朱見深を再立するよう進言すべきであった」と、于謙のために惜しむのであった。

「于謙後論」(『臥龍山人集』巻七)に至ると、葛芝は、事実認識を改めている。葛芝の推論によれば、于謙ほどの賢人が、景泰帝が重篤に陥った状況で英宗・朱見深父子を立てるとい

⁸⁶ 「獨是景帝不豫、勢必不起、石亨・徐有貞皆知之矣。親信之臣、莫過于謙、寧未之知。當此之時、造膝則啼泣而陳、大廷則忼慨以請、舉朝之臣孰有不從而和之者。夫謙、景帝腹心腎腸之托也。謙之言、不同於廖莊・鍾同・章綸之倫、可知也。莊等言於平日、故觸帝怒。今疾彌留、而皇嗣未生、與其取之外藩、不若舉親兄之子、歸之固有之物。爲景帝計、亦未有便於此也。即帝終未能釋然、念于謙尚以爲不可、則吾將安屬、亦當黽勉從之矣。舍此不圖、而使石亨輩奪門之計成、且得殺謙以自快。君子謂謙之是舉也、不持純臣、事君之道未盡、亦智不如葵、葵猶能自衛其足也。」

当然のことをしなかったことから判断して、「景泰帝が重篤に陥った」というのは、石亨らに出る虚偽であり、景泰帝はおそらく、奪門・復辟の後に害されたのであった。「于謙後論」は、推論の出発点に、「于謙ほどの人物であれば当然、妥当な措置をとったはず」という前提が置かれており、于謙への肩入れは、「于謙論」前篇にましてあからさまである。

魏際瑞「于忠肅論」

魏際瑞⁸⁷の「于忠肅論」（『魏伯子文集』巻五）は、一連の事態の中での于謙の洞察・深慮を強いて読み取ることにはせず、「于謙が直面していた状況にあって、いかに道義と実利を両立させるか」を専らに論ずる。彼が于謙になりかわってめぐらす籌策にあっては、「忠と佞との間で中立するという道理はないが、義と利とを両立させる術はある」（「忠佞無中立之理、義利有兩立之術」）というのが、眼目となる。

景泰帝が、英宗の帰還時に譲位しなかったことと、皇太子を更易したこととの二つに関して、魏際瑞は、「于謙が左右しうることではなかった」として于謙の責任を追及しない。曰く、北宋仁宗朝において、曹太后の聴政を終わらせる際には、太后にとって仁宗は子であるにもかかわらず実権の委譲に時間を要したし、漢高祖の場合、自身の子（皇太子劉盈、後の恵帝）を自身の子（戚夫人の子劉如意）に優先させるだけにもかかわらず、張良が四皓を招いてやっと可能になった。まして、兄弟の間柄で帝位を委譲させるという難事は、于謙に要求することはできない、と。

魏際瑞は、以上のように、于謙の責任を追及する必要はないとするが、彼とて、易儲を前にして、于謙が無為に済ませてよかったというのではない。魏際瑞は、于謙が、英宗の帰還前と帰還後とのそれぞれの時点で、景泰帝をいかに教導すべきであったかを具体的に示す。魏際瑞によれば、オイラトからの帰還の前後いずれであれ、于謙が景泰帝に働きかけるべきは、譲位などという難事ではなく、「英宗を、礼を尽くして迎えて事える」ということだけである。まず、帰還前にあっては、于謙は次のように「密言」すべきであった。

昔、宋の高宗はその兄を迎えず、長きにわたって非難されました。高宗は元来の性格が刻薄であったというわけではありません。欽宗が帰れば、自分が譲らなければならないので迎えようとはしなかったのです。そもそも宋の天下は、欽宗自身において亡んで、高宗において中興したのであります。唐の明皇（玄宗）は、「失国の父」の立場でもって、自身の子である肅宗から奪うことはできませんでしたが、欽宗が「失国の兄」の立場でもって、自身の弟から奪えましょうか。残念なことに、当時にあつてはこのように高宗に

⁸⁷ 魏際瑞、萬曆四十八（1620）年～康熙十六（1677）。字は善伯。江西贛州府寧都の出身、易堂九子（鼎革の動乱を避けて寧都県西方の翠微峰に拠った士人集団）の一人、寧都魏氏三兄弟の長兄。魏際瑞は、清朝地方官の幕友をつとめて、経済的に一族を支えた。その幕友としての名声が禍いして三藩の乱に巻き込まれ、呉三桂の部将韓大任に害される。魏禧「先伯兄墓誌銘」（『魏叔子文集外編』巻十八、魏氏三兄弟の処世については、北村敬直「魏氏三兄弟とその時代」（同『清代社会経済史研究』、大阪市立大学経済学会、1972年）、趙園『易堂尋蹤—關於明清之際一個士人群体的叙述』（江西教育出版社、2001年）を参照。本稿では、『魏伯子文集』は、『四庫禁燬書叢刊』集部所収（第4冊）の『寧都三魏全集』道光刊本影印を使用。

告げる者はいませんでした。願いますには、陛下は誠心をもって上皇をお迎えして、天下後世の非難を残しませんように。そうすれば、固く譲ろうとすればするほどにしっかりと確保することになります（魏際瑞『魏伯子文集』巻五「于忠肅論」）⁸⁸。

魏際瑞の意図としては、宋の欽宗・高宗兄弟を先例として、一方では景泰帝に後世の非議を畏れしめ、一方では、「失国の君」の復位がありえないことを説いて景泰帝を安心させようというのである。次いで、英宗が帰還を迎える段に至ってからは、いかに景泰帝を教導すべきであるか。

上皇が帰還する段になれば、于謙はさらに次のように言うべきであった。「陛下は礼を重くし、上皇を迎えて内宮に奉じ、宋の孝宗が上皇高宗にしたのと同様に手厚く敬い奉養し、朔日・望日には、群臣を率いて朝見されますように。そうすれば、上皇は安んじ、陛下の心も落ち着かれることでしょう」と。このように進言すれば、景泰帝はたとえ、疑い忌む心があっても、兄が帰ったところで自分の位を奪うことはできないと知り、そして、内宮に奉じていることによって外臣と連絡をとることもできず、自身の忠孝を奉げつくすことができ、疑う所もない。朱見済が亡くなり、景泰帝が崩じたならば、上皇が帝位に復し、憲宗（朱見深）が東宮の位置につくことになり、君臣・父子・兄弟の間は何も言わずともおのずと定まり、奪門だの上皇を迎復するだのという紛糾が起きて曹吉祥・石亨の禍を醸成することもなかった（魏際瑞『魏伯子文集』巻五「于忠肅論」）⁸⁹。

上皇英宗を、礼を尽くして迎え、内宮で大切に奉ずるように導けば、景泰帝は英宗が自身から位を奪い得ないことを理解し、安心して兄への尊養を尽くし、英宗と景泰帝とはいずれも満足できる。この状況にあっては、たとえ景泰帝が崩じて、英宗と朱見深とがそれぞれ帝位と東宮に復して、相互の序列も適正なところに落ち着くのであり、政変による強引な復位などという事態は起こり得ない。魏際瑞から見れば、景泰帝に「兄英宗を、礼を尽して遇する」という正攻法をとらせることが、とりもなおさず、事態を収拾（＝景泰帝の地位を安定させる。景泰帝死後の混乱を回避）する上でもっとも有効であり、道義の貫徹と情勢への有効な対応とはこうして両立させられたはずであった。弟の魏禧は、二つの「宜曰」を柱とした魏際瑞の議論を、「理と勢」「経と権」を兼ね合わせる、と評する⁹⁰。

⁸⁸ 魏際瑞『魏伯子文集』巻五「于忠肅論」、「昔宋高宗不迎其兄、萬世罪之。高宗非果天資刻薄也。亦以欽宗既歸、己當遜避耳。夫宋之天下、親亡于欽、而中興于高。唐明皇不能以失國之父奪其子、而欽能以失國之兄奪其弟耶。惜當時無以此言告高宗者。臣願陛下誠心迎復、不貽天下後世之議、則讓之愈堅、得之愈固矣。」

⁸⁹ 「及上皇之將歸也。謙又宜曰「陛下當重禮、迎上皇而奉于内宮、極尊養之隆、如宋孝宗于高宗者、朔望則率群臣而朝之。庶幾上皇安、而陛下之心順」。如此、則景帝縱懷疑忌、而知兄歸之必不可奪吾位、奉于内宮、而外臣不得交通、其亦可以盡吾之忠孝、而無所疑矣。及夫見済殂、景帝崩、則上皇履帝位、憲廟正東宮、君臣・父子・兄弟之間、不言而自定、亦何有乎奪門迎駕之紛紜、以釀成曹・石之禍哉。」

⁹⁰ 魏禧『魏叔子日録』巻三第二百二十条「伯兄于忠肅論附識」、「世之論忠肅者、不一、畢竟此二「宜曰」爲不可少耳。酌理勢、參經權、以求其事之不可、而必濟此魏鄭公・李鄴侯之妙用也。然雖聖人不能易、若儒

魏際瑞が、于謙の立場にあつて「義」と「利」の両立を説くのは、「義のうちにこそ利がある」、「義を通せば利がおのずと得られる」といった楽天的な議論をしているのではない。魏際瑞は、当時の情況と類似の先例に照らし、「道義を重んずる」外観を呈することの効果（後世の非議を免れうる）と、道義に付帯する拘束力（「失国の君は復位できない」という通念）を計算に入れている。そうした計算を幾らかほめかしながらの進言であるが故に、于謙は景泰帝に対して、「密言」するのでなければならなかった。

魏際瑞「于忠肅論」にあつては、道義を追求することそれ自体というより、道義を重んじて「みせる」ことの結果が目的となっており、「（于謙）宜曰」を二つ重ねた彼の「于忠肅論」は大義を説くかに見えて、術策の風を帯びる⁹¹。魏際瑞・魏禧ら易堂諸子の史論は、概して儒家の常道に沿っており、世評ほどに「策士の論」というわけではないが、論題が、「君主に対しての進言・諫諍」となると、おのずと、説得の手段としての権謀術策に傾くところがある。魏際瑞「于忠肅論」が、道義を掲げつつも術策を含んだ提言を行うのは、侯方域「于謙論」が、道義の宣揚と、酷吏まがいの苛細な詮索という二面を合わせ持つことと通ずるところがある。

沈峻曾「于太傅論」

沈峻曾⁹²の「于太傅論」（『漣漪堂遺稿』文稿）は、「易儲を諫止しなかったのは止む無し」とする点では弁護論であるが、易儲問題とは別に、于謙の所為に満足できない点を指摘しており、広い意味での献策・提言型の議論に含めることとする。

沈峻曾は、「大事を為すには小節を顧みる余裕はない」と明言しており、他の弁護論者達が概して、「小節」の面でも于謙の瑕疵を認めまいとするか、その過失の度合いを減殺させようとするのとは異なっている。曰く、「大事・難事を成すのに、他事を顧みない」とは、倒れかかった器を立て直して壊れないようにするにはそれだけで手一杯であつて他事に手がまわらないのと同様であり、南宮への禁錮や易儲について于謙を責めるのは当たらない。帝が非を知らなかったのであれば諫めることもできようが、実際には、非を自分でもわかつていて、「疾を恐れて医を忌む」の心理状態になつており、于謙が十人いたところでどうしようもなかった。また、于謙は当時、は兵部尚書として軍事を担当していたのであり、その他については、位を越えては発言しなかったのである、と。もっとも、「兵部尚書であるから責めるにあたらない」という弁護論には、侯方域「于謙論」がすでに先回りしている。侯方域の揣摩するところでは、于

者與功名之士、只見得一邊矣。」

⁹¹ 魏禧が、「宋論下」（『魏叔子文集外編』卷一）において、岳飛のために、「忠武召還之時、當直言於高宗曰……」と提言するのは、「宜曰」に類した形式とその内容（「二帝の奉迎」「中原の回復」という大義を宣揚し、かつ、欽宗が帰還しても復辟がありえないことを説明して高宗を安心させる）の両面で、魏際瑞「于忠肅論」と軌を一にする。魏際瑞・魏禧ら易堂諸子の文に見える「策士」の側面と、それが彼等の幕友による処世と関わることを論じた研究として趙園『制度・言論・心態—明清之際士大夫研究』続編』（北京大学出版社、2006年）「附録一 易堂三題」の「策士姿態」がある。

⁹² 沈峻曾は、杭州府仁和人、字は竄庵。順治十一（1654）年の副榜貢生であり、世代としては、本稿で取り上げる論者達（1618～1649年生）の範囲に収まると考えられる。『漣漪堂遺稿』は、『四庫全書存目叢書補篇』所収（第55冊）の康熙刊本影印を使用。

謙は「自分は執政でもないのだから、後世の非議を免れうるであろう」と計算していた（「欲以名位形迹之際、自解免於後」）のであり、侯方域のこうした観点からすれば、後人が「于謙は兵部尚書に過ぎなかったのであるから」と弁護してしまうのは、それこそ、保身のための于謙の心算にはまりこむことになる。

「大事・難事を成すのに、他事を顧みる暇はない」、「于謙は兵部尚書の任にあったのであるから易儲についての責めは負わない」というだけでも、すでに他の弁護論とは傾向を異にするが、沈峻曾「于太傅論」は、さらに独自の見解を加える。沈峻曾が、于謙にあきたりないとするのは、「人、公を建儲の不言に責むるも、吾れ獨り、公を奪門の不備に求む」とするように、兵部尚書としての奪門の変への対応である。軍隊を掌握している立場にありながら、むざむざ宮城の占拠という方法での政権奪取を許してしまった点が、沈峻曾にとって、于謙の責められるべき点となる。

于公はこの時（＝易儲の時点）、兵部尚書であって、「六軍をととのえて寇敵を払い退ける。これはわたしの行う事柄である。その位についているのでなければ、その政事をとりはからうことはない。他の事にどうして関与しようか」（と、考えて易儲について発言しなかったであろう）。しかし、わたしが一つだけ、于公に対して不満に思う点は、奪門の変の一事に存する。景帝が宮中で病み、諸臣があわてて協議した結果、天子の門を奪うことができてしまった。北門の鍵は、誰がつかさどっていたのか？ この時は、幸いにして弟の帝位が兄に帰したのであって、天下は依然として明の天下のままであった。もし、曹吉祥・張軌の変のような（明室を覆すことを狙った）事態であったなら、なすがままに転覆され、重臣は何の役にも立たなかったであろう。ゆえに、徐有貞・石亨の謀りごとが成就してしまったのは、于公のはかりごとが周到でなかったことによる、と考えるのである。かの英宗は、ひとたびは王振によって天下を失い、もし再び曹吉祥・張軌によって失ったとしたら、明の天下はどうなったかわからない。于公は重臣であり、軍隊の指揮は自身の手にあり、他人の手にはなかった。もし、当時、謀りごとを知っていれば、あらかじめ備えを施しておくか、たとえ、そうでなくとも、外廷が混乱している間に、自身は禁衛の軍隊を統べて宮城を保つことができた。敵が多人数であってもどうして事をなしえようか。こうした策を立てることを知らずに、自身を殺して景泰帝にも不幸な最期を迎えさせてしまった（沈峻曾『漣漪堂遺稿』文稿「于太傅論」）⁹³。

易儲を諫止することの困難さをいうところまでは、通常の弁護論と同じであるが、沈峻曾に

⁹³ 「公是時爲兵部尚書、「正六師、祕寇敵、斯吾事耳。不在其位、不謀其攻、他何預焉」。然吾獨有所不足于公者、在奪門一事耳。景帝病於宮中、諸臣謀於倉卒、天子之門可奪。北門鎖鑰、伊誰筦之。此時幸而弟歸於兄、天下猶明之天下耳。設如曹吉祥・張軌之變、任其覆敗、而吾不知亦何用樞臣爲哉。故吾謂徐・石之謀成、亦公之計疎也。彼英宗者、一失於王振、倘再失於曹・張、有明之天下仍未可知也。公爲樞臣、兵戎操縱在我、而不在人。使當時知其謀、或豫爲之防、即不然外廷攘攘、吾總羽林以保宮闕。彼雖衆、安能爲哉。不知出此、而殺其身、使景帝不得其死」。「曹吉祥・張軌之變」とは天順五年、曹吉祥によるクーデター未遂事件を指すと思われるが、張軌はすでに地位を保ったまま没しておりこの一件には関係がない。

は、そこから先、于謙の深慮を推し測って、「むしろ諫めなかったことが正解であった」という論は無い。そのかわりに、沈峻曾は、兵部尚書という于謙の職務を理由として易儲の不諫止を免責し、同じく兵部尚書であったことを理由として、奪門の変を阻止しえなかったことを問責する。多くの論者が、侯方域「于謙論」の問題提起に縛られて、易儲をめぐる于謙の道義上の瑕疵に関心を集中させているが、沈峻曾は、于謙の事功の側に注意を向けてその不足を論じており、弁護論者の中ではただ一人違う位置に立つ。沈峻曾「于太傅論」は、于謙に満足できない点を言い立ててはいるものの、易儲についての不諫止は咎める必要無しとし、かつ、侯方域「于謙論」流の道義論の相対化を果たしている点で、于謙のための弁護を趣旨とした一篇に数えることができる。

第4節 于謙のための洗冤——易儲は非にあらず——

毛先舒「于太傅論」上下篇

侯方域の挑発的な史論——于謙は「社稷の臣」と呼ぶに値しない——に応じて、于謙のために著された弁護論は、十数篇にのぼる。侯方域が、于謙のうちに、保身の念や英宗への冷淡な心情を執拗に探り出したのも度を過ぎていたが、弁護論者たちの于謙に対する肩入れぶりもなかなか露骨であった。ただし、ここまでにとりあげた論者たちは、いかにあからさまに于謙の肩を持つとはいっても、「景泰帝による易儲は非行であり、于謙はその非行を黙認してしまった」ことを認める点では、侯方域「于謙論」と前提を同じくする。ところが、弁護論者の中には、少数ながらも、さらに進んで、「そもそも情状の酌量を要するような罪状は于謙にはない」と主張する者も存在する。「于謙に罪なし」と主張するには、当然に、「景泰帝による易儲が非行ではなかった」というのでなければならない。皇太子の改易が正当であったということになれば、黙認も何も、そもそも于謙が景泰帝の措置に口をはさむ必要はなかったということになる。

「易儲は非にあらず」として、景泰帝の冤を、ひいては于謙の冤を雪ぐという方向性を徹底させる論は、毛先舒⁹⁴の「于太傅論」上下篇（『澠書』巻三）である。「于太傅論」の上篇は、于謙の立場に即して、景泰帝の易儲に介入する必要がなかったことを論じ、下篇は景泰帝の立

⁹⁴ 毛先舒、萬曆四十八（1620）～康熙二十七（1688）。杭州府錢塘の人、字は稚黃。若年にあつて、復社の陳子龍の知遇を得てその詩風の影響を受け、詩によって、陸圻・柴紹炳らとともに「西泠十子」（西泠は西湖の一区域）に数えられた。詩文の他には、心性論と音韻の学に成果を残し、その論・説も、「王新建論一・二」（『思古堂集』巻一）、「理不外於情勢説」（『小匡文鈔』巻三）等、凡庸ではない議論が多い。毛先舒の平生と音韻学の達成については、張民権『清代前期古音学研究』（北京廣播学院出版社、2002年）第三篇第五章「毛先舒主要生平著述及其音理説」。前掲荒木見悟「毛稚黃の欲望格去説」は、毛先舒の心性論について、「物欲を格去する」と訓ずる「格物」説を中心に検討し、毛先舒が朱熹の格物窮理説、王守仁の良知説それぞれの難点の克服を試みたことを指摘する。同論文では、王嗣槐の『太極圖説論』における欲についての議論と、毛奇齡の「折客辨學文」（王嗣槐『讀傳習録辨』を発端に著された）をとりあげて、去欲説をめぐる相互の異同と批判をも扱っている。于謙論において三様の弁護論を提出した三者（王嗣槐・毛先舒・毛奇齡）は、地縁・人脈ともに関係が深い。毛先舒とは王嗣槐と早年から交際があり、毛先舒の墓誌は、毛奇齡が撰している（『西河集』巻九十九「毛稚黃墓誌銘」）。毛先舒は、侯方域の叔父侯恪が、商丘の郷賢祠に列せられたおり、その子の侯方岳に属されて、「侯大司成崇祀郷賢序」を撰している（『澠書』巻一）。本稿では、『澠書』は、『四庫全書存目叢書』集部所収（第210冊）の康熙刊本影印を使用。

場に即して易儲が正当であったことを論ずる。もっとも、上篇において、于謙が易儲に介入する必要がなかったこと理由の一つとして、易儲の正当性にすでに論及しており、実際のところは、「易儲は非にあらず」という論旨は、上篇と下篇とを通貫している。

毛先舒は、「于太傅論」上篇において、于謙が易儲を諫止する必要がなかった根拠を、主に、「継承は父子間で行うのが原則である」、「誰に帝位を伝えるか、という皇帝一家の事柄には、他人が介入するものではない」という点に求める。曰く、古来、骨肉の問題は他人が干渉しえることではなく、また、皇位の重大性に因んで、父子間での継承が原則とされた。親子や父を同じくする兄弟の間柄であっても、君位の継承をめぐることは、易儲に類した事柄とこれにともなう紛争が生じており、ましてはるか後代にあって、君主が、原則に反して、「自身の子を捨て置いて甥に君位を授ける」というのは困難である。こうした問題について、臣下が口をはさむべきではなく、于謙の場合に強いて口を出しても、誅殺を早めるか、英宗に危害が及ぶか、といったことになりかねなかった、と⁹⁵。

毛先舒「于太傅論」は全体の構成に、違和感を覚えさせるところがあり、易儲の正当性をいきなり論ずれば明瞭であるところを（「易儲が正当である」とすれば、于謙が諫言する必要がなかったことについて、これ以上に強力な論拠はないはずである）、上篇と下篇とに分かって、臣下がいかにあるべきかの問題と、継承方式の問題とを、強いて別個に論じようとした感が拭えない。この二つを区別しても、「継承の正当性の何如にかかわりなく、于謙は臣下としてこの問題に干渉する必要はなかった」とまで論ずるのはさすがに無理があり、結果、「人臣は皇帝の家事に干渉すべからず」という論とに「帝位の継承は父子間で行うものだ」といった次元の異なる議論を混在させることになっている。上篇では、さらに、下篇で別個に論じられるはずの「易儲の正当性」までが先取りされる。

狼山の役では于謙が英宗の行幸を阻もうとしたが、英宗は諫言を聞かず、捕虜となって

⁹⁵ 毛先舒『漢書』卷三「于太傅論上」、「この言（＝易儲を諫めなかったのは大臣の道に反するという説）は、身を実際の状況において事理の軽重をはかっているのではない。事が骨肉の事にかかわる場合には、他人は干渉しえず、皇位は至大であって、いったん渡されれば戻すのは困難である。そのために、三代より後は、子に伝えることを不易の制度としたのである。周の太王（古公亶父）、幽王と平王との間、漢の高祖、唐の肅宗の時は、すべて、親子の間柄であり、父を同じくする兄弟の関係であった。しかしそれでも、（泰伯・虞仲は、父太王の意思を汲んで弟季歴に譲るために）荆蛮の地を踏んで姿を隠した。周の幽王に廃された太子宜臼（＝後の平王）のために、小弁の怨みが詠われ、綺里季ら四老が衣冠を調べて高祖の皇太子劉盈（後の恵帝）の招きに応じたのは、張子房（良）があれこれを画策してのことであった。（徳宗と太子李誦の関係を調停しようとして）黄台の瓜蔓の詩（＝章懐太子李賢作の「黄台瓜辞」）を引き合いに出し、李鄴侯（泌）は、咏歎した。まして、遙か後代にあって、君主に対して実子をさしおいて甥に君位を授けさせるなどということができようか。……これは、廷論が執りはせず、人臣が関与しえないことがらである。しかも、君主が厭う箇所に触れれば、傷つく所はますます多く、東市での誅殺を早めるというだけではなく、あるいは、南宮の禍（＝英宗が危害を加えられること）をいっそう甚だしくしたかもしれない。（「或謂于太傅謙爲景皇帝所倚信、易儲時不能力爭、爲失大臣之道。斯言也、殆未嘗設身處境、而權事理之重輕者也。夫事關骨肉、不及與、神器至大、往則難反、所以三古而後、傳子爲不易之典也。夫太王・幽平之際、漢高・唐肅之時、皆毛裏之親、一父之子也。然且蠻荆迹遁、《小弁》怨興、綺里衣冠、子房爲之紆蛇、黃臺瓜蔓、鄴侯于焉咏歎。況萬歳之後、而欲使其君舍子授姪。……斯廷論之所弗敢執、人臣之所不得參者也。且也、犯主之忌、所傷益多、不惟自速東市之誅、或者更甚南宮之禍。」）

宗社が危機に瀕し、神霊を悲しませることとなった。郟王はやむを得ず、尊位に即き、于謙の意見を喜んで受け入れ、人々の疑いを退けて、遷都を防衛に、和平を主戦に変更して、おおいに国家立て直しの勲功を成就された。新帝の側を徳としないことがあろうか。一方は、功績があつて君となつており、一方は位を喪つて隠居している。父にあつてすら、復位する道理がないのに、その子が統を承けるというのは情勢としてありえない。これは、事理の必然であつて、智者を待つまでもなくわかることである（毛先舒『漢書』卷三「于太傅論上」）⁹⁶。

毛先舒は、英宗と景泰帝それぞれの君主としての実績を引き比べて、これを、易儲が正当であるか否かの判定に結び付ける。英宗が、もともとこれといつて過失のない皇帝であつて、不可抗力の変事によって拘われの身に陥つてしまったというのであれば、英宗が帰還した時点で景泰帝がこれに帝位を奉還しなかつたことは道義に反し、たとえ、帝位奉還までは求めないにしても、英宗の皇子朱見深を太子の地位から追いやるのは許されない。しかし、もし、英宗に甚だしい過失があつて、拘われの身となつたのも自業自得という面があり、一方、景泰帝はそうした兄の過失を補つて社稷の危機を救つたというのであれば、景泰帝が即位した正当性は高まり、さらには、景泰帝が「自身で立て直した」天下を、自分の子へと伝位することも許容されよう。

英宗に対する景泰帝の優位性を根拠として、景泰帝と于謙の所為が非行である度合いを減殺させようとするのは、毛先舒に限られない。先に見た呉肅公「于謙論」では、太祖洪武帝の天下を失つてしまった英宗の失態と、景泰帝の功績とを対比し、「英宗が南宮に隠居する状況となつたことには、洪武帝の神意が介在してのことであろうか」として、英宗を南宮に隠居させたことを非とするにはあたらぬ、と説明した。陸次雲もやはり、洪武帝・永樂帝に対する英宗の罪を論じ、英宗には復位の権利がなく、自ら南宮に退くべきであつた、と説く。

明の天下は、太祖・成祖の天下であり、英宗・景帝の天下ではない。英宗が軽々しく王振を信じて、変事が土木に生じ、宗社が危機に瀕してしまつたのは、太祖・成祖に対して罪がある。景泰帝が、代わつて立ち、于忠肅の策を用いて、乱を治めて治に反り、故君を帰還させることができたのは、太祖・成祖に対して功績がある。景泰帝がすでに立っているのであるから、南宮に譲り避けるというのは、英宗が当然にそうすべきである（陸次雲『北墅緒言』卷二「于忠肅論」）⁹⁷。

⁹⁶ 「狼山之役、謙嘗沮駕、上皇違諫、至于蒙塵、宗社危焉、神靈恫焉。郟王不得已、而即尊位、卒能嘉納謙議、排去羣疑、易遷爲守、易和爲戰、大集再造之勳。能不歸德新君哉。一以有功而君、一以喪位而避、在父且無復辟之理、在子豈有承統之勢、斯自事理之必然、不待智者而決之也。狼山は山西省懷來県の山名、土木堡に近い。「狼山の役」は、土木の変に至つた英宗の北征を指す。

⁹⁷ 「于忠肅之爲社稷臣、古今所共許也。侯方域以其不諫易儲、不可以社稷臣稱之、不知君子之用心者也。有明之天下、太祖・成祖之天下、非英宗・景帝之天下也。英宗輕信王振、變生土木、宗社幾危、於二祖爲有罪。景帝代立用忠肅之策、撥亂返治、得歸故君、於二祖爲有功。景帝既已立矣、南宮遜避、英宗自宜爾也。」

ただし、陸次雲・呉肅公が、景泰帝の功績が英宗に優ることを根拠にして、英宗を南宮に隠居させたことを言い繕うのは、あくまで補助的に持ち出された論点であった。陸次雲・呉肅公のいずれも、易儲が非であることは認めるところであり、陸次雲の場合には、「景帝は英宗に対して優位に立つ」とはしたものの、その上で、「英宗が皇帝として欠格であったとしても、太子朱見深には罪はあるまい」と自問し、「于謙があえて易儲を諫めなかった事情」を推察していた。陸次雲・呉肅公の弁護論の中心は、あくまで、于謙が易儲を諫止しなかったことについての情状の酌量である。

毛先舒「于太傅論」もその上篇は、「皇帝の家事に于謙が口をはさむ必要はなかった」論に付随して、「まして景泰帝の英宗に対する優位ははっきりしているのだから云々」と論じていたが、これが、「于太傅論」下篇に至ると、「景泰帝は英宗より優る」という論点を中心に据えられ、「易儲は非ではない」ことが、正面切って論じられる。

問者：あなたは「于謙が易儲を争わなかったのは、大臣の道に反していない」としますが、それならば、景泰帝のこの行いは是だというのですか。

答えて曰う：非とすべきではない。「父が天下を保有すれば、子に伝える」とは三代以来の定法である。高皇帝の天下を、景泰帝が得ることができるか否かのみを問題とすべきであって、儲位を改易するしないを論ずべきではない。英宗は位を失い、社稷を危険に瀕せしめ、景泰帝が立ってこれを安定させた。英宗が北にとらわれた時点で、二帝並立も同然の状況であり、景泰帝が立ってこれを迎復した。ゆえに、于謙は「大位はすでに定まっています。誰が他の者を論じましょうか」と述べたのであり、正統十四年以後の天下は、景泰帝が保有するところである。宋の太宗が、おいから奪ったことの不徳を引き合いに出して易儲の非を説明する意見があるが、誤りである。宋の天下は、太祖が築いたのであり、故にその子に伝えるべきである。正統（英宗）の天下は、祖宗から伝えられたのであって、必ずしも子に伝えなければならないわけではない。これが、太宗と景泰帝の違いの第一である。宋は、最盛状態の天下を弟（太宗）に伝えたが、正統は傾いた天下を弟にのこした。これが、太宗と景泰帝の違いの第二である。太宗には、輔佐という功労がありはしたが、実際のところは、兄に従って事を成したのであって、景泰帝のように中興の功績や、皇帝を帰還させるためのはたらきがあったわけではない。これが、太宗と景泰帝の違いの第三である。こうしたわけで、宋の太宗は天下を保有する権利がない者であり、景泰帝には保有すべき者である。天下を保有すべきではないので、天下を保有はしても、甥に返さなければならぬし、天下を保有する権利があるから、これを子に伝えるべきである。これは、定論というものである。今、身分の低い者が、器一つを兄弟で争ったとすれば、兄弟のどちらが得る権利を持つかを問題とすべきである。兄が得るべきだということであれば、将来はその器は兄の子となる。弟が得るべきだということになれば、将来は弟の子のものとなる。まして、重大な神器、広大な四海ともなれば、一器のように、携え持って運び、意に任せて名目次第で、軽々しく授け渡す、というわけにはいかない（のであって、保有

する権利がいずれにあるかを問題とすべきである) (毛先舒『漢書』卷三「于太傳論下」)

98。

「父が天下を得れば子に伝える」というのは、古来の原則である。景泰帝は、英宗が危うくした社稷を安んぜしめて、英宗を帰還させたわけであるから、天下は景泰帝のものであり、原則に沿って、天下をその子に引き継ぐことができる。宋の太宗が、兄太祖から承けた帝位を兄の子へと伝えなかったことが失徳と目されているが、太宗の事例は、景泰帝とは違う。宋の天下は太祖が得たのであるから、その子に伝えるべきであるが、一方、明の英宗の場合は、その祖宗から伝えられてきた天下であって、英宗の子に伝える必然性はない。また、宋の太祖は全盛の天下を太宗に伝えたが、明の英宗は危機に瀕した天下を弟景泰帝に残した。さらに、太宗は輔佐の功績があったとはいえ、兄太祖によって事を成したのであって、景泰帝のような中興の功績や、皇帝を帰還させた力はない。以上のような両者の差異から、宋の太宗には天下を保有する権利はなく、一方、景泰帝にはその権利があり、自身の子に伝える権利があった⁹⁹。一器を兄弟がとりあって、兄が得れば将来は兄の子のものになるであろうし、弟が得れば将来は弟の子のものになるであろう、と。毛先舒は、以上のように、「父有天下、傳之子」なる「定法」を適用して、景泰帝の易儲が正当であることを説明つけた。要するに、「英宗が台無しにしかけた天下を、景泰帝が自力で勝ち取ったわけであるから、創業や中興の君主と同様に、景泰帝には自分の子に引き継ぐ権利があるのだ」ということである。

「宋の太宗趙匡義に比して、天下への寄与が大きい」とは、景泰帝を持ち上げ過ぎにも思われるが、無論、毛先舒が救い出したいのは景泰帝ではない。毛先舒の目的は、あくまで、于謙が易儲を諫めなかった瑕疵を消し去ることであり、そのために、景泰帝の天下に対する保有権を絶対のものとしてその易儲の正当性を証明することが必要とされたのである。

注意すべきは、これほど積極的に于謙の冤を雪ごうとする毛先舒にあってもなお、景泰帝の

⁹⁸ 「或問、子以于謙不爭易儲、爲無失大臣之道、則景皇是舉爲是耶。曰、未可非也。父有天下、傳之子、此三代而後之定法也。高皇帝之天下、顧景皇應得否耳。不當論儲位之易不易也。英宗失位、幾危社稷、景起而奠安之。英宗北狩、幾同二帝。景皇起而迎復之、故謙曰「大位已定、孰敢他議」、是正統己巳以後之天下、固景皇帝之所有也。或引宋太宗之失徳爲辭、非也。宋之天下、太祖創之、故必當及子。正統之天下、祖宗傳之、故不必當及子、一也。宋祖以全盛之天下、歸弟、正統以阡之天下、遺弟、二也。太宗雖有輔佐之勞、而實乃因兄以成事、非如景皇有中興之功・廻鑾之力也、三也。是故宋太宗不當有天下者也。景皇宜有天下者也。不當有天下、故雖有天下、而當返之姪。宜有天下、故竟有天下、而當傳之子、此定論也。今小人有一器、兄弟爭之、當問兄弟之孰應得也。應爲兄得、則將來爲兄子之物、應爲弟得、則將來爲弟子之物、況神器之重、四海之大、非同于一器可攜持提挈、任意徇名而輕相授受者也。」

⁹⁹ 景泰帝を、「宋の太宗趙匡義より、実績・道義面で優る」とするのは無理を感じさせるところである。俞長城「明景帝論」は、毛先舒と同じく易儲を正当化する論であるが、俞長城の場合には、宋の太宗、明の永樂帝の立場と、景泰帝の立場とを同一視し、太宗・永樂帝と同様に、景泰帝はその実績により、自身の子へと伝位する権利があったとする。俞長城「明景帝論」は、「易儲の正当性」という論点一本で論じており、洗冤型の論としては、毛先舒「于太傳論」より明快である。俞長城にあっても、景泰帝は、少康(夏)・光武帝(東漢)に相当する中興の主としても位置づけられる。「夫英有辱社稷之罪、而景有安社稷之功、則太子之立、在景之子、不在英之子。且景帝有少康・光武帝之功、而責之以叔齊・伯夷之節、此固理之逆而勢之難也。」(『可儀堂文集』卷二「明景帝論」)

易儲と英宗の南宮禁錮について、「全く咎無し」とまでは言い切れず、煮え切らない留保をつけていることである。毛先舒は、「英宗と景泰帝、朱見深と景泰帝との間で形式的な辞讓のやりとりを挟みさえすればまったく瑕疵がなかった」と言うのであるが¹⁰⁰、このような中途半端な議論を付け加えるのは、南宮禁錮と易儲にまわりつく不義の印象を、毛先舒自身が、拭えずにいると認めるものではないか。毛先舒自身が確信しきれてはいないかに見える「景泰帝の所為の正当性」について、同時代の有力な論者から反論が加えられることとなる。

魏禧「與毛馳黃論于太傅書」の批判／毛先舒の洗冤論の背景

「そもそも易儲は非ではなく、于謙は景泰帝を諫める必要はなかった」とする無罪主張の弁護論に目を通して、批判的な感想を毛先舒に書き送ったのは、魏際瑞の弟魏禧¹⁰¹である。魏禧は、その「與毛馳黃論于太傅書」（『魏叔子文集外篇』巻五）において、「強引な弁護論」（「曲護之論」）に墮しているのでは、毛先舒に忠告を与え、「景泰帝は英宗に対して優位に立っており、故に帝位を自身の子に伝える権利を有する」という論点を批判する。曰く、英宗は小人に惑わされたとはいっても、そこまで大きな過失があったわけではない。主人が出かけていて、盜賊に捕えられ、主人の弟がこれに代わって家を守り、盜賊を追い払った。その後、盜賊が兄である主人をかえしてよしたが、弟がそのまま兄の資産を自分のものとしてしまい、兄の子を追い払ったとする。これを処断する立場にあったとして、弟の行いを是認するのか？ また、「兄が失った後、弟が奮闘して獲得しそれを子に伝えた」とか「弟が、成り行きで兄の天下を手にし、兄の子がまだ立太子されてはおらず、それで自身の子を立太子する」というなら、「父は子に伝える」という原則を適用してもよからう。しかし、景泰帝についていえば、「京師が陥落していた状況で、百戦してこれを奪還し、兄を取り戻した」というわけではない。自身は労することなく天下を手にしておきながら、兄を監禁し、その皇太子を廃するとは甚だ残忍にして欲

¹⁰⁰ 毛先舒『撰書』巻三「于太傅論下」、「景泰帝が皇太子を廃立したのは、もともとが過ちではない。どうして于謙がこれを争わなかったことを責めようか。しかし、後世が多く易儲を非とするのはなぜか？ 英宗が復位し、憲宗が位を継いだので、配慮されるところがあって、景泰帝が悪いということにされたのだが、実は誤りである。しかし、景泰帝の行いは過ちではないけれども、意のままにし過ぎたという問題はあった。上皇が帰還した時点で、上皇が自ら固く讓ったその上で南宮に奉ずるべきであった。憲宗（朱見深）は、景泰帝の時は、まだ太子であり、やはり、固く讓るべきであり、太子の地位を辞することを景泰帝が許さず、（朱見深が）何度か讓ったその上でこれを王として藩服に封じ、群臣が固く請うのを待って、その上で自身の子を立てて太子とすればよかった。」（「是景皇之廢立、原非爲過。何責於謙之不爭也。然後世多以易儲爲非者、何也？ 英宗復辟、憲宗嗣位、故有所嫌忌、而多歸惡于景皇、其實非也。雖然、景皇行事、非過而失于徑情、則有之。上皇之返、自宜固讓、而後歸南宮。憲宗于景皇時、猶爲太子、亦宜固讓、景皇不許、至屢讓、而後封之于藩服、俟羣臣固請、乃更立己子爲太子、則得矣。」）

¹⁰¹ 魏禧、天啓四（1624）年～康熙九（1681）年。兄魏際瑞と同じく易堂九子の一、寧都魏氏三兄弟の叔兄。各地を遊歴して、同時代の著名な人士と多く交際した。その古文は、「侯魏」として、侯方域と並称され、特に史論に長ずると評される。魏禧の『左傳經世鈔』は、實際政治への致用という観点から『左氏傳』を評釈した著作である。同書では、『春秋』にしばしば見られる「陽には君を棄て、之を反（かえ）す」策略（＝敗戦して君が捕えられた状況のもと、新君を擁立して、人質である君の価値を下げ、それによって捕われの君の帰還を成就させる）を論じて、後世これを実行して成功をおさめた例の一つに、于謙が英宗を帰還させたことを挙げる（『左傳經世鈔』巻九「公孫申更立君」条）。本稿では、『魏叔子文集外篇』は、胡守仁・姚品文・王能憲〔点校〕『魏叔子文集』（中華書局・中国古典文学基本叢書、2003年）を使用。

深いことである、と¹⁰²。

魏禧は、毛先舒が于謙の不諫止を何とかして弁護するがために、あえて易儲を正当化していることを端的に指摘し、「諫めずともよかった」という弁護論が、後世に「君子でもこうしたことを行い、さらには、君子が是認しているのであるから」という言い訳の材料を与えることへの懸念を示す。

太子を廃してはならなかったということがわかれば、于太傅が諫めなければならなかったことがわかります。今、于太傅が諫めなかったことをあれこれ弁護しようとして、あわせて「太子は廃すべきであった」と偽るのは許されましょうか？ 于太傅はみずから社稷を安定させたのであり、易儲の一事によってその大きな功績が失われるわけではありません。易儲を諫めなかったという過失は、于太傅のためにはばかる必要はないでしょう。「重臣が諫めるとするのは、膝をつきあわせてすぐ近くで間を隔てることないところで、行うのであって、台諫が章奏に著して朝廷にあって直接に争いはばむのとは違う」(＝于謙は表だっただけで諫諍しなかっただけで、実は内々に景泰帝を諫めていた)とする者もいます。もし、なんとかして于太傅のために弁明をひねり出して、于謙が諫めなかったことを妥当であるとすれば、後世の重臣で、言うがままに迎合して気にいられようとする者は、こう

¹⁰² 『魏叔子文集外篇』巻五「與毛馳黃論于太傅書」、「土木の変は、英宗が小人に惑わされたのが原因であるとはいっても、年はまだ幼く、大きな過失があったわけではありません。即位して、辺境を巡幸するのは祖制に従ってのことであり、遊獵娛樂のためではなく、強勢を見せびらかしたりむやみに武力を用いたりして、宋の襄公のように自分から敗北したわけでもありませんでした。景泰帝は目夷(宋襄公の庶兄)が譲ったのを手本とできず、なんとすでに立てられていた太子を英宗とあわせて廃してしまいました。今、人が出かけていって盗賊に捕らえられ、弟が代わって家を守って盗賊を防ぎ、盗賊が兄を釈放して帰らせたのに、弟はそのまま兄の財産を占拠して、兄の子もあわせて追い出してしまった、と。このような者を、もしあなたが南面して裁判するとしたら、妥当な行いだ、と判断されるのですか？ 景泰帝が国を保ち、宗廟を守ったのは、匹夫が家を守るのと異なりはしますが、自分は帝位に拠って安泰を得て、兄の子を廃して、自身の子を立てたわけです。あなたは、「父は子に伝える」という原則を引いて説明し、于太傅が諫めるべきではなかったことを明らかにされました。「自身で天下を保有した者が、子に伝える」というならよいです。兄が失った天下を自身が百戦して得たというなら、子に伝えてもよいでしょう。たとえ、兄の天下を勞せず引き継いだとしても、兄の子がまだ立太子されていないなら、自身の子を立てるというのもまだしもよいでしょう。景泰帝は藩王の立場から空位を占め、天子は北方で捕虜になりはしたが、京師は陥落したわけではなく、初めに百戦して取り戻したわけでもなければ、後にも百戦して心力を尽して帰還させたというのでもありません。座して天下を引き継ぎ、兄を南宮に閉じ込め、さらにそのすでに立っていた太子を廃してしまっただけであり、つまりは兄が災に面していたのをこれ幸いとして、加えて兄に禍を与えたのであり、残忍貪欲という点で、これ以上はありません。当時の賢人君子が腰を断たれ、首を砕かれようとも省みず、危険を冒して争ったのは、義が心中に発して抑えようがなかったからです。」「(土木の変、雖由英宗惑於小人、然年尚幼冲、初無大過。而即位巡邊、本遵祖制、非游畋戲豫、又非逞彊黷兵、如宋襄公之取敗。景帝即不能師目夷之讓、奈何并其已立之太子廢之。今有人出游、而爲盜所獲、弟代守其家以拒盜、及盜釋兄歸、弟終據兄產、并逐其子。若是者、使足下南面折其獄、則以爲當然否乎。雖景帝保國守宗廟、不同於匹夫守家、身據帝位亦已爲泰。廢兄子、立己子、而足下顧援父傳子之義爲解、以明太傅之不當諫。夫身本有天下者、傳子也。兄失天下、而已百戰以得之者、傳子可也。即坐享兄之天下、兄子未立、而立己子、猶之可也。景帝以藩王承乏、雖天子蒙塵、京師實未破亡、其初非有百戰以恢復之、其後又非百戰心勞竭力以致迎復、坐享天下、錮兄南內、又廢其已立之子、則是深幸其兄之災而重禍之、殘忍貪鄙於斯爲極。當時賢人君子不惜斷要碎首、犯難而爭者、蓋義激于中、不能自己故也。)」

した説を手がかりとすることでしょう。君子を無理にかばいだてするというのも、「忠厚」ではありますが、しかし、人に「君子でもこうしたことをしたのであり、さらには、君子でこれを許容するもの者もいる」と思わせてしまうと、小人・奸人は従って、喜んで過ちを真似し、中人以下の資質の者もそれによって混乱させられます。一君子を全うさせるのは、その意義は大きくはありませんが、天下後世の君子たりえない者を害して、かえって小人としてしまうというのは、そのかかわるところは非常に大きいです（魏禧『魏叔子文集外篇』巻五「與毛馳黃論于太傅書」¹⁰³）。

魏禧が「曲護」と表現するのも無理はなく、宋の太宗と景泰帝の対比から、兄弟間での「一器」の取り合いの比喻、景泰帝と英宗との優劣の比較に至るまで、毛先舒の論証には、強引さが目立ち、易儲にまわりつく不義の印象を解消することに成功しているとは思えない。易儲が正当化だという論にもまして、無理を感じさせるのは、「于太傅論」上篇で説かれた「臣たるもの家事には関与するものではない」云々という部分であろう。「だれを皇嗣とするかは、すべて皇帝の意志に委ねるべし。臣下は口出し無用」だというのなら、萬曆朝の国本問題——于謙と並んで、雨花臺での酒宴において呉應箕らの話題にのぼった——での東林党士大夫の言論など不要だったということになってしまう。

毛先舒が、皇帝の継承について「事關骨肉、人不及與」「人臣之所不得參者也」とはう¹⁰⁴、これを、皇帝の視線から言えば、いわゆる「此れ、朕の家事なり」ということになろう。「此朕之家事」とは、概していえば、皇帝が、兄弟や子の処遇に関して、自らの措置の妥当性を説明することを放棄して居直る体の科白である¹⁰⁵。毛先舒も言及している徳宗・李泌の関係で言えば、易儲をめぐる「此朕家事、何豫於卿」はさほど険悪ではないが¹⁰⁶、明人にとっての「此朕之家事」といえば、靖難の変に際して、永樂帝が方孝孺に向けて恫喝混じりに——後ろ暗さを隠すべく——居直った場面こそが想起されるのではなかったか¹⁰⁷。「于謙が継承問題に口をはさまなかったのはむしろ正当であった」と証明したいという動機がなければ、毛先舒とてお

¹⁰³ 「知太子之不當廢、則知太傅之當諫。今曲護太傅之不諫、而并誣太子之當廢、豈其可乎。太傅手定社稷、不可以此一事沒其大功、不諫之失、正不必為太傅諱。又或大臣之諫、在造膝密勿地、非與臺諫形之章奏、廷爭面折者同。若必從為之說、以不諫為當然、則後世大臣依阿循嘿希旨取容者、必皆自此說開之。夫曲護君子、固不失為忠厚、然使人謂君子既已為之、又有君子從而許之、則小人・僉士率樂效尤、而中人以下皆被其惑、是全一君子為義甚小、而害天下後世之不得為君子、而反為小人者甚大也。」

¹⁰⁴ 毛先舒「于太傅論上」の末尾では、「要之、以竭忠貞為心而不計乎一身、以安社稷為悅而不與人家事、如于謙者、磊磊乎、光光乎、以謂國家柱石、可也」としており、「人の家事に與からざること」を、「國家柱石」たる理由の一つにまで数えている。

¹⁰⁵ 晉の武帝司馬炎が、弟の司馬攸を齊に就藩させることを止めるように重ねて請願を受けた時に、「兄弟至親、今出齊王、自是朕家事」（『晉書』巻四十二「王濟傳」）と述べ、請願者を左遷した。『世說新語』方正篇劉孝標注所引傅暢『晉諸公贊』は、「家事」を「家計」につくる。

¹⁰⁶ 司馬光『資治通鑑』巻二百三十三貞元三年八月条。皇太子李誦（後の順宗）の妃蕭氏の母（肅宗の皇女、郾國公主）の不品行から、徳宗は李誦への信を失い、皇太子位を舒王李誼（実父は徳宗の弟李邕）に移そうとした。この時、李泌が徳宗を諫めて翻意させたことは、于謙を論ずる時には易儲を思いとどまらせた諫諍の成功例として言及される。

¹⁰⁷ 谷應泰『明史紀事本末』巻十八「壬午殉難」、『明史』巻百四十一「方孝孺傳」

そらくは、「臣下は皇帝の家事に口をはさむな」という皇帝の高圧的な居直りを、そのまま臣下が履むべき準則に取り込んだりはしないであろう¹⁰⁸。

「曲護」に陥っている、という魏禧の指摘は的外を外していないとして、毛先舒の強引な弁護論の背景に事情があることは容易に見て取れる。「于謙が易儲を争わなかったことの非はそれとして認め、于謙のおかれた状況の困難さと彼の深慮に照らして酌量を求める」という弁護にあきたらず、毛先舒は、易儲の正当化によって、于謙の非を景泰帝のそれもろともに打ち消そうとした。毛先舒の于謙に対するこうした一段上の肩入れぶりは、彼が于謙と同じく杭州府錢塘県の出身であるという要因が影響しているであろう。

毛先舒の他には、陸次雲・王嗣槐が、錢塘の人士で于謙のために論陣を張った顔ぶれである。陸次雲「于忠肅論」は、「社稷の臣」の称を一夫の鄙見でもって奪おうにも、天下後世は、いずれもその称を認めるのだ」と、侯方域への譏刺を一篇の末尾に据える¹⁰⁹。王嗣槐の「于太傅論」全五篇は、論旨としては標準型の弁護論ではあったが、その周到さからは、毛先舒に劣らぬ于謙弁護への熱意を見て取ることができる。この他、「于太傅論」の沈峻曾は、錢塘とともに杭州府治を構成する仁和県の出身である。毛先舒の「于太傅論」に反応して、「深然其説」としたという陸圻（毛先舒と同じく「西冷十子」の一）・沈昫も、やはり仁和の人士である¹¹⁰。時代を下ると、さらに、袁枚（康熙五十五（1716）年生、錢塘出身）の「駁侯朝宗于謙論」（『小倉山房文集』巻二十）が、杭州の人士による于謙のための弁護の陣列に連なる。

于謙論の対立軸が、「于謙の功績を認めながらもその道義上の瑕疵を摘発してあえて道義を宣揚する」と「功績・忠節をふたつながらにまっとうした于謙の形象を守り、粗探しによって忠節の氣風を沮喪させないようにする」というところにあったとして、後者の側を後押しする要因の一つは、杭州とその周辺の出身者たちの地方意識であろう¹¹¹。雨花臺の方孝孺祠において呉應箕・張自烈を相手どって、于謙のために弁じた「沈某」が「浙籍」であったことは象徴的である。

第5節 礼学解釈の論題としての于謙——「史論結習」からの脱却——

¹⁰⁸ 「于太傅論」中の見解でも、「父帝が実力で天下を保有した場合は、自身の子に伝える権利がある」とする論は、毛先舒の他の論説で示される継承論（実績を重視、情に反してまでことさらに名目を飾るような伝讓を否定）と趣旨が一貫しており、于謙のための弁護論のみに見える孤立的見解ではない。毛先舒「傳儲論」（『撰書』巻三）を参照。

¹⁰⁹ 陸次雲『北墅緒言』巻二「于忠肅論」、「社稷臣之稱、雖一夫鄙見欲爲奪之、而天下後世自共許也。」

¹¹⁰ 魏禧『魏叔子文集外篇』巻五「與毛馳黃論于太傅書」、「足下諸論、識議卓犖、尤不暇指數。獨《于太傅》上下篇、援經據史、辨論瀾翻、陸冰修・沈甸華皆深然其説、禧則最以爲未可。」

¹¹¹ 「杭州周辺」というのは、紹興府出身の張岱（餘姚）、毛奇齡（蕭山）を念頭に置く。于謙祠に関わる資料の収集・整理という作業を通じての于謙顕彰は、張岱『西湖夢尋』巻四「于墳」に見られるところであり、清末の丁丙『于公祠墓録』全十二巻に至って集成された感がある。地方意識の発露ということであれば、項文恵〔編〕『于謙祠墓』（杭州出版社、2004年）が、侯方域・魏禧を相手取って、于謙を弁ずるのも、流れを歪ぐものである。この当代版の于謙弁護論にあつては、毛先舒「于太傅論」が引かれ、侯方域の失節（順治年間に応試したこと）がわざわざ指摘された上で、その心中が、「壯悔堂を建てたのは、失節思い悩んだのか、李香君との情愛に感ったのか、はたまた、于謙に対する誤解と偏見を後悔したのか」云々と詮索にさらされる（「六、挽歌不息 2. 詩文漫話」）。

毛奇齡『經問』の礼学解釈論

于謙の事績をどう評価するかという問題に、同時代にあってとりわけ論争的な士大夫が取り組んでいる。地縁と人脈の面で、钱塘出身の王嗣槐・毛先舒と近いところにいた毛奇齡である。毛奇齡について、特に節を改めて論ずるのは、彼が、おそらくは侯方域「于謙論」等の議論を踏まえながらも、質的に異なる議論を試みているからである。

毛奇齡の出身地は、杭州に隣接する紹興府蕭山であり、彼は杭州で活動していた時間も長い。毛奇齡と毛先舒とはともに、その詩文の才によって「浙中三毛」（もう一人は杭州府遂安の毛際可）に数えられた。「于太傅論」全五篇を著した王嗣槐も、毛奇齡と縁があり、両者は、いずれも博学鴻詞科（康熙十八年）に応じて入京した際、文華殿大学士馮溥の邸宅に客居して、「佳山堂六子」（いずれも浙西の人士）に数えられている¹¹²。毛奇齡と毛先舒とは音韻の学と礼学、毛奇齡と王嗣槐とは、周惇頤『太極圖説』をめぐる議論と性理の学において、学問的関心を共有している。

毛奇齡が于謙を論ずるのは、『經問』巻五第二条の「明景泰帝讓位禮・易儲禮」であり、主要な門人の一人である盛唐（紹興府山陰県の人、「西河先生傳」の撰者）の質疑に答えて、全三項からなる議論を残す¹¹³。さらに、『經問補』巻二には、方邁（閩県の人。康熙庚戌の進士。蕭山知県）の質疑に答えての補足の議論として「英宗復辟事」一条が、収められている。『經問』は、書名に見えるどおり、門人・知友との質疑・応答の形式をとった経学の論文集であり、明代の史事を取り扱うのは異例である。『經問』巻五の注記によれば、毛奇齡の于謙論は、元来、『史論』（未刻）中の一編であったが、内容が礼制に関わり、ことが重大であることから、特に、『經問』に収録したという¹¹⁴。こうした経緯からうかがわれるとおり、景泰帝・于謙をめぐる問題は、毛奇齡においては、一種の礼制解釈論として取り扱われたのであり、これが、他の論者の弁護論とは次元を異にするゆえんである。

問者の盛唐が、毛奇齡に対して、「于謙の瑕疵として取りざたされている」と提起するのは、一つは景泰帝をして英宗帰還後に讓位させなかったこと、一つは易儲の断行を諫止しなかったことの二点である。景泰帝が皇太子朱見深をさしおいて即位したことについては葛芝「于謙論」が、英宗を南宮に禁錮したことについては陸次雲「于忠肅論」が、それぞれに弁護を試みていたが、どの論者も、「英宗が帰還した時点で、これに皇位を返還すべきであった」という過大な要求については、ことさらに弁護していなかった。毛奇齡はあえて、「景泰帝は英宗に讓位すべきであったのか」をもとりあげている。

讓位、易儲という二つの争点のうち、毛奇齡の本領が発揮されるのは、「皇位の返還」論ではなく、「易儲」論の側である。ここにいう毛奇齡の「本領」とは、彼が、専らに礼制解釈の次元

¹¹² 陳康祺『郎潛紀聞二筆』巻十五「佳山堂六子」

¹¹³ 本稿では、『經問』は、『影印文淵閣四庫全書』經部所収（第191冊）を用いる。ただし、篇目は『西河合集』經集所収本に依る

¹¹⁴ 毛奇齡『經問』巻五第二条第一項注、「舊以此入《史問》中、今《史問》未刻、且遺命恐蹈宋人史論結習、戒勿多存。又此問多議典禮、所係重大、故仍錄入《經問》中、觀者諒之。」

で易儲を扱って、土木の変の後の時勢、于謙のおかれた困難な情況等々を云々しないことをいう。ただし、その毛奇齡も、「易儲」ではなく、「讓位」を論ずる場合には、材料の欠如により、他の論者たちと同様に、情・勢に照らして論ずるよりほかないことを認める。

毛奇齡は、英宗の帰還時にあって、景泰帝からの讓位が不可であることの理由を三点、数える。第一には、皇位は重大で、授受を厳粛に行う。軽々しく譲りわたすことができるものではない。第二には、皇帝が新帝に讓って上皇になることはできるが、新帝が上皇に讓るということはできない。讓った後の新帝の呼称、居所に適当なものがないからである。第三がもっとも重要な理由であり、失國の君は再び、君位につくことはできない。戦禍による苦しみが癒えていないのに、失國の君が復位するようでは、天下の臣民は疑いの心を持ってしまう。

「明景泰帝讓位禮易儲禮」第二項では、いよいよ「易儲の不諫止」が問題となる。易儲を諫めず、かつ、朱見済が薨じて、朱見深を再度皇太子に立てるよう要請する者が出たときも、于謙は何も言わなかった。この点についての盛唐の問いに応じて、毛奇齡は「易儲は可」というより、むしろ、積極的に「易儲すべきであった」とまで論じ、なおかつ、「于謙は易儲が是であることを理解していた」とさえ主張する。曰く、古礼は失われ、事理をつきつめ得るまともな読書人もいないという状況にあって、于謙は賢人のすぐれた資質でもって易儲すべきであることを理解してはいたが、明代の八股文の傾向に染まって古礼については深く読んでおらず、先例にもとづいて明らかにして根拠を準備することができず、そのために、易儲に際しては発言を控えたのであった、と。

では、毛奇齡のいう継承の古制とはどのようなものか。毛奇齡によれば、君位の継承法には、五帝三代よりこのかた、父子間での伝位（伝世）と兄弟間の伝位（伝及）しかない。弟が兄の子に伝えるというのは、断絶してしまったのを続かせるか、篡奪かといった非常時の例外措置である。そして、兄弟間での伝位をする場合でも、最終的には、父子間伝位に行きつく（「然且傳及之法、終歸傳世」）。当然のことながら、父子は無限に継続していくが、兄弟は何人かの間で伝位して、季弟に至れば、父子間での伝位を行なって下の世代へ移行せざるを得ない。君位の継承では、「逆伝」と「疑伝」とを禁則とする。兄弟君主のうち、季弟が子に伝えるのが「順伝」、季子から戻して兄の子に伝えるのが「逆伝」であり、「逆」は「乱」である。季弟が子に伝えれば「信」であり、兄の子に伝えるとなれば、伯兄の子に伝えるのか、それとも、仲兄の子に伝えるのかというまぎれ（「疑」）が生ずる。まぎれは、争いのもとである。それゆえに、兄弟間での伝位は、最後には「季弟からその子へ」という父子間での伝位に帰着するのが原則とされる。兄弟間の伝位は、一応は、「及」として父子間の伝位と区別はつけるが、宗廟に奉安した後はすべて父子として一律に「世」として扱う。「叔父から甥へ」といった伝位は行わず、すべて、「兄弟」「父子」での伝位に継承方式を限定しているのは、継承の安定性を確保するためであった。

重位を継承するための大礼については、先王は二つの方式に限定して、「父子」「兄弟」とし、（宗廟で序列を定める段階においては）さらに一つの方式にしぼって、「父子」として表現し、叔姪やその他傍系の一族には、継承の候補者として参与させることは絶対にし

ない。なぜそうするかといえば、継承をめぐる争乱を予防するためである（毛奇齡『經問』卷五第二条「明景泰帝讓位禮易儲禮」第二項）¹¹⁵。

毛奇齡がこの説のうらづけをとるのは、兄弟間での伝位が多く行われた殷であり、また、春秋時代にあつて、（毛奇齡の所謂）原則から逸脱して、「弟から兄の子」へと伝位したがために紛争が生じてしまった事例である。曰く、殷では、二十八君のうち、二人の例外を除いては、すべて兄から弟へ、弟からその子へと伝位しており、弟から兄の子へと戻すことはない。例外の二君についても、一例は弟の子が幼かったという事情があつた。春秋の宋にあつて、穆公が、兄宣公の子である與夷に伝えたのは「乱」、呉で、諸樊・餘祭・餘昧の三人が兄弟で伝位した後、諸樊の子である公子光が即位したのは、「争」であり、原則から外れた「乱」「争」は、弑逆が発生する原因となつた、と。古礼に照らしてみれば、景泰帝が兄英宗から皇帝位を伝えられた後、皇太子位を兄の子から自身の子へと移したのは、「兄から弟、弟からその子」という継承法の原則に合する正当な措置であつた。

景泰帝による易儲は、古礼に考え、当今の情に照らしても、この上、問題としなければならぬ点はない。于忠肅が沈黙を保つて一言も発しなかつたのは、意見がなかつたのではない。まして、憲宗は、太后によって立てられたのであつて、英宗が立てたのではない。太后は当初、太子を立てて監国にあたらせるとして、監国を郕王に代行させた。それから郕王に詔して即位させ、太子による監国は解消された。こうしてみると、太子が廃されたのは、太后によるものであつて、景泰帝とは関係ない。不幸にも易儲の事は、土司の提起に発し、蜚中の小人によってこうした重大事を行うことになってしまった。さらに不幸なことには、英宗が君位に復帰し、憲宗も続いて皇帝となつた。あちらの側（英宗・憲宗）は日々に立場が強くなっていき、こちらの側（景泰帝・于謙）は日々に立場を後退させられ、遂には、事の経緯は覆い隠されて明らかにはしがたくなつた。易儲の後、朱見濟が薨じた時点で、景泰帝に勧めてふたたび憲宗を立てるとするのは、礼にかなっていない事柄であつた。主上はまだ未来ある年齢であるのに、四年の後に夭折することを見越して、あらかじめ伝位するための準備をしておくなどということがあろうか（毛奇齡『經問』卷五・第二条「明景泰帝讓位禮易儲禮」第二項）¹¹⁶。

こうして、毛奇齡は古代における継承の実例から帰納的に再構成した原則によって易儲が妥当であることを説明し、しかも、于謙は根拠を欠いた直観の域を出ないものではあつても、毛

¹¹⁵ 「是傳重大禮、先王限之以二法、曰父子兄弟、即又限之以一法曰父子、而必不使叔姪輩得參預于其間。何則杜爭亂也。」

¹¹⁶ 「景皇易儲考之古禮、按之今情、而皆無可遺議者。忠肅之緘默而無一言、非無見也。況憲宗爲太后所立、非英宗立也。太后初立太子監國、以郕王攝之、既而詔郕王即眞、則監國廢矣。是太子之廢出自太后、與景皇何與耶。不幸而其事發自土司、以蠻中小人而搆此大事、又不幸而英宗復辟、憲宗且相繼爲帝、在彼則日見其伸、而在此則日求其細、遂至蹤跡揜然、難暴白耳。若其後見濟之薨、勸景皇仍立憲宗、亦無禮者。主上方富于春秋、焉見四年之後必至不祿、而預爲此禪後之舉。」

奇齡と同様の認識に達していたはずだと想定する。さしたる根拠もなく、于謙を高みに置くのは、他の弁護論者たちと同様の肩入れぶりであるが、毛奇齡の場合には、「朱見深を保全するための深慮」云々と、礼学は異なり、礼についての于謙の見識を高く見積もっている。

毛奇齡は引き続いて第三項においても特色ある議論を行う。于謙が、土木の変に際して果たした功績は、一般には、郟王朱祁钰を即位させて、空位状態を解消し、人心を安定させ、かつ英宗の人質としての価値を下げた点にあったとされる。英宗の子ではなく弟を即位させたのも、人質である英宗との父子の情に牽かれてエセンの側からの要求を退けられないという事態を回避しようという于謙の配慮に出るとも解された。問者の盛唐が、世の定評というべきこうした「忠肅用心深慮」を持ち出したのに対し、毛奇齡は「書を読まざる人の言う所」と否定し、施閏章邸での宴席において述べた「微言」を回想する。

かつて史館にあって、同僚が、于公が君を擁立したその忠義と、国のために身を忘れたことを讃えていった。「中国にはすでに君がいらっしゃる」の一語が出てより、敵は意気を阻喪し、英宗を人質にとりしめたものの意味がなく、結果、上皇は復帰し、社稷は再び安定するに至った。だが、于公が身を亡ぼす原因はこの時に兆したのであった、と。一座の人々は、帰って施侍郎の邸宅でくつろぎ飲んでいたが、そこでわたしが、皮肉を込めて述べた。「于公が君を擁立したのは、明王朝中興のための一大良策であった。不可解なのは、晋の永嘉や宋の靖康の時には、一君を立てさえすれば、懷帝・愍帝、徽宗・欽宗を帰還させることができ、建康・臨安を都に全国を保有できたのに、そうした考えに至らず、むざむざ中国に君が不在のまま、神州を転覆させることになってしまった。これは実に笑うべきことではないか」と。施侍郎はここに至って愕然とし、なんと、と叫ばれた（毛奇齡『經問』巻五・第二条「明景泰帝讓位禮易儲禮」第三項）¹¹⁷。

「現に皇帝が拘われて、後継を立てた晋や趙宋のその後のあり様を見れば、新君の擁立など本質的な問題ではなかろう」と皮肉に指摘した上で、毛奇齡は引き続いて論じる。曰く、失君の国は、当然に新しい君を立てるのであって、于謙がいなかったとしても誰かが新君の擁立を議したはずである。実際、晋の永嘉の乱では琅邪王が、宋の靖康の変では康王を立てている。それに、郟王に即位を命じた詔は、皇太后から出されており、挙朝の大臣の公論があつてのことであり、必ずしも于謙一人の手に出るものではない。城門に迫ったオイラト軍に対して、「中国に君有り」と拒絶したというのも、実際の事情は、敵が城門に呼びかけても応答しなかったことから、英宗が怒り、扈従の宦官が城門までやって来てしまい、そこでこれに対することわりの語として止む無く発したのであった。社稷の安定と英宗の帰還とは、景泰帝を擁立したこ

¹¹⁷ 「往在史館、同官頌于公立君之忠、爲國忘身、自「中國已有君矣」一語出、而敵人喪氣、徒挾英廟無所用、以致上皇復辟、社稷再安、而不知殺身之基、已兆于此。合座皆嘆息、歸慰飲施侍讀邸舍。予微言曰「于公立君、是有明中興一大良策、第不審晉之永嘉、宋之靖康在當時、何以不立一君、使懷・愍・徽・欽皆得返、國建康・臨安安全有中夏、而乃見不及此、坐令中國無君、神州板蕩。此皆可笑之甚者」。侍讀始愕然有省、拍案叫快。」

とは無関係であり、于謙の防禦のための策と尽力がなければ後継君主を擁立したところで、敵はまた長駆して侵入してきたであろう。「明の中興は、君を立てたことによって成就したのだ」とは、子供や無学者の言である、と¹¹⁸。

毛奇齡はこのように、「景泰帝の擁立には深慮があり、これこそが于謙の功績の大なるものであった」との定評をにべもなく退けてしまう。これは、「于謙の功は立君にあり」という通念に沿っている他の弁護論者たちにも冷や水を浴びせるにひとしい¹¹⁹。ただし、毛奇齡は、于謙の功績を否定しようというのではなく、彼が言わんとするのは、「社稷の安定、英宗の返還を実現した于謙の功とは、何より、彼が行った防衛のための軍事指導にある」というところにある。于謙のために弁じた他の論者たちにあつては、于謙の軍事上の功績はこれを当然の前提にして、彼の道義上の瑕疵に関心を集めて論じており、ことさらに前提たる軍功の内実が論じられることはなかったのであるが、毛奇齡「明景泰帝讓位禮易儲禮」第三項は、以下、縷々、于謙がうちたてた軍事面の功績を詳述する。こうして、毛奇齡は、「易儲の不諫止は非である」という侯方域流の議論を批判して、返す刀で、于謙の弁護論者に共有されていた「于謙の功は立君にあり」という定評をも切り捨てた。

毛奇齡「明景泰帝讓位禮易儲禮」全三項のうち、彼の本領は、「易儲は非にあらず」という積極的弁護論を、専らに礼制解釈の次元で遂行した第二項にある。同じく「易儲は非にあらず」

¹¹⁸ 毛奇齡『經問』卷五・第二条「明景泰帝讓位禮易儲禮」第三項、「天下には、君を失った国で君を新たに立てなかつた者などない。……四海の大きさ、人民の多さからすれば、一日として共主を持たないわけにはいかない。これは、于忠肅がいなかつたとしても、朝廷で誰かが一帝を立てることを論じたはずである。そうであるから、晉は琅邪王（元帝）を立てたし、宋は康王（高宗）を立てたのである。結果は違つたとはいえ、君を保有したことは同じである。まして、郟王即位の詔は、太后のから出たのであり、その時、朝廷中の大臣に共通の意見があつてのことで、必ずしもすべてが于公に出たわけではない。ただし、「国にはすでに君がいらっしゃる」一語については、辺臣が敵を拒んだ時にこの語があつたはずである。敵が大同を侵し、上皇を擁して城門を開くよう呼びかけたが、大同の首尾にあつては郭登は答えなかつたので、上皇は罵つた。そこで袁彬のようなつまらぬ身分の者が城関の門に頭をつけて、忠勇を誇示してみせたので、「国にはすでに君がいらっしゃる」の一語を出して、防ぎさえざらねばならなかつた。実際のところは、社稷が安泰を得たことと、上皇が帰還できたことは、君の擁立によるものではない。もし、于忠肅が、すぐれた策略を立てて力を尽し、急いで防衛を整えるということがなかつたならば、（宋の）徽宗の後に欽宗が、（晉の）懷帝の後に愍帝がいるといった具合にたとえ国に十君を立てたとしても、敵は長駆して侵入してきたことであろう。「明の中興は立君の一挙にある」というのは、まさに、子供や書を読まない者の言いぐさであり、それなのに、余を挙げてその論を称えているのは嘆かわしいことである。」（「夫天下未有失君之國、而不立君者。……豈有四海之大・人民之衆、而可一日無共主。此微忠肅在朝、亦誰有不議立一帝者。是以晉立琅邪、宋立康王、成敗雖殊、有君則一。況郟王即眞、詔出太后、其時舉朝大臣、皆有公論、不必盡出于公也。第國已有君一語、在邊臣拒寇、當有此言。如寇入大同、擁上皇以呼啓門、而郭登不答、則上皇訶晉、袁彬小人且至、以頭觸關門、鳴其忠勇、則不得不出「中國有君」一語、以抵塞之。其實社稷之得安、與上皇之得返、全不在是。向使忠肅無大策大力、急爲抵禦、則雖微後有欽、懷後又有愍、任國立十君、而彼將長驅以入之、而謂有明之中興在此一舉、此眞孩豎不讀書之言、而舉世稱之、良可嘆也。」）

¹¹⁹ 毛奇齡は、「父子の情に牽かれることを避けるために、あえて朱見深ではなく景泰帝を立てた」という説についても、鄭の成公が晋に拘われ、後に帰国した事例（『春秋左氏傳』成公九年・十年）にもとづき、「君主が帰還しうるかいなかは、後継が立つか否かではなく、和平になるか次第であり、また、子が立つか、弟が立つかには左右されない」と否定している。これもまた、于謙についての「物語」の破壊の一環毛奇齡『經問』卷五・第二条「明景泰帝讓位禮易儲禮」第三項を参照。

と主張した毛先舒「于太傅論」上下篇にあっても、継承についての「定法」(＝父が天下を得れば、子に伝えることができる)から易儲を正当化する論点は見られたが、ここでは、「道義と実績の面から、景泰帝は、英宗に対して優位に立ち、自力で天下を得たといえる」という論点が大きな比重を占めていた。「英宗に対する景泰帝の優位」とは、所詮は論者の主観によって左様される事柄であり、そのために、毛先舒は、魏禧から、「景泰帝にそれほどの功績があったと言えるか?」との反論を蒙っていた。一方、毛奇齡は、于謙の心中の推測や、時勢に対する洞察、英宗と景泰帝との道義面での対比といった要素——史論史学ではこれら人情・時勢の洞察こそが、論者の力量が発揮される要所である——を捨て去って、礼制論に純化し、「君位の継承は、兄弟間伝位と父子間のみ」という原則から易儲の正当性を説明した。毛奇齡のこうした礼学解釈による易儲正当化論も、毛先舒「于太傅論」上下篇と同様に、易儲にまわりつく不義の印象を拭うことに成功しているわけではない。だが、おそらく、毛奇齡にとっての標的は、苛責論者であるか弁護論者であるかを問わず共有されていた于謙論の史論史的枠組みや、于謙にまつわる「物語」(＝君を擁立したことが、それも弟を立てたことが大きな功績である)であって、これにとって代わる議論の枠組みをつくり、「物語」を覆したことで、毛奇齡は所期の目標を達成したのではないか。

結論

魏禧は、毛先舒「于太傅論」上下篇への批判的な感想を書き送った書簡の末尾を、次のような忠告で結んでいる。

わたしが考えるには、古人を論ずるには、いい加減に雷同してはなりません、いい加減に異を立てるのはとりわけいけません。いい加減に雷同するのは、志識が低く暗愚不肖であることから来る過ちであって、名前を世間に売り込むことにはつながりません。おざなりに異を立てる者は、志識が抜きんでて優れ、学問は奥深いところを探り出すほどであり、結果、付会・穿鑿を行うところが必ず多くなり、人の認識を眩まし、心のあり様を動かに足る、という点ではなほだしいです。これは賢智ゆえの誤りであって、そのために毒を流すこと窮まりがありません。蘇氏の論・文章が、千古に超絶していながら、後の君子が遺憾に思わずにいられないのは、まさにこの点があるからでしょう(魏禧『魏叔子外篇』卷五「與毛馳黄論于太傅書」)¹²⁰。

毛先舒の「于太傅論」は、景泰帝への過大評価や「皇帝の家事には臣下は口をはさむものではない」云々に見られたように、于謙への肩入れが過ぎて穏当さを欠くところがあり、魏禧の忠告は肯綮にあたるどころがある。だが、考えてみれば、魏禧の「苟めに異を為す可けらず」という忠告が、まずもって向けられるべき「志識高明」にして「學問、能く鉤深素隱する」者

¹²⁰ 「禧嘗竊謂論古人者、不可苟爲同、尤不可苟爲異。苟同者、志識卑暗愚不肖之過、不足自顯名而已。苟爲異者、志識高明、學問能鉤深素隱、則附會穿鑿之處必多、足眩人聽聞、移其心術者必甚、此賢智之過、流毒所以無窮。蘇氏論文章橫絕千古、後之君子不無遺憾、亦正坐此故耳。」

とは、毛先舒ではなく、侯方域ではなかったか。

元来、于謙の評価をめぐることは、易儲を諫止しなかったことや、復儲を要請して処罰された人々を救わなかったことが問題視されるにしても、彼の天下に対する寄与がこの上ないこと——「社稷の臣」と呼ぶに値すること——を疑う声はなかった。同じく明代史上の政治事件に関わるといっても、建文朝における方孝孺の場合のように、その再評価に明朝皇帝への配慮を要するわけでもなく（于謙殺害の咎はすべて石亨・徐有貞らが背負わされた）、于謙の公式の名誉回復も早々に果されていた。明季に至っては、内外の危機が、人々に改めて于謙の功績を思い起こさせ、さらに、政治論において、事功を欠いた一面的な道義追求への反省が深まっていたことも、于謙への肯定的な評価の追い風となっていたであろう。

ただし、明季の危機的状況は、事功重視論の反対の極に、問題の根源を人心風俗の厚薄に帰し、妥協なく道義を追求する思潮をも形作っていた。雨花臺の宴席にあって、「于謙の瑕疵に目をつぶるわけにはいかない」という呉應箕の仮借なき態度は、明季士人の一方の極を表現するものであった。ここにさらに、おそらくは「浙籍」の沈某が抱いていたであろう地方意識とが交錯し、于謙の評価問題は論争の主題へと転じうる火種をうちに抱えていたと言えよう。この緊張状態において、侯方域は、「于謙は社稷の臣にあらず」という挑発を投げつけ、議論を沸騰させた。

「社稷臣、非可以功論也。……道之所在、毅然争之」という侯方域の一撃は、ものの見事に成功をおさめた感があり、反論者たちは、侯方域の設定した枠に釘づけにされたかのように、「道義」を焦点として于謙を論じ、あくまで、「道義を全うした」功臣としての于謙の形象を保とうとする。論者たちにとって、于謙は、「救時宰相」張居正流の人物であってはならないのである。こうした志向のおもむくところ、于謙の弁護論は、「道義か事功か」の二項対立のもとに、「事功の偉大さを評価して、道義上の過失は、社稷の臣としての資格には影響させない」——「其の功を稱して、其の節を略す」¹²¹——という方向性での議論ではなく、あくまで、道義の側において于謙の過失を減殺し、「道義と事功とを兼備した于謙像」を守ろうとする趣旨となった。具体的には、弁護論者たちは、侯方域が于謙に道義の貫徹を要求し、貫徹しえなかった背後に保身の心情を読み取ったことに対抗して、「道義」を貫徹しえなかった困難な情勢の説明と、沈黙の背後にあった（はずの）深慮を縷々論ずる。呉肅公・王弘撰らの標準的な弁護論が、于謙の沈黙のうちにその深謀遠慮をあれこれと読み取るのは、于謙への肩入れが過ぎるかにも思われるが、侯方域が、「以為」を連ねて、于謙の心意をあれこれと詮索したことに反論するには、彼らとしては、于謙の心中の潔白を説明せざるを得なかったのである。

魏禧から「いい加減に定論に異を立てるべきではない」と忠告された毛先舒にしても、彼の「易儲は非にあらず」論の強引さは、郷里の先人を貶める挑発的な「異」論を前に、極端の側

¹²¹ 「稱其功而略其節」とは、錢澄之（萬曆四十〔1612〕年生）が、孔子の管仲に対する評価の姿勢として想定するものである。管仲は、元来つかえていた子糾の仇敵にあたる子白（桓公）に仕えたという失節があった。にもかかわらず、孔子が管仲を肯定的に評価したというのは、「其の功を稱して其の節を略し」てのことであり、またそれは、死節は一身に、死ななかつたことは天下に関わったからだ、とされる。「聖人亟稱其功而略其節、以死節事關一身、而不死所係者在天下也。」（『田間文集』卷一「管仲論二」）

に大きくふれてしまったという面があろう。ひとたび針がふれた結果として、極端に対して極端で応ずることになっているのは、毛先舒をたしなめた魏禧とても同様である。毛先舒が「英宗は、位を失い社稷を危険にさらし、景帝は立ってこれを安んじた」とするのに応じて、魏禧が、英宗を「年はまだ若かったし、大過があったわけではない」、景泰帝を「残忍貪鄙を極める」とそれぞれに評しているのは、売り言葉に買い言葉というものである¹²²。古人を論ずるにはいかなる態度で臨むべきか、一般論の次元で論ずるならば、度を過ぎた気味のある弁護論者の毛先舒と、その行き過ぎをたしなめる魏禧との間で隔たるところはないはずであった¹²³。しかし、侯方域の挑発は、論者たちの平静を失わせ、「士君子立言論人、宜平其衡而設身」（王弘撰）という共通理解を見失わせてしまった感がある。忠臣于謙に対してすらより徹底して道義を追求するか（呉應箕が引く「責備賢者」である）、あるいは、道義・事功を兼備した于謙の形象を守るか——いずれの立場も忠節を宣揚したい点にかわりはない——という問題が孕んでいた緊張の度合いを窺い得よう。

以上、于謙の評価をめぐる議論は、「道義か事功か」の論争ではなく、対立する双方が大きく「道義」に傾いた議論を行っており、その点で、明末清初の士人たちの思潮を反映するものであった。ただし、一連の議論は、「論の型」という点では、史論史学の伝統から外れてはいない。古の忠臣・英傑が、道義と客観的情勢とをはかりくらべて眼前の問題にいかに対応したかを、その立場に身を置いて追体験し——道義の所在を見極め、当時の客観的情勢を考察し、当事者の深慮をあとづける——、その上で、評価を下し、あるいは、当事者がとるべきであった方途を提示する。こうした史論史学は、宋代以来、盛行するところであり、侯方域「于謙論」には、特に蘇軾の史論の影響が所々に垣間見えた。魏禧が、毛先舒への忠告の中で、「才能・學問があつて、通説に異を立て、世間の耳目を惑わす者」の典型として、「蘇氏」の名を挙げるのは示唆的であろう。この場合の「通説に異を立てる」とは、秦始皇帝・馮道を積極的に評価する、とか、倫理に反した術策や剥き出しの強権を、実効性をたてにとつて肯定するといった議論ではない。世の定評では倫理上の瑕疵が見いだされないとこにあえて瑕疵を見だし、より高い次元での道義をつきつけてみせ、また、その一方で、客観的情勢を冷徹に分析し、当事者の心情を苛細なまでに推察する——「時勢人情を揣摩する事が度を過ぎる」¹²⁴——といった論である。それは、一見すると、儒家流の正論の外貌を呈する点で、まさに、魏禧のいうところの「眩人の聽聞を眩まし、其の心術を移すに足る者」であり、侯方域「于謙論」は、こうした史論の型に則るものであった。一方、論者たちの弁護論は、魏禧が問題視するような蘇軾・

¹²² 袁枚の「駁侯朝宗于謙論」（『小倉山房文集』卷二十）は、魏禧を侯方域と一括りにして、「侯朝宗隔二百年、始生異議、魏叔子從附和之、此非持論之苛、由其學識之小故歟」と難ずるが、侯方域はともかくも、魏禧に対する批判としてはあたらぬ。魏禧は、あくまで、毛先舒の行き過ぎを、「太傳定社稷、不可以一事沒其大功。不諫之失、正不必爲太傳諱」という常識論の立場からたしなめているに過ぎず、ことさらに于謙を苛責しているわけではない。

¹²³ 毛先舒『撰書』卷七「答寧都魏冰叔書」、「君子之道古、當設身以處之、而原情酌勢、不爲一切過苛之論、則後世可以遵而行之、亦使九原心服。」

¹²⁴ 狩野直喜が「余りに筆が鋭くして、時勢人情を揣摩する事が度を過ぎる」と評するのは、特に魏禧の史論についての評である。前掲狩野直喜『清朝の制度と文学』「清朝文学 第一編・順康・雍正時代 第一章 古文」の47頁。

侯方域流の警拔さを売りとした論でこそないものの、ただし、客観的情勢と当事者の心情を勘案しつつ道義を問題にする点では、やはり史論史学の型を履むことに相違はなかった。

侯方域とその批判者たちが共有していた史論史学という土俵の性格を浮かび上がらせるのは、于謙をめぐる議論に参加しつつも、一人、半ば局外に立ち位置をとっていた毛奇齡の立論である。毛奇齡は、こと易儲に関しては、于謙の深慮、英宗と景泰帝の優劣は一切、問題にすることなく、礼制解釈に切り詰めて、景泰帝の易儲が、「兄→弟→弟の子」という皇位継承の標準に合しているとして正当性を論じた。毛奇齡が、自身の于謙論に関して遺命したという「恐踏宋人史論結習、戒勿多存」とは、その意図するところがこれ以上には説明されておらず詳細はうかがえないが、彼の于謙論は、確かに、「宋人史論」の窠臼を超出するものであった。毛奇齡を傍らに置くことで、苛責論と弁護論を問わず、明末清初における于謙論の質的な共通性——粗探しであれ最員の引き倒しであれ、「人情時勢についての揣摩」を出るものではない——が見えやすくなるように思われる。